

## 第5回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成30年9月18日(火) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 宮 澤 一 照  
副 委 員 長 阿 部 幸 夫  
委 員 横 尾 祐 子

委 員 佐 藤 栄 一  
" 村 越 洋 一  
" 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 11名

市 長 入 村 明  
副 市 長 市 川 達 孝  
総 務 課 長 久 保 田 哲 夫  
企 画 政 策 課 長 松 岡 由 三  
財 務 課 長 平 井 智 子  
市 民 税 務 課 長 小 嶋 和 善

教 育 長 小 林 啓 一  
こ ども 教 育 課 長 平 出 武  
生 涯 学 習 課 長 山 本 毅  
妙 高 高 原 支 所 長 小 林 孝 幸  
妙 高 支 所 長 内 田 正 美

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明  
係 長 堀 川 誠

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第72号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第73号 妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定について

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第4号)のうち当委員会所管事項

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

議案第82号 平成29年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

陳情第5号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情

10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

---

○委員長(宮澤一照) ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第72号及び議案第73号の条例改正2件、議案第74号の所管事項の補正予

算1件、議案第76号の所管事項及び議案第82号の決算認定2件の合計5件であります。

---

議案第72号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第72号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第72号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業における代替保育の要件について、家庭的保育事業者などと代替保育を行うものの役割分担と責任の所在の明確化や代替保育提供者の本来業務の遂行に支障が生じないための措置の実施を条件として緩和すること、食事の提供について、保育所等から調理業務を受託しており、給食の趣旨を十分理解するとともに、衛生面など適切な調理遂行能力の保持、アレルギー等への対応が行える事業者からの外部搬入を可能とするなどの特例要件の拡大、自園調理に関する規定の適用猶予に係る経過措置として必要な体制の確保という努力義務を課しつつ、経過措置の期間を5年から10年に延長することなどについて条例を改正するものであります。

施行日は、公布日となります。

なお、当市において家庭的保育事業等を実施している事業者はおりませんので、条例の改正による不利益等は発生しません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第72号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第72号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議案第73号 妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第73号 妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第73号 妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、昨年9月に寄附を受け、現在改修を進めております旧盛田昭夫記念体育館を体育施設として市民などの利用に供するため、施設の名称や使用料を定めるものであります。

まず、名称につきましては、新井総合公園に隣接し、公園との一体的な利活用が見込まれることや市民にわかりやすく浸透しやすい名称として新井総合公園体育館としたいものであります。アリーナは、バドミントン2面、バレーボール1面が可能で、1階の旧トレーニングジムを改修し、ミーティングや軽運動などが可能な多目的室として開放いたします。

使用料につきましては、アリーナはほぼ同様の規模である姫川原コミュニティスポーツセンターの使用料と同額とし、多目的室はアリーナの料金を基準に、アリーナとの面積比率によって算出した額といたしました。今年度中に改修工事を完了し、来年4月からの供用開始を見込んでいることから、条例の施行期日は平成31年4月1日としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第73号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 盛田体育館についてはまあまああれなんですけど、関連でもって伺いますけども、附属施設の関係で、新井南体育館放送設備1回につき1,000円となっているのですが、この放送設備というのは、どこに設置してある放送設備のことを言っているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新井南体育館の放送設備というのは、もちろん南体育館のステージとか、そういったものが使える館内での放送設備という意味でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 当然館内の放送設備なんですけど、本体は体育館の正面玄関入ったところの右側にあるのだよね。そのリピーターが体育館脇の下に入っていくとか、ステージ上がるというか、その入り口のどこにあるんだけど、これ完全に機能していますか。確認していますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ちょっと今私ここではっきり申し上げられませんが、確認はできておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくね、確認と同時に、メンテが行われていないはずなんです。最初にこうやって出したときのをそのまま継続しているんだろうというふうに思うんですけども、かつてと違っていいですかね、いつも新井南部まつりをやっているときに、あの放送設備を使おうとしてもなかなかうまくいかなくて、結局のところは別の放送設備でもってやっていたんですよ。これは、ただでそういう形でもってきちんと使えない状態でもってここに計上してあるというのは、どうなんかなというふうに思うんでね、これはぜひ確認して、こうやって書く以上はきちんと使える、可能な状況にしておいていただきたいし、ほとんどこの放送設備というのは使う用がないというパターンだと思うんでね、そこのところはきちんと精査してもらわなきゃなんなというふうに思うんですが、再度お願いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 南体育館の放送設備の関係ですが、委員さんもおっしゃったとおりですね、かつては南部まつりですとか、あそこでいろんなスポーツ大会も行われていましたので、その際には利用されていたと思いますけれども、最近は確かに利用する機会も非常に少なくなってございまして、そういうこともあって、設備がちゃん

と稼働しているかどうかという確認も少しおろそかになっている部分もあるかなと思いますので、改めて確認をして対応したいと思います。

○委員長（宮澤一照） ちょっとかわって。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと一、二点聞きたいんですけども、この盛田、あそこの体育館、体育館のとこ先日我々で見に行ったんだけど、そこのところに例えば事務室とかあるじゃないですか、事務室とかにですね、本当にそのまんまのまんままで置いてあったと思うんだけど、あそこにはプライバシーに関するものが結構あったと思うんですよ。機密情報と言ったらおかしいけれども、そういうものというのは皆さん方どのような処理をされているのでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 事務室棟のほうも含めてですね、旧盛田スポーツ財団の所有物であったものについては、改めて中身を点検してもらって、必要なものは全部搬出をしていただきました。残っているものは、こちらでもう廃棄処分をしいというものでございますので、それは順次私どものほうで廃棄処分をさせてもらうという考えでおります。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あそこの中ですね、ウェイトトレーニングだとかね、そういう器具というのが非常に評判がよかった経緯があったんですよ。あの辺のものというのは、使えるものというのはそのまま継続で使わせてもらうような形になっているのでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） トレーニングジムにありましたマシンですが、私ども寄附を受けたときには、既に多くのものが処分されていて、残っているものはわずかでしたけども、それについても私どもも状況を確認したんですけども、まずメーカーが海外製、海外メーカーのもので、しかもそのメーカーはもう既に存在していないということです。かなり使われなくなってから年数も経過しているために、安全に使用できるかどうかというのは、ちょっと不明ということで、今回処分をさせてもらうということにしております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これ処分するというのは、幾らぐらい処分料というのかかるのでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 私どものほうで搬出をして処分するというので、特に処分料というのは予定はしておりません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あの上のところですね、シャワールーム等いろいろあるんですけど、それももう全てメンテナンスして直していくという方向で考えてよろしいのでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 2階にありました更衣室につきましては、ちょっと内装等をリニューアルして開放するという予定ですが、シャワー室については、今回シャワー機能は閉鎖してシャワーは使えないような状態にするということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 非常にね、小会議室という形で有意義にできるところもあるんだけど、例えば事務所とかですね、それから会長室というんですか、来賓の方来られると、ああいうところの施設に関しての整備はどのようになっているのでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今回の改修では、まずは寄附を受けた体育館を安全に利用できるようにするということが最優先ということで、体育館棟については、雨漏り等の修繕しますけれども、事務室棟のほうは当面は雨漏りをとめる程度にとどめてですね、今後の利用状況とか、利用者の皆さんのニーズを踏まえて、今後どうするかというのは検討していきたいと思います。今回の改修では、特に手をつけないという考え方です。

○副委員長（阿部幸夫） 委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第73号 妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいまお話を頂戴いたしました補正予算（第4号）につきまして、市民税務課所管につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたします。予算書13ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳整備事業475万2000円は、住民基本台帳法施行規則の改正に伴い、地方公共団体システム機構が管理するマイナンバーカード管理システムと住民基本台帳全国センターが保有する最新の本人確認情報の利用、突合が可能となったため、死亡や国内外への転出等最新情報をマイナンバーカードに反映できるよう住基システムの改修を行うために改修費用を計上したものであります。

なお、この改修に当たりましては、国の補助を受けるに当たり、人口規模やシステム類型に応じた事業費の上限が定められており、国の積算基準を踏まえ、適正な積算と事業執行となるよう努めてまいりたいと考えております。

戻っていただきまして、予算書9ページをお開きください。次に、歳入について御説明いたします。15款2項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金475万2000円は、さきに申し上げました住基システムの改修費用に対しまして、国100%補助を受けるものであります。

以上、御説明申し上げますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 続きまして、こども教育課所管分について御説明を申し上げます。

補正予算の10ページから13ページをごらんください。2款1項19目23節償還金利息及び割引料のうち、下段の精算返納金（こども教育課分）838万7000円につきましては、平成29年度に実施した各事業について、事業費の確定に伴い、国・県負担金などが確定したことにより返納するものです。具体的な内容としましては、子ども・子育て支援交付金事業、児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業、母子家庭等対策総合支援事業並びにひとり親家庭等医療費助成事業の各事業の確定によるものです。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、8ページ、9ページをごらんください。20款繰越金は、平成29年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第74号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 戸籍住民基本台帳整備事業、いわゆるマイナンバーカードについて伺います。

このマイナンバーカードに関してはですね、議案出たたび、たびたび聞かせていただいておりますけれども、それだけですね、このマイナンバー絡みのシステム改修、これ非常に多いなというふうに感じています。これ全額ですね、国から出るといふことですが、この概要にあるようにいろいろ説明書いてあるんですが、なかなかよくわかりにくいんで、この辺もうちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、今回システム改修を実施するに当たりまして、法的な考え方がまず整備されたということで、システム改修を行うということでございます。具体的には、昨年度地方公共団体情報システム機構法の一部改正を受けまして、住民基本台帳法施行規則の施行に伴いまして、法的にも現在地方公共団体情報システム機構ということで、Jリスが管理をしているシステムといたしまして、マイナンバーカード管理システムと同様ですね、住民基本台帳全国センターの最新情報につきましても、地方公共団体情報システム機構が管理をそれぞれしておりますが、これまでは法的には同じ機関で、同じ機構で最新の情報管理をしておったわけですが、法的には相互の利活用が、突合等がですね、できなかったということで、法整備になったということで今回システム改修することによりまして、相互の最新情報を利用することによってですね、マイナンバーカードの内容につきましても、最新の重機情報等を反映した格好に変更できるといったような内容でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） やはりですね、物理的に物を動かすのと違って、システムのことなので聞いてもやっぱりよくわかりませんでした。こういうところですね、かなり専門的な分野になるので、そういった分野はやはりですね、しっかりと管理していただきたいなというふうに思います。

そのマイナンバーカードの交付状況について続いて伺いたいと思うんですが、3月にですね、私も同じように質疑したときに、1月末の交付枚数として2862枚、8.52%というふうにありました。なお、また別の資料にはですね、3月の末の交付枚数ということで2960枚という御提示をいただいているんですが、その辺現在どんなふうな状況でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 7月末現在ということでございます。交付枚数につきましては3114枚ということで、人口の交付率につきましては、10.4%でございます。なお、その後ですね、まだ交付は受けていないんですが、申請をしている件数ですが、3603枚ということで、11%ということで年々少しずつ交付率がふえてきているということで、県内20市町村の中では第9位というふうな交付率の状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 順調に伸びていていいかなというふうに思います。

そこですね、今申請件数というのを御紹介いただいたんですけど、この申請件数に対して、当然交付枚数は少なくなるわけですよ。その差というか、それというのはどういうことなんでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらの差につきましては、市民の皆様方がですね、市のほうで交付申請なり、文書を郵送ですね、交付をいたしまして、カードの発行機関であります地方公共団体情報システム機構、いわゆるJリスというところで3週間ほど発行に時間がかかるということで、時間的なロス枚数というふうな格好になります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 時間のロスはわかるんですけども、そうするとその時間のロスを考えれば、3600枚がじきに交付できるという考え方でよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） はい、そのとおりでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。

じゃ、続いてですね、マイナポータルの活用について伺いたいんですが、個人のパソコンでログインして使えるマイナポータル、こういったものを活用しようということで御案内あるかと思えます。そんな中ですね、それを使えるよということで、各課への呼びかけ、働きかけ、こういうものも関連してくると思うんですよ。今回ですね、子育てワンストップサービス、これを利用拡大の中で、いろんなことがなされているかと思うんですが、そういう意味でほかにもあるかもしれませんけど、関係課との調整、こういったものがどんなふうに行われているか、伺います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、マイナンバーのその番号付番につきましては、市民税務課のほうで実施しておりますが、それ以外につきましては、情報管理ということで、全庁的な管理をしております。ちなみにですね、今ほど独自利用ということで、子育てワンストップサービスの電子申請ということなんですけど、ことしの7月からの試験運行を始めているということでございます。それから、他市町村との情報連携が昨年11月から本格的に稼働しておりますので、これらにつきましては、税の課税ですとか、保育料の算定等ですね、他市町村と本格的な連携を開始しているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） このシステム改修の関係ですね、今言われたように何度も出てきているという形、法的に固まったところ言っているけれども、今回はまた死亡や国内外への転出移動云々と、これは当初からはこの部分追加になって、これ順次少しずつ追加されていって、中身が膨らんでくるという、こういう形になっていくと思うんですよ。その辺のところを今後の動向というのは、どのような見方をしておりますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、個人情報ということで、厳格な管理が必要だという考え方が基本的にございます。

そういった中で、年金事務所での情報漏えい等を踏まえながらですね、本来であれば同じ機関がですね、情報連携ができるようにということで、マイナンバーカードの管理システムの最新情報と住基の最新情報を本来であれば当初から突合できればいいんですが、情報漏えいの危険性があったということで、あえて法的にもできるものを接続しなかったといったようなことをですね、踏まえながらシステム改修が順次適切に個人情報の管理がなされてきたということで、国のほうで法的にオーケーが出たというふうな状況でございますので、これで一通りのものが全てそろったのかなというふうに受けとめています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今回はそういうふうということなんですが、これまでの経緯の中でですね、就職関係、税金関係ということでもって、企業との兼ね合いがあると思うんですが、今は企業との兼ね合いの関係はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 大きくはですね、個人市民税の特別徴収ということで、特別徴収の企業向けの通知書に対しまして、マイナンバーを記載してきたということで、いろいろ情報漏えいとかですね、各企業の負担が非常に強まっているということで、昨年度そういうふうな格好でですね、各企業への納税通知書の通知番号のところにマイナンバーが記載されておったんですが、それを国のほうとしまして指針が出まして、今年度からその指針については廃止ということで、つけないでいいですよというふうなことになりました。ということで、大きくはですね、いかにマイナンバーの個人情報の漏えいを防ぐかという視点とですね、いかに活用していくかという中で、活用というベースとして社会インフラの一環としてマイナンバーを円滑に整備するののかというふうな中で、順次民間のほうにも拡大をしてきているというのが実情となるというふうと考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 結局じゃ、企業からの報告の中にはマイナンバーは除くということでもいいわけですね。そうすると、企業のほうとしては、マイナンバーの件については、タッチしないという形なんですか、どこまでタッチして、申請段階でもってそれは出さんでもいいと、それだけのことなんですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、行政機関のほうから各企業の皆様方のほうに提出をさせていただく文書にはマイナンバーを記載をしないということでございます。一方で、行政機関への申請につきましては、各個人の皆様方がマイナンバーを取り扱う源泉徴収票の提出の際には、各企業のマイナンバーを取り扱う関連の事務員の方に証明書をマイナンバーを提示をして、本人確認をする中で、マイナンバーを確認して、それを各行政機関、税であれば給与支払報告書等の支払い義務の際には、基本的にはマイナンバーの記載が必要になってくるといったような流れになると思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） もとのほうではね、個人情報を厳格に漏れないように、しかし今みたいな形の中で、統一されない使用方法というふうになってきたときに、ちゃんとした、ちゃんとしたという失礼かな、企業の側のほうとしても、管理上の問題でもっていろいろ統一され切れないという、こういうのも出てくるかと思うんですけども、そこはそれなりきということで、厳格な指導が必要なんだろうというふうに思います。

それで、その関連でなんですが、これまで改修、改修を何回かこうやってきてなんですが、その経費状況、財源は100%国だけで終わっているのか、それにあわせてプラスアルファで出されているのか、その辺の状況はどうなっ



ていますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的には住基の関係につきましては、国100%の補助を受けて対応させていただいているという状況でございます。それ以外の税、福祉の給付等ですね、あと子供関係につきましては、基本的に3分の2ということで、特別交付税措置で対応するというので、各自治体の負担も発生してきているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、基本的には100%だと。市税と子供の関係については3分の2ということであれば、その3分の1というのはおおよそどのぐらいの出費になっていますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今ちょっと手元に資料ございませんが、全国の自治体を挙げた中で、一斉の取り組みをしているということで、妙高市におきましても、全体の事業費につきましては5000万円以上ということになってきておりますので、一定の金額が妙高市のほうでも負担しているといったような状況かというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

---

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定のうち総務課所管の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書の18ページをお開きください。上段の9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、関山演習場の用地及び当該区域内にございます工作物等の固定資産の価格ですとか、市の財政状況などを勘案して交付されたものでございます。

少し飛びまして、32ページお開きください。下段の15款2項6目3節民生安定施設助成事業補助金でございますが、これは水上コミュニティセンター建設に係る国からの補助金でございます。

めくっていただいて、34ページお開きください。上段の集落活性化推進事業補助金でございますが、旧姫川原小

学校の外部改修工事と旧コミュニティセンターの解体工事に係る交付金でございます。

40ページをお開きください。上段の16款2項6目2節電源立地地域対策交付金でございますが、市内の水力発電施設に対する交付金でございますが、消火栓整備ですとか、消防車両の整備、消防団員の活動服の整備に充当いたしました。

少し飛びまして、52ページをお開きください。下段から54ページにかけましての21款5項3目1節雑入の総務課分でございますが、退職職員の公営企業に所属していた期間分の退職手当の負担金、それから東日本高速道路株式会社から措置されます高速自動車道救急業務支弁金、さらに新井頸南広域行政組合の解散に伴い、プロパー職員を市職員として受け入れたことに伴いまして、退職に備えた積立金が返納されました県市町村総合事務組合負担金精算金などが主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。70ページをお開きください。中段の2款1項1目職員能力開発事業でございますが、人材育成基本方針に掲げます職員像を目指し、互いに職員としての資質や専門性を高め合い、みずから学び向上する職員を育成するため、各種の研修を実施いたしました。

72ページごらんください。中段からの情報化推進事業でございますが、基幹系システムを初め、市民サービスに直接かかわる各種電算システムや庁舎内のネットワークの安定稼働を図るとともに、マイナンバーを活用して子育てワンストップサービス業務に対応するなど、市民サービスの円滑な提供と行政事務の効率化を図ってまいりました。

76ページをごらんください。中段からの共同型地域コミュニティ創出事業でございますが、住民アンケートの実施ですとか、話し合いの場の設営など住民主体の活動促進を図りました。また、高齢化の著しい地域に、地域サポート人や地域のこし協力隊員を配置し、地域の課題解決の取り組みを支援するとともに、地域外の有志による妙高里山応援団、サトヤマンでございますが、これを設立いたしまして、地域内の道路整備や祭りに参加し、地域活動を応援いたしました。

82ページをごらんください。上段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業でございますが、市報みょうこうのほかフェイスブックやFMラジオなどを活用し、タイムリーかつ継続的に情報発信を行うとともに、新たに道路の損傷や街灯の球切れなどを市民の皆さんから通報していただく地図投稿アプリの運用を開始いたしました。

少し飛びまして、100ページをごらんください。上段の2款1項13目妙高出会いサポート事業でございますが、独身男女を対象とした出会いの機会を提供いたしますとともに、結婚支援の縁結びボランティアを発掘いたしまして、身近な地域や職場での結婚支援の強化を図りました。これらの取り組みにより、2組の成婚につながりました。

少し飛びまして、108ページをごらんください。上段の2款1項19目庁舎周辺整備事業でございますが、市役所西側駐車場の整備完了を目指し、平成28年度に行いました用地購入と物件補償に係る繰越明許費でございます。

大きく飛びまして256ページをごらんください。上段の9款1項2目コミュニティ防災組織育成推進事業でございますが、地域の防災力、減災力の向上を図るため、自主防災組織のリーダーや防災士と連携し、円滑な避難所運営の検討を行うとともに、防災士の資格取得に対して支援を行いました。

260ページをお開きください。中段の9款1項4目防災体制整備事業でございます。災害備蓄品の更新整備を行いますとともに、災害時などの情報収集手段の充実を図るため、無人航空機、ドローンでございますが、1台を導入するなど、防災体制の充実を図りました。

大きく飛びまして、298ページから300ページをごらんください。下段の地域づくり活動団体支援事業では、市民主体のまちづくりを推進するため、市内54の地域づくり自主活動団体に交付金を交付いたしますとともに、自治総合センターの助成を活用した備品整備を進めました。その下の地域の元気づくり活動助成事業でございますが、地

域自治組織やNPO、大学生など3団体に対して補助金を交付し、地域の活性化や地域課題の解決に向けた自主的、自発的な取り組みを支援いたしました。

302ページをごらんください。上段の旧姫川原小学校校舎活用事業でございますが、旧小学校校舎を活用した姫川原コミュニティセンターの屋上防水や外壁塗装などの外部改修工事を行うとともに、旧コミュニティセンターの解体工事と駐車場整備を行いました。その下の水上コミュニティ施設整備事業でございます。老朽化いたしました就業改善センターと耐震強度が不足しておりました旧吉木小学校体育館の施設機能を集約し、新たに地域コミュニティの核となります水上コミュニティセンターを整備するため、用地測量や用地購入を行いますとともに、建設工事に着手いたしました。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。決算書の46ページをごらんください。上段の17款1項2目1節利子及び配当金のうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金利子は、昨年12月に設置した基金の運用による利子であり、一般会計に計上し、基金に繰り入れるものでございます。

続きまして、54ページをごらんください。中段の21款5項3目1節雑入の企画政策課のうち、海外研修事業助成金は、海外研修に要した費用の2分の1が県市長会から交付されたもので、スロベニア共和国等への渡航費用が対象となったものです。その下の新市町村振興宝くじ市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が交付されたものでございます。また、その下の市町村振興宝くじ基金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金の一部が交付されたものでございます。

続きまして、62ページをごらんください。一番下の22款1項1目1節企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、県と沿線3市で締結した並行在来線への投資支援スキームに基づき平成28年度にえちごトキめき鉄道が負担した固定資産税と都市計画税に相当する金額を限度として、同社へ補助金として支出するため、その財源として交付税措置のある市債を活用したものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。90ページをごらんください。上段の2款1項6目の企画費の補助金、えちごトキめき鉄道安定経営支援は、歳入で御説明申し上げましたとおり、えちごトキめき鉄道の鉄道施設の維持管理に要する経費に対して補助したものでございます。その下の行政評価推進事業は、事業を効果的、効率的に実施し、その成果を高めるため、行政評価による事務改善に努めたほか、自治基本条例に基づき市民参加による第三者評価を行ったものでございます。その下の地方創生推進事業は、地域の特徴を生かした自律的で持続的なまちを創生するため、国の交付金を活用した先駆的、先導的な事業や地方創生に資する各種の調査研究を進めたほか、若者視点のアイデアをまちづくりに生かすため、妙高わかもの会議を開催したものでございます。

続きまして、106ページをごらんください。一番下の2款1項18目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費は、昨年12月に設置した基金に調整交付金の一部と、その運用により生じた利子を積み立てたものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課の所管事項について主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。決算書13、14ページをお開きください。上段の2款地方譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税などの収入額の一部が交付されたものです。

同じく14ページ下段の3款利子割交付金から16ページ下段の8款自動車取得税交付金までの各交付金は、それぞれ

れ県税の一部が市町村の人口などに応じて交付されたものです。

次に、17、18ページをお開きください。上段の10款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う税の減収額を補填するため交付されたものです。

その下11款地方交付税は、総額72億5041万7000円で、前年度比1億8994万8000円、2.6%の減となりました。そのうち普通交付税は、地域振興費や高齢者保健福祉費など基準財政需要額の個別算定経費の減少や合併算定がえによる削減などにより、前年度比1億9420万7000円、3.2%の減となりました。一方、特別交付税は災害復旧に要する経費などへの措置額の増額などにより、前年度比425万9000円、0.3%の増となりました。

次に、45、46ページをお開きください。上段17款2項1目市有地売払収入のうち、財務課所管分は1993万9742円で、普通財産4件の売り払いによるものです。

中段の18款1項3目妙高山麓ゆめ基金寄附金の寄附額は6419万円で、前年度比117万200円の増となりました。

47、48ページをお開きください。中段19款1項5目妙高山麓ゆめ基金繰入金は、都市と農村交流推進事業など4つのツーリズム事業に充当するため、繰り入れたものです。また、ゆめ基金の29年度末現在高は1億5848万5000円となりました。

61、62ページをお開きください。下段の21款5項5目違約金及び延納利息のうち、財務課所管分は12万1716円で、市内業者の廃業に伴い、物品売買契約が解約されたことによる違約金であります。

61ページの下段から66ページまで続く22款市債は、備考欄に記載されている事業の財源の一部として借り入れたものです。

次に、歳出について申し上げます。76ページをお開きください。上段の入札制度検討事業は、市民委員による入札制度検討委員会を開催した経費です。

84ページをお開きください。中段の統一的公会計システム整備事業は、国の統一的な基準による財務諸表を作成するためのシステム導入や財務諸表の作成支援のための経費です。

88ページをお開きください。上段の財産管理事業は、市有財産の適正な維持管理に関する経費と旧都市計画事業代替用地を土地開発基金から買い戻したものです。

100ページをお開きください。中段の2款1項16目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金の募集、返礼品、その送付など事務経費と同基金への積立金であります。

次に、大きく飛びますが、330ページをお開きください。中段の12款公債費は、市債の元利償還金などであります。29年度末市債残高は、前年度末と比べて10億1051万7000円減少し、約189億5600万円となりました。

次の13款予備費は、福祉介護課所管の新井ふれあい会館のホールつり物制御装置、いきいきプラザのエアコン室外機の修繕、観光商工課所管の道の駅あらいの給水施設ポンプ修繕、建設課所管の台風21号による公共土木施設の災害復旧に係る経費について、緊急に対応する必要があったため、予備費を充てたものであります。

以上で財務課所管の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

決算書12ページをお開きください。歳入のうち、1款市税は、収入済額が48億2770万7000円で、対前年比0.9%の減となりました。主な税目では、市民税のうち個人市民税では、景気の緩やかな回復基調が継続したことによる給与所得などの増加はあったものの、納税義務者の減少や営業、年金、譲渡所得などが減少したことから、対前年比0.4%の減となりました。また、法人市民税では主要大手企業の一部で業績が大きく落ち込んだものの、その他の企業で製造業などを中心に業績が比較的堅調に推移したことから、対前年比7.3%の減となり、市民税全体でも2%の

減となりました。

次に、固定資産税につきましては、地価の下落、新增築家屋の減少傾向が続くものの、主要大手企業の設備投資や大口滞納案件の滞納整理に伴う徴収率の改善効果から、対前年比0.1%のプラスとなりました。市たばこ税は、健康志向などによる喫煙人口の減少などが影響し、対前年比6.3%の減となりました。

次に、収納状況ですが、現年度課税分の徴収率は、対前年比0.3ポイント増の98.6%を確保するとともに、過年度分の徴収率についても、長期高額滞納者に対する粘り強い納税折衝、滞納整理の強化に努め、前年比4.9ポイント増の12.9%を確保し、市税全体の徴収率を対前年比8.8ポイント増の90.1%まで改善させることができました。あわせて固定資産税を中心に、破綻法人等を中心に法に基づき適切に不納欠損処分を行い、翌年度繰越額を4億5000万台まで削減させることができました。

次に、26ページをお開きください。中段の14款2項1目の1節から3節までの各種手数料は、市税に関する手数料や住民票、戸籍などの各種証明書の交付手数料となります。

次に、30ページをお開きください。上段の15款2項1目の2節及び5節の国庫補助金は、それぞれ個人番号カード交付事務費や社会保障・税番号制度システム改修費などに対する補助金となります。

次に、歳出につきましては、98ページをお開きください。下段の行政窓口サービス向上事業では、手続が1つの窓口で完結するワンストップサービスや木曜延長、土曜開庁を行い、年間を通して親切丁寧で、利用しやすい窓口サービスの実現に努めました。また、市民総合相談室に専任の相談員を引き続き配置し、市民からのさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、弁護士や司法書士などによる無料法律相談を行うなど、市民の不安の解消に努めました。

次の人権啓発活動事業では、第2次妙高市人権教育・啓発開発基本指針などに基づき、市民を対象とした人権、同和講演会の開催や住民票の写しなどの不正取得を防止することを目的とした本人通知制度の登録促進などの取り組みを通じて、市民一人一人の人権意識を高め、差別のない社会の実現に向けた機運の醸成に努めました。

次に、112ページをお開きください。上段の市税徴収確保対策事業では、初期滞納案件の早期催告、差し押さえや長期、高額滞納案件に対する徴収機構と連携した厳しい納税折衝、滞納整理を進め、徴収率の改善を図りました。また、法に基づき適正な不納欠損処分を行い、次年度への滞納繰越額も着実に削減させました。

最後に、112ページ下段から114ページにかけての戸籍住民基本台帳整備事業では、戸籍、住民票の写しの交付など、円滑な窓口業務の運営に努めるとともに、マイナンバー制度の周知や必要なシステム改修、希望者へのマイナンバーカードの交付及び発行申請に係る手続の補助を行いました。

以上で市民税務課所管事項の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 続きまして、こども教育課所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書の18ページをごらんください。一番下の13款2項1目児童福祉費負担金のうち、園運営費保護者負担金は認定こども園、保育園の保育料です。

少し飛びまして、28ページをごらんください。中段の15款1項1目児童福祉費負担金のうち、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、ときわ保育園の運営に係るものです。

次に、36ページをごらんください。下段の16款2項2目児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は子ども・子育て支援新制度に基づき実施した放課後児童クラブや子育て広場などの各種子育て支援事業に対する交付金です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。140ページをごらんください。上段の3款2項1目早期療育施設

「ひばり園」運営事業では、発達のおくれや障がいなどの心配がある子供及びその保護者に対する支援を行いました。また、新たに臨床心理士を配置し、保護者からの相談に応じ、適切な療育のための支援を行いました。

次に、142ページをごらんください。上段の家庭児童相談事業では、健診や家庭訪問などの機会を捉え、子育てに対する不安や負担を持つ保護者からの相談対応を行うとともに、それぞれの事案に応じて個別支援検討会議などを開催し、具体的な支援方法を協議しながら適切な対応を行いました。

次に、下段の子どもの虐待防止事業では、学校や認定こども園、保育園の保護者に対する虐待予防の啓発チラシの配布や支援を必要とする児童や保護者に対して、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携強化や情報の共有化に努めるとともに、世帯の状況に応じた対応を行いました。

次に、140ページ上段のみんなで子育て応援事業では、子育て中の保護者が安心して子供を育て、仕事と両立できるよう、ファミリー・サポート・センター事業、子育て広場運営事業、1歳児家庭訪問など、保護者のニーズや各家庭の状況に応じて支援を行いました。

次に、中段の子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者支援専門員を配置し、関係機関と連携を図りながら、不登校やひきこもりなどに関する相談への対応、家庭訪問による助言などを行いました。また、新たに不登校やひきこもり傾向の方の外出に向けたきっかけづくりや居場所として民間のぷらっとほーむを活用しました。

146ページ上段の3款2項2目認定こども園・保育園運営事業では、安全、快適で質の高い幼児教育や保育サービスの提供を目的として、自然体験活動や職員研修の充実を図るとともに、延長保育や一時保育など、保護者のニーズに対応した保育サービスの提供に努めました。

次に、150ページ上段の和田保育園移設整備事業では、園児数の増加や多様化する保育ニーズに対応するため、平成28年度から取り組んできた和田保育園の建設工事などが完了し、新たに和田にじいろこども園として平成30年4月に開園しました。

下段の3款2項3目放課後児童クラブ事業では、放課後等に就労などで保護者が自宅にいない児童への生活の場の提供と健全育成、保護者の子育てと就労の両立支援などを目的に、各小学校区で開設している児童クラブの運営に対して補助金を交付しました。また、新たに長期休業期間中子供の学力向上や学習習慣の定着を図るための学習支援、保護者の負担軽減のための食事支援を行いました。

続きまして、10款教育費について御説明申し上げます。大きく飛びまして、268ページをごらんください。上段の10款1項2目いじめ・不登校対策推進事業では、いじめの防止と早期解消を図るため、いじめ防止連絡協議会を開催し、関係機関との連携促進と情報の共有化を図りました。また、年々不登校の児童・生徒が増加傾向にあることから、個々の状況に応じた指導や保護者への助言、各学校と関係者の連携による対応を行いました。

次に、下段の学校給食運営食育推進事業では、安全、安心な学校給食を提供するため、食物アレルギーへの対応や地産地消の取り組み、食育指導を行いました。また、給食の安定的かつ継続的な提供や業務の効率化などを目的として、新たに新井北小学校で4校目となる給食調理業務の民間委託を開始しました。

続いて、小学校費です。276ページをごらんください。下段の10款2項1目旧斐太南小学校改修事業では、にしき特別支援学校の教育環境の改善を目的に、平成28年度から取り組んでいた旧斐太南小学校の改修工事が完了し、総合支援学校として平成29年度の2学期より新校舎での授業を始めました。

次に、278ページ、中段の10款2項2目コミュニティ・スクール推進事業は、地域とともにある学校を目指し、学校運営協議会を導入し、それぞれの地域の特色を生かした活動や学校運営を行いました。学校運営協議会については、29年度当初で全小学校に導入されました。その下の基礎学力向上支援事業では、基礎学力の定着やわかる授業の実現に向けて、チームティーチングや大規模校や多人数学級を抱える小学校への教育補助員の配置などを行いま

した。また、家庭学習ノートの活用や全小学校における放課後等学習支援の実施により、基礎学力の定着を図りました。

次に、280ページ中段の特色ある教育活動支援事業では、郷土愛の醸成を重点テーマに掲げ、地域の自然や文化を人材を活用したふろさと学習の実施により各学校が目指す学校づくりの目標や課題解決に向けた特色ある取り組みが行われました。また、小規模特認校である新井南小学校の外国語活動の学習成果を実践するため、台湾で2泊3日の宿泊体験学習を実施しました。

次に、中学校費です。少し飛びまして284ページをごらんください。下段の10款3項1目中学校施設管理事業では、児童・生徒の安全、安心、快適な教育環境を維持するため、学校施設の改修や更新を実施しました。また、経年変化により水はけが悪く、授業や部活動に支障を来していた新井中学校のグラウンドの改修工事に着手しました。

288ページをごらんください。上段のキャリア教育推進事業では、生徒の職業意識や社会的自立、人とかかわる力の向上などを目的に、職場体験学習やキャリア教育フォーラムを実施しました。それらの事業を通して生徒がそれぞれ社会の中での自身の役割や生き方、進路などを考えるとともに、その実現に向けて取り組む意識の醸成を図りました。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 続きまして、生涯学習課所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。決算書32ページをお開きください。下段の15款2項6目3節社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業と歴史文化基本構想策定事業に対する国からの補助金であります。

次に、40ページをお開きください。中段の16款2項7目3節の保健体育費補助金のいがた妙高はねうま国体開催支援交付金は、2月に当市で開催された冬季国体スキー競技会の開催に伴う県からの交付金であります。その下の森林整備加速化・林業再生事業補助金（繰越明許費）は、池の平スポーツ広場のクラブハウス建設に伴う県の補助金であります。その下の4節電源立地地域対策交付金は、芸術文化の振興を目的としたアートステージ妙高推進事業及びスポーツ施設整備事業として、水夢ランドあらいの改修工事に充当した交付金であります。

次に、歳出について申し上げます。296ページをお開きください。下段の妙高市民の心推進事業では、オール妙高あいさつ運動や10月の強化月間への参加促進を通じて、運動の推進、定着を図ってきたほか、新たに7月に環境美化活動週間を設定し、市民の心の実践に取り組みました。また、これまでの推進大会をリニューアルし、中・高校生を交えたトークセッションを取り入れ、市民の心をみんなで考える参加型の催しに変更し、開催いたしました。

次に、298ページ中段の生涯学習推進事業では、市民に多様な学習機会を提供するため、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」を開講しました。より計画的、継続的に学びを深めてもらうため、講座内容を体系的に整理するとともに、コースごとに講座のパッケージ化を図ったほか、各課や関係団体が行う講座、教室を含む学びの情報発信などに取り組み、市民の学習意欲の喚起に努めました。

次に、少し飛びまして、304ページをお開きください。中段のアートステージ妙高推進事業では、東京藝術大学と連携した吹奏楽クリニック、妙高夏の芸術学校など市民の芸術レベルの向上と質の高い芸術に触れる機会の提供に努めたほか、初心者のための絵画教室を開催し、芸術文化活動の裾野の拡大を図りました。

次に、306ページ中段の関山神社周辺文化財総合調査・整備事業では、旧関山宝蔵院庭園の価値を後世に継承するため、修復整備事業3年目として、石組みや地形の崩落が進む北側斜面の復旧工事を行いました。また、再建200年の歴史を持つ関山神社の社殿、宮殿について、国登録有形文化財の登録申請を行い、本年3月27日に登録が決定し

たところであります。

次に、飛びまして、316ページをお開きください。下段から318ページにかけてのスキーマのまち妙高推進事業では、にいがた妙高はねうま国体に向けて整備した池の平スポーツ広場を冬季常設クロスカントリーコースとして開設するとともに、スキー大会やアスリートの育成、強化を支援したほか、地元オリンピック選手などを指導者に迎え、市内の児童・生徒を対象にスキーの体験指導会を開催するなど、競技スポーツの底辺拡大に努めました。

次に、その下のスポーツ等合宿の郷づくり事業では、合宿誘致に向け、大学や旅行代理店への訪問活動を実施したほか、東京オリンピック等の事前キャンプ誘致を実現するため、スロベニア共和国のオリンピック委員会会長を招聘し、スポーツ施設の視察や誘致に向けた働きかけを行いました。

次に、322ページをお開きください。下段のスポーツ施設整備事業では、水夢ランドあらいや妙高ふれあいパークなどの改修のほか、新井総合公園陸上競技場では、日本陸上競技連盟の公認更新に必要な改修や備品の更新を行うなど、利用者が快適に安心してスポーツを楽しめる環境を整備いたしました。

次に、324ページ上段のにいがた妙高はねうま国体開催事業では、当市では16年ぶりとなる冬季国体スキー競技会を2月に開催し、多くの関係者や市民の皆さんが大会運営にかかわる中で、全国から1345人の選手をお迎えし、熱い戦いが繰り広げられました。観覧者数は1万3400人を数え、スキーの聖地妙高の魅力を全国に発信することができました。また、国体の開催にあわせ、競技の運営に必要な施設や設備など、今後の競技スキーの振興に向けた基盤を整備いたしました。

次に、その下の第73回国民体育大会冬季大会スキー競技会施設整備事業（繰越明許費）につきましては、クロスカントリースキーの競技会場となった池の平スポーツ広場の芝生広場やクラブハウス、圧雪車格納庫などの施設整備を29年度に繰り越して実施し、2月のにいがた妙高はねうま国体では、これらをフルに活用し、非常に質の高い大会運営を行うことができました。

最後に、大きく戻りまして、160ページをお開きください。中段の健康保養地づくり推進事業では、昨年オープンしました妙高高原体育館を拠点に、温泉トレーニングプールでの水中運動と気候療法ウォーキングを組み合わせた妙高型健康保養地プログラムの本格的な提供を開始したほか、日本クアオルト協議会の研究大会を当市で開催し、全国にその魅力を発信いたしました。

以上で生涯学習課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 続きまして、妙高高原支所所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

決算書92ページ下段をごらんください。妙高高原支所移転事業は、災害時の地域防災拠点としての機能を確保するため、耐震化されていない庁舎から耐震構造である妙高高原メッセへ支所機能を移転するための改修工事に伴う設計業務を委託しました。

以上で妙高高原所管の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 妙高支所長。

○妙高支所長（内田正美） 続きまして、妙高支所所管の歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書94ページをごらんください。上段の妙高支所管理事業は、妙高支所庁舎などの維持管理のほか、妙高市公共施設有効活用・再配置計画に基づき、老朽化が著しく、また現行の耐震基準に適合していない妙高市総合センターを解体したものであります。

以上、議案第76号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。



○委員長（宮澤一照） これより議案第76号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

まず、質疑の方法について今回から変更しますので、説明をいたします。従前の委員ごとに質疑する方法から、事業ごとに質疑する方法に変更いたします。これにより1つの事業に対して全員が集中的に質疑を行うことができ、中身が濃くなり、効率的であるということから、質疑方法を変更することといたしました。

歳出の審査については、決算書附属書類、主要な施策の成果説明に掲載の事業を質疑し、そのほかの事業は、歳出科目の項の単位でまとめて質疑を行います。

また、歳入の審査については、歳出の事業に関連し質疑を行うか、歳出事業全て行ったうち、歳入の質疑を行うことといたします。何分総務文教委員会が初めてということでございますので、質疑、それから質問も的確にやりたいと思っております。また、持論を述べるのではなく、質疑ができるような形の体制に持っていただきたいと思っておりますので、各委員の皆さん方よろしく認識のほどお願いいたします。また、所管の担当課長も的確な答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の質疑から行います。

2款1項総務管理費に移ります。

職員能力開発事業に対する質疑を行います。

初めに、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 質疑のシステムが変わりまして、やるほうも受けるほうもちょっと初めてで大変だということ、こういうのがあろうかと思いますが、順次よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、成果説明書のページを表示して、その後質疑に入ります。まずは職員能力開発事業、成果説明5ページになります。ここで新分野開拓研修の内容について、まずちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 新分野開拓研修ということで、4件29年度はございました。中身でございますが、1件目は災害用防災アプリの活用について、滋賀県大津市のほうへ視察に行っていました。2件目は、災害対策本部機能の強化ということを中心に、同じく滋賀県の東近江市のほうへ行ってまいりました。それとエネルギー管理講習ということで、一般財団法人省エネルギーセンターのほうに行っていました。最後、4件目、子供の貧困対策ということで、全国市町村国際文化研修所へ行ってまいりました。いずれも1人が行ってまいりました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 新たなところという問題と、特に最近災害対応が非常にでかい問題でありますので、やっぱり机の上だけではちょっとということなんで、大いに新分野を開拓しながら、地元での活動をお願いしたいと思います。

その次は、はねうま運動の実態について、ここでは自己チェック5点満点でもって平均3.56というふうになっております。これで自己チェックして、そのチェックのときのといいますかね、その結果ですね、本人の認識はどうなんだろうと、チェックで終わっているのか、その次のステップはどうなんだろうというあたりなんです、これは何か聞こえていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 自己チェックでございますが、集計をさせてもらった結果が5点満点中の3.56点ということになります。私も適宜去年ですけれども、ISOはねうま運動通信というものを職員宛てに情報提供させてもらっています。その中で、今の例えば自己チェックにつきましても、項目は、は、ね、う、まの項目ごとに5項目ずつありまして、五四、二十項目あるんですけれども、おのおの平均何点だったか、トータルで何点だったかとい

うのを示しておりますし、その中で特に平均的ではあるんですけども、こういうところは自己チェックの評価は高いが、こういう点は幾分ほかと比べて低いので、そこら辺を改めてみんなで気をつけていきたいと思いますというような格好での注意喚起、情報提供はさせてもらっています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） チームとしてやる仕事という位置づけの中で、それぞれに得手不得手がありますから、そこをカバーしながらという形でもってチェックの点数の低いところといいますか、そこはお互いに協力、カバーしながらやっていくという、こういう形があるかと思うんですけども、それとあわせてですね、どうも最近全体を見る中で、役所の中あるいは外へ出ていったときの関係も含めてなんですけども、その場の空気を読んで、やっぱり周りの人に気を使うというかね、適宜という形なんだろうと思うんですけども、そういう対応でちょっとというあたりも若干目につく部分もあるんですよ。したがって、こういう研修をやったりしているという中で、そこにもぜひ踏み込みしてほしいなというふうに思うんです。役所の中での来客に対しての挨拶とかというのはきちんとできているけども、やっぱり地域に戻ったとか、外に出たりしたときのその辺のところの挨拶云々というような形もちょっとというふうに言われたりしているんですけども、そういうのは聞こえていますか、もし聞こえていたら聞かせていただきたいし、その辺のところもぜひ研修の形の中でもって一言つけ加えて言っておいてほしいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 市民の皆さんからそういう挨拶がないとかという苦情が聞こえてきているかというまず聞いていただきますけれども、まとまった形で私のほうでそういう話を聞いているというのはございません。ただ、職員一人一人に対しましては、先ほどのはねうま運動で市民への説明は専門用語でなくわかりやすい言葉を使うですか、もろもろやっております。挨拶につきましては、来週ぐらいからですかね、あいさつ運動が始まりますので、それにあわせて市の職員も通勤途中ですとか、庁舎にいるときはもちろんですけど、積極的に気持ちのいい挨拶をしましょうということで取り組みはさせていただいています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） せっかくですからね、やっぱり同じ仕事をしていても、第一印象という形の中でもって仕事もうまくいくいかん、お互いの気分がいい悪い、この辺もありますので、そののところをちょっと気をつけてもらってお踏み込みをしていただきたいというふうに思います。

次は、協働型健コミュニティ……

○委員長（宮澤一照） ちょっと待ってください。もういいんですか、職員能力開発事業は。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いいです。1つずつ区切るのね。

○委員長（宮澤一照） はい。

今の職員能力開発事業に対するほかの委員の方から何か質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次に、協働型地域コミュニティ創出事業に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この事業の関係では、住民主体の地域のこし活動の促進を図りましたとあるんですが、この内容具体的にちょっと触れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 申しわけありません。今ちょっと聞き取れなかったんですが、もう一度お願いできますか。

○委員長（宮澤一照） もう一度お願いします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 住民主体の地域のこし活動の促進を図りましたというのがあるんですよね。その内容ですね、具体的にちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） その成果説明にもちょっと記載はさせていただいておるんですけども、主には瑞穂地区ですかね、全住民アンケートをとって、その結果課題解決に向けた話し合いというのを進めていただいております。そこら辺を我々行政が押しつけるということではなくてですね、中学生以上とか、若い人からお年寄り、通常アンケートをとるということになりますと、各世帯で1名ということで、世帯主の御意見が集約されるという格好になるんですけど、先進的なやり方をしていらっしゃるところからアドバイス等をいただきまして、中学生以上だったか、高校以上だったかなんですけど、全部の住民の皆さんからアンケートをとらせていただいて、その結果意見の多い少ないじゃなくて、例えば若い方はこういうことを課題と思っているし、こういうことを望んでいるんだというのが出てまいります。それらを集計、集約しまして、では我々の地域ではどうということにまず取り組んでいこうか、どうやったら若い人から残ってもらえるか等々を考えていただいて、地域づくりにつなげていただいているというような取り組みをやらせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 結果についてはどのような、傾向で見ているというふうに思うんですけども、結果についてはどのように判断されておりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今ほど申し上げましたように、そういう対応をすることによって、地域の実態なり課題が浮き彫りになるというのがございます。今年度も新たに大鹿地区で同じ取り組みを今始めておりますし、まだ結論といいますかね、それをやった結果地域づくりがきちんと進んだとかというまだ結果は出ておらないんですけども、方向性とすればいい方向へいくんじゃないかなというふうには考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひその方向性の中身を聞きたかったなというふうに思うんですよね。こういう方向というのはあるんだけど、これからまとめてという、ソフト、ハードいろいろ中身が出てくるんだろうというふうに思うんですけども、そここのところはぜひ聞きたかったなというふうに思っているんですが、これからということでありますので、それはそれとして。その項の中でもって、サポート人、協力隊の活動が最近だんだん見えづらくなってきているのかなと、地域の結びつきというのはちょっと以前とも変わってきているというふうに思うんです。サポートセンターとの関係も含めて、協働してやるという、この辺も出てはいるんですけども、本来的な活動という認識を再度ちょっと伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） サポート人、地域支援員でございますけれども、その地域の実情に詳しい人材から支援員になっていただきまして、集落対策の推進に関してノウハウを持っているということでございますので、集落点検を行ったりですとか、住民と住民、住民と市町村の間の話し合いの促進をしていただくということで、支援員は動いてまいりました。新井南部地域を中心に活動をしてきたんでございますけれども、南部地域だけじゃなくて、市街地においても同じように高齢化が進んで、少子化が進んでいるという実態がありますんで、今年度からは市民活動支援センターと連携いたしまして、町内会ですとか、大字の自治会、それから地域づくり協議会の皆さんなどと

もに、地域課題の把握や解決に向けたサポートをするなど地域に入り込んで活動をしているという実態がござい  
ます。協力隊でございしますが、昨年度は3名おりました。ことしに入りまして1名が御都合によりおやめになつた  
ということで、現在2名が活動しています。1名は長沢地区、もう一名は瑞穂地区を拠点として活動しています。  
その地区だけではなくてですね、協力隊も1人で活動するということになると限界もありますので、連携をしなが  
ら、例えばその地区だけじゃなくて全体を見た中での活動を今していただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでは、サポート人のほうからいきたいと思うんですけども、本人の活動範囲が広がって、  
いろんな課題が出てきてといえますか、提供されてといえますか、そういう形の中で、本来であれば今もありまし  
たけども、地域とのパイプ役として云々とあるんですけども、いろんな課題が出てきて、地域とのかかわりがかな  
り薄くなってきているんですよ。以前にもこの話を6月議会でしたか、したときには、やっぱりサポート人1人  
補充するということについて、必要があればという答弁だったんですけども、実態との絡みの中で、その必要性  
については、今どのように感じているのかなというふうに思うんです。実際サポート人1人で活動しているとい  
うのがね、本人そのものもどこで相談してといえ、相談する相手は総務課と一発で出てくると思うんですけども、  
果たしてそれだけでいいのかという、この辺もあつたりする中で、今の認識はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） サポート人は、昨年度末でお一人が退任されまして、今現在は1人で活動していただい  
ているという格好になります。先ほども申し上げましたように、ちょっと今過渡期かなというふうに考えております。  
市民活動支援センターとサポート人が協力して、どういうふうな役割分担をしてやっていけば一番いいのか、今ち  
よっと模索している段階です。その上で、なおかつもう一人、もう二人、サポート人から協力してもらったほうが  
よりよい地域づくりができるということであれば、募集をかけていきたいというふうに考えていますし、正直前  
にも申し上げたかもしれませんが、募集はかけたんですが、なかなかいい人材から応募していただけなかったとい  
う経緯もありますので、つけ加えさせていただきます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここまで言っちゃっていいのかなというのがあるんですけど、どうも今までの活動支援セン  
ターとサポート人の活動形態そのものがやっぱり位置づけの点でちょっと違うなというのがありまして、そこで  
一緒になったから果たしてそれがスムーズに内容拡大していけるかという、どうもそうでもないようなんですよ  
ね。だから、ここのところは今どうあるべきかというのを模索中ということであるんですが、余り時間かけないで  
もうちょっと早目といえますか、それぞれの内容をまとめていっていただきたいなというふうに思うんですね。  
そうでないと、本来の活動そのもので十分そこに踏み込みするというのには、ちょっと不足してくるんじゃないか  
というふうに私も見ている中では感じておりますので、そこはお願いしたいと思います。

協力隊の関係なんですが、今現在は2人いて、1人は瑞穂、1人は長沢、それぞれの個人差がありますので、一  
律にこうだという形はとりませんけれども、以前にもここで議論した経緯があります。いわゆる長沢の場合には、  
NPOの職員みたいな形であそこにいるわけなんです、当時行ったときには、兼業も可能なんです、次のステッ  
プでというのがあるんですけども、兼業というよりもね、どうもそれが本職だという認識になっていて、例えばな  
んですが、地域活動の形の中で、私がよく取り上げている福祉の地域の茶の間の関係なんかですけども、そこでも  
って管理運営やっている皆さんがね、協力隊もそこへ呼んで一緒に対応してもらおうということができないんだ、そ  
ういうところへ使っちゃいけないんだ、そういうような認識でいたり、あるいは茶屋の職員対応みたいな形になっ  
ていて、私が一番疑問に思うのは、協力隊というのはそれもやっつながら地域活動にもっと踏み込みして、地域と

の結びつきを深めていくという形なんだけども、そうでないもんですから、例えばなんですけども、市からの報酬をいただいてそこで働いていて、そこで働いている経費というのはどうなっているのか。結局はNPOのほうはただ使いして、こんないいことないなという、こういう認識、こういう感覚でもって受け取れるんですよ。その辺の認識はどうかという、誰がどうのこうのという話では、やっぱり雇い主は役所ですから、役所の感覚はどうかかな、改めて伺っておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 委員さんおっしゃるのは、私も認識はしております。ここで余り細かい話をしてしまいますと、特定の個人の話になってしまいますので、ちょっと控えさせていただきたいというふうに思いますが、協力隊はおっしゃるように核となる施設があって、そこを拠点にということになるんですが、当然委員さんおっしゃったように、その地域のあらゆるところで地域の皆さんと一緒に活動していく、その前段で募集する段階、過去の経験というか、反省がありまして、前にもお話ししましたが、第1期の協力隊から入っていただいたときには、私どもも地域の皆さんもなかなか仕組み的にまだよく理解しないうちに入ってきてもらっちゃったということで、便利屋さんみたいな使い方になってしまったりとか、協力隊がこれをやりたいというのと地域と合わなかったりとかということで、途中でおやめになるケースが出てきたんですけれども、近年第2期目からは、まず地域でお話し合いをしていただいて、この地域ではどういう方向へいきたいんだ、そのためには協力隊から入ってもらって私たちと一緒にこういう取り組みをしていきたいんだというのを出していただいて、それを募集要項に記載した上で応募していただいているという経緯があります。それですので、一つの施設の運営だけをしているというのは本来の姿ではないというふうに認識しておりますし、方向性はきちんと正していきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでね、今そのサポート人と協力隊との定例会議というのは2週に1回、月1、その辺はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 定期的にはやってはおるんですけど、2週に1回だったか、ちょっと定かではありません。やっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） たしか2週に1回なんですよね。その定例会議の持ち方、その中で今みたいな話をもっと具体的にやっていただいて、当局のほうも情報は得るし、そこでの指導もちゃんとやるし、皆さんの要望といいますかね、いろんなことを踏み込みしてやっていきたいというこの辺のところもやっぱりその都度お互いに確認をしながらですね、お互い気分よく発展させるというこの立場でぜひやっていただきたいと思うんですね。今2人になっちゃって、1人は活発にしゃべりゅう飛んでいるけど、1人はかごの中みたいな格好になっているんですけど、そここのところはうまくコントロールしていただきたいなというふうに思うんですけども、何かありましたら。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今の定期的な打ち合わせの中ですとね、私どももいろいろなお話を含めるという形で私は情報は得ております。その中で今課題というふうな認識を持っておりますので、きちんとした対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひ今のうちにね、それをやっておいていただきたいなと。新たに大鹿にも導入の計画があるわけなんですけども、みんなばらばらという形で入っていってしまうと、また二の舞をとというような形がないよ

うにぜひお願いしたいと。

それから、協力隊の皆さんがね、月1でもって協力隊の通信発行しているんですよ。南部地域には、回覧で回っているんですけどもね、南部地域こっち3人から3人もそれは見ているけども、ほかの皆さんはその中身全然見ていないと。せめて総文の委員のところにはレター配付でも月1ですから、そのくらいのことをやってもらったらどうだろう。そうでないと、ここで議論するにもね、中身が見えているとこと見えていないところの温度差があるというのがありますんで、そこはぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 気がつきませんで、申しわけございませんでした。皆さんお望みということであれば、次の号から棚入れをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 総文の皆さん、お望みですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、ぜひ総務課長よろしくお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 霜鳥委員が南部中心でしたので、全体の話の中で、町内会長会議の開催というのが6月に開催されております。今年度も既に開催されていると思うんですが、その中の意見交換の主な内容がありましたらお聞かせ願いたいと思うのと、それから29年度の意見交換の中のもの30年度でどのように反映されてきているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 29年度の町内会長会議は、6月の24日に開催させていただきました。具体的な中身につきましては、公園として具体的なアクションを考える、見える化する地域づくりということで、新潟NPO協会の理事の事務局長さんのほうから御講演をいただきました。狙いといたしましては、地域の現状を認識し、地域コミュニティのあり方を考え直す認識を持っていただくということで、具体的な内容としては、地域コミュニティの現状、人口が減少している、それから具体的な地域ごとのデータを紹介させていただいたりしておりますし、自分たちの地域ではどうアクションを起こすかということで、先ほどちょっとお話ししましたが、全住民アンケートですとか、行事、会議、組織の見直しですね、やったらどうかということで、講演をやらせていただいておりますし、これの結果を受けまして、全ての地域では当然ありませんけれども、地域づくりについて考えようという機運が高まっている地域もあるというふうには認識しておりますし、今年度も引き続き意識を持っていただくということでの会議を開催させていただいております。よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 余り意見交換がなかったというふうには聞いていたんですが、講演は講演でいいと思うんですけど、町内会長さんも正直言って2年くらいで交代してしまうんですね。非常に人間がかわっていくもので、それが地域にどうおりにいくかというのが一番課題だと思うんですね。その面ではちょっと意見交換をする場所があってもいいんじゃないかなというふうに思います。小さな単位では区長さんなり、町内会長さんの連携はあると思うんですけど、全体の中でいろんな意見を聞いていけるのは、大変いい機会になると思うんで、その辺をお考えいただければというふうに思いますし、今年度になりまして、市民活動支援センターがかかわってきているわけですよ。そういった中で、この動きをどう加速していくのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように今年度から市民活動支援センターも総務課の所管という格好になりました

たので、会議の進行ですとか、全体の運営を一緒にやるということでやらせていただいております。市民活動支援センターは、最初の出だしはNPOですとか、そういったところの支援という目的で入ってきた経緯があるというふうに理解しています。ただ、先ほどもありましたけど、NPOとかばっかりじゃなくて、地域づくり協議会ですとか、町内会ですとかもいろんな悩みを抱えているというのがありますので、そちらも先ほどの支援員も加わった中で、その地域の中へ入って一緒に支援をしていきたいということで、今年度からやっておりますので、きちんといい方向へいくように調整をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかにいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、非核平和都市事業に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 2款1項1目非核平和都市事業なんですが、この事業のですね、まず実行委員会が組織されているんですけども、この構成メンバーというのはどういう皆さんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ちょっと名簿はないんですけども、妙高市遺族会遺児の会でしたかね、のメンバーの皆さんから入っていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 別にそんなにこだわりあるあれじゃないんだろうというふうに思うんですが、今何人くらいでやっていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 1桁の数だったというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでですね、過去中学校でパネル展、それから講演会が行われているんですね。非常に積極的にこういうことをやっているとことなんですが、講演会をやって、そのパネル展とか、講演会の感想とかというのは、これは誰が聞くかという、教育委員会で聞くのかな、何か聞いていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 昨年度も、毎年度やっておるんですけど、3つの中学校でパネル展と講演会をやらせていただいておりますし、アンケートを生徒にとらせていただいているんですが、28年度もですね、項目幾つかあるんですけど、パネル展を見たり、講演を聞いて平和に対してどのように思いましたかという設問があります。平和に興味を持つようになったという選択肢が28年度は71.4%、それから29年度は71.7%が興味を持つようになったというふうに答えていただいております。あなたはふだん戦争や平和について考えることはありますかという設問もあるんですが、それについてははいという答えが28年度は52.6、それから29年度は47.5でした。それが71%強の生徒さんから考えるようになったというふうに回答をいただいておりますので、戦争なり、平和について考えるいい機会になっているんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先にもう一点お聞きしておきたいと思うんですが、実行委員会で先進地視察というのがあったんですが、どこへ行って、何をどのようにという、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 実はですね、遺族会の皆様もこんなこと言うと叱られますけど、かなりお年を召してこら

れていまして、戦争を実際に体験した方もかなり高齢になっていらっしゃるという実態があります。実行委員会皆さんはですね、戦争体験を後世に残すためにDVDですとかで今九十何歳とかという方いらっしゃるんですけど、戦争体験をお話をさせていただいて、それを映像に残して後世に伝えていきたいという活動をしています。ことしまさにたしか4人の方が御協力をいただく予定でやっていると思うんですが、その先進的な施設であります東京都内なんですが、昭和館という施設と平和祈念展示資料館というところがございます、そちらのほうに遺族会の方が4名、事務局1名、計5名で行ってまいっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） すばらしいことをやっているのに、なかなかそれが見えていないなという、こういうところでありました。

それで、生徒の先ほどちょっと関連でもって戻りますけれども、生徒の感想ですね、こういうふうに出されていて、今パーセントを聞いたときに、なるほどなと思ったんです。関連で伺いますけれども、先般中学生の代表団、世界大会へ参加して、その感想を述べられたときに、今まで余り関心がなかったけどもということで報告されていたんですが、そこに大きく反映されているなど、今のその感想のパーセントというか、聞いて感じたんです。こことのかかわりというのはね、代表団をそれぞれ2人ずつ6人しか行っていなかったんですけども、ここでの生徒の代表団の報告対応というのは、各学校ではどのようにやられてきていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） お答えします。

毎年ですね、広島の方へ平和記念式典のときにですね、送らせていただいております。戻りまして、各学校において全校生徒を対象にですね、感想ですとか、行ってきた体験、感想等を報告させていただいて、やっぱり現場で見てきた生の印象というのは、やはり見てきた人の生の声を伝えるというのが一番と考えております。そのように伝えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実は、この点についてもなんですが、以前にも要請はしたんですが、当日の報告会では時間の関係で1人しか発表できなかったというのがあるんですが、皆さんみんな感想文を書かれているんですね。一言ずつしかなかったんですけども、せっかく書いたものだから、この6人の子供たちの感想文をせめてこの総文の皆さんには配付していただきたいなど。昨年と同じことを言っているんです。それが届きませんでした。今回はいかがでしょうかということですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 私のほうも把握してございませんでしたので、再度確認して早急に配付させていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 感想文はいただきたいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ぜひですね、各委員にですね、見せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 快くというかね、そういうことで、せっかく事業として取り上げているんでね、その中身を大いに共有したいと。せっかく報告会に参加しているけども、それだけで終わったんじゃないかとちょっともったいないということなんで、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。この項は終わります。



○委員長（宮澤一照） この非核平和都市事業に対する質疑で、ほかの委員の方向かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） それではですね、議事整理のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて委員会を始めます。

じゃ、次にですね、広報・広聴活動推進事業に対する質疑を行います。

村越委員、お願いします。

○村越委員（村越洋一） 広報・広聴活動推進事業ということで、この附属書類ですかね、8ページこれ見るとですね、さまざまな媒体ということで、非常にたくさんの方が書いてあります。市報みょうこう、ホームページ、それから妙高チャンネル、フェイスブック、コミュニティFM、こういった形で非常にたくさんあるんですけど、ほんの1行にまとめるほどこんな簡潔なものじゃないなと思っているんですけど、まず私この中から市報みょうこうと、それからホームページに関連して伺いたいと思います。

まず、ホームページなんですけれども、このホームページの管理運営に関して、決算書にはですね、保守委託料というふうに書いてあります。53万9914円の保守委託料、この内訳についてお願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ホームページの保守委託料でございますが、委託先は株式会社電算でございます。ホームページサーバーの設定内容の把握ですとか、ソフトウェア、修正プログラムの適用、障害が起きたときの対応等を委託しているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、ホームページの更新費用というのは、どういうふうになっているんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 基本的には職員のほうで対応しておりますし、システムをまるっきりかえるということになれば、業者さんのほうに委託する格好になります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、ホームページを更新しているのは市の職員だということでよろしいかなと思うんですが、それですね、いろいろ気づいたことがありまして、数点ちょっとお話ししようかなと思いますけれども、まずホームページ見ると、一番最初に出てくるトップページというか、フロントのページがありますね。それ見るとですね、今現在はいろんなもの出ていますが、一番目立つのはライチョウ会議とかですかね、ああいったものが出てきて、あれ見るとですね、詳しくは妙高ライチョウ会議で検索してくださいというふうに出るんですね。せっかくホームページ行っているのに、そこの次の情報が見れなくて、自分でまた検索してくれということが出ているんですね。それでは、ホームページとしての機能としてうまくないじゃないかなというふう思うんです。そういったものが幾つかあって、例えば市の重要施策がありますよね。市内外に向けてのキャンペーンみたいなもの、例えば健康長寿！目指せ元気100歳運動と、今一生懸命妙高市で進められているんですが、その情報が一切出ていないんですね。あのマーク、結構格好よくできていて、非常にいいなと思っているんですけども、そういったものも出てこない、それから妙高元気ポイントですね、こういった情報も最初の画面には出てこないですね。それは非常にもったいないと思うし、もちろん市民の方もそうだし、市外の方にアピールするにしても、やっぱり非常に物足りなさを感じています。そういう意味で、例えば妙高に訪れる人であったり、それから移住を考えている人と

というのは、必ずやっぱり妙高市のホームページを見て、どんなまちなのかなというのを調べると思うんです。その辺でもうちょっと工夫が要るんじゃないかな、それからホームページ見ているとですね、データのいわゆるリンク切れとって、クリックしても出てこなかったりするものがあつたりするんですね。それから、こういったですね、管理をやっぱり適切に行っていないといけないなというふうに思っているんですが、それについてどのようなお考えですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今ほどのリンク切れ等はですね、日常的にチェックをして、そういうのがあれば直しているというのが実態であります。ホームページが見にくいという御批判はほかからもいただいておまして、うちの市長からもいつも叱られておるんですけれども、今のサーバーのリース期間が今年度で切れるというのがあります。新しいより見やすい、使いやすいシステムに変えていきたいというふうに考えておるんですけど、来年度からというのはちょっと間に合わない状況なんで、もうちょっと時間をいただいて、リニューアルをしていきたいというふうに考えております。その間なるべく今のリンク切れみたいなものがないように、メンテナンスはしていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 次ですね、関連して情報化推進事業になってしまうんですけれども、安心・安全メール、これの済みません、ちょっとあれが違いますけども、登録件数どのようになっているか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 安全・安心メールの登録者でよろしいんですね。

○村越委員（村越洋一） はい。

○総務課長（久保田哲夫） 昨年度末現在で3524人の方から登録していただいております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、一つ情報出すと、3500人の方にですね、即座に情報が行くということで、これは非常に大事なメディアかなというふうに思います。

それとですね、次、広報紙とインターネットの連携について伺いたいんですが、やはりさすがに電子が進んでいるとはいっても、紙の広報紙というのは依然として重要度が高いというふうに私は思っています。これは、もう当然なくすことはできないんですけれども、この紙の広報にしても、それから総務課でつくるもの、それから各課でつくるものあると思うんですが、それに加えてですね、それぞれがインターネットでまたそれと同じような情報をお知らせしたりしているわけですよね。それに加えて、また先ほどの安心・安全メールというものがあつたりして、各課でもかくいろんな情報を管理して発信していると思うんですが、やはり総合的な管理というのは総務課にあるわけですよね。ちょっとこれもことしの例になってしまつて大変恐縮なんですけれども、市報みょうこうにQRコードが載っているページがありまして、こんなページでしたかね、これ非常にいいなと思ったんですが、私複数の方から指摘されて、これはどうやって見るんだねと、要は見方まで書いていないんですね。そういうことで、そういった説明とかがなかなか上手にできていないというふうに思うんです。それがやはり総務課も含め、いろんな課でもやっているということで、非常にこれ混乱が生じているというのが今現状んじゃないかなというふうに思うんですね。課題としてはですね、この紙の媒体の発信と、それからインターネットのほうの発信と、これはやはり適切な連携が必要になってくると思うんですね。そういう時代になってきていると思うんですが、そういった意味でですね、各課への方向性の提示、こういったものというのは、総務課のほうからできているんでしょうかね。インターネットと広報紙のこの連携について、総務課ではどんなふうに課題としてお考えになっているか、お伺い

したいんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 市報につきましては、ホームページのほうに紙の市報と同じような格好で載せさせていただいておりますし、今のQRコードにつきましても、使い方がわからんというのはちょっと私は聞いてはおらないんですが、より親切な説明を載せるようにしていきたいというふうに考えておりますし、所管課に対しましては、情報が古くならないように常に更新、見直しをしてほしいという話はさせてもらっておりますが、基本的な方向性ですかね、今委員おっしゃったように市役所としての対応を統一するというのは大事だと思いますので、それはこれから対応してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そのようにお考えになっていただいているので、そのままやっていただきたいと思うんですが、最近ですね、やはりスマホを持っている方がたくさんいらっしゃるわけですね。そこで、便利に使い出しているというところに今来ているんだと思います。こうやっていきながらですね、今後どのように広報、広聴を進めていくかということについては、一定のビジョンがこれ私必要だと思うんですね。それともう一つですけれども、業務のICT化というのも非常に進んでいる状態だと思います。決算書見てもですね、地理情報システムであるとか、安心・安全メール、さまざまなシステムが先ほども続きになりますけど、動いていて、これに対する維持コストというのが非常にかかってくると思っています。それで例えばICTだっているんな意味で効率化を図るということで、統廃合的なものであるとか、再配置計画みたいなものとか、そういう中・長期的な計画が必要になってくるんじゃないかと思っています。例えばホームページをつくり直すというようなこともいずれは近いうちにやらなくちゃいけないということで、そういったときに例えば今現在あるページというのは、じゃ同じようにクリックしても出てこなかったりするというのがほかの例えば省庁からリンクしているもので出てこないということが出てくるわけですね。そういったことも含めてですね、大きな意味で中・長期的な設計というのははしていかなきゃいけないんだと思うんです。それに対してですね、スマート行政みたいな形で言うのであれば、専門分野の人材育成とか、それから人材配置、こういったものにですね、適切な予算配分が必要になってくるというふうに私は思いますが、それについていかがなお考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今のICTだけじゃなくてですね、いろんな分野で専門的な知識なりを求められる時代になっていると思います。ただ、妙高市のような規模でですね、その全ての専門人材を雇用するというのは、私は難しいんじゃないかというふうに考えています。必要なところは、外部委託に出す等工夫をしながら今の私どもの情報発信とかの部分でいっても、仕事は計画的に進めていく必要がおっしゃるとおりあるというふうに思いますし、その進め方につきましては、専門的な知識を持った人材を雇用するのか、それとも外部委託に出すのか、そのとき、そのときのケース・バイ・ケースで判断をさせてもらいたいというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） やはり管理、維持を継続してやっていくという中においては、長期的などういった管理運営体制にするかというのは、やはり市の中の全体のことをわかっている方でないと組み立てていけないと思いますので、部分的に委託という形よりは、専門的にしっかりと構築する分野の方が私は何か必要じゃないかなというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） ほかの委員の方で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続きまして、次に行きます。

地方創生推進事業に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 2款1項6目の地方創生推進事業の私はわかもの会議についてお伺いしたいと思います。

わかもの会議についてはですね、総括質疑でも堀川議員のほうから質疑させていただいて、いろいろと回答をいただいています。なおかつこの附属書類の中にもいろいろ書いてあるので、大体その内容については把握しているつもりでありますけれども、1点だけお願いしたいと思うんですけれども、これはわかもの会議のやり方とか、中身ですね、私もかかわっていないからどういう形になっているのか成果物等でしか判断できないんですけれども、目指す成果は何かというところが私その範囲で見ると、何となくよくわからなくなってくところがあるんですね。平成28年度は提言書をつくって、その中から実現可能な事業を実現するという流れで、29年度についても同じような形だったんでしょうか、参加者にすればですね、質の高い提言づくりなのか、目的がですね。継続的な事業化なのか、そういったところがですね、何か参加者も迷っちゃうんじゃないかなというふうに思ってしまうんです。それで、事業の実施方法についてはですね、多種多様なやり方でいろんな形でもってやっていますが、やはり成功しているところばかり目についてしまうということもあるんですけれども、やっぱり自主活動につながっているんですね。そういったことでですね、いま一度なんですけれども、全体的な流れの感じを見て、やり方について課長はどんなふうにお考えになっているか、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） まずですね、わかもの会議の一応目的ということなんです、市としてはですね、1つは今話のあったとおり、意見、アイデアですか、それを政策のほうに生かしていくというのが1つありますね。それと、議論の場づくりですか、要するに若者の人たちが議論する場を設けていくということ、それが2つ目。3つ目がですね、要するに自立的といいますか、自発的な行動に移していくという、そういう3点を一応目的ということで捉えてきておまして、実際の運営はですね、まだ政策というか、意見を政策にまで上げていっている途中といますかね、なかなか所管課等も交えてですね、いろいろと意見交換ですか、行ってきているんですが、全てわかもの会議の意見を所管課が全て吸収してですね、一生懸命やるとかと、まだそこまではいっていないような状況なんで、現在はその途中で場づくりは実際設けてきているんで、それはクリアできているのかなと思いますし、自主的な運営ですか、そこまではまだちょっといっていない、そんな状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 過程も大事にしているということで、わかりました。ただ、今の若者の性質は、いわゆる簡単に言うとプロトタイピングが上手、要は開発するときに素早くモデルをつくって、素早く実行して、失敗したらまた違うことをやる。それやりながら、ともかく行動しながら事業をやっていくというのが今の若者もそうだし、最近のベンチャーというかの形ってそうだと思うんですよね。それにあわせることはないと思うんですけど、やっぱりそういったものを後押ししているのがICTだったりすると思うんですね。例えばまちづくりの施策にしても、これは開発という考え方で言うのであれば、アジャイル型というのを御存じでしょうか、要はすぐにやって、すぐに結果を出して、今言ったことなんですけど、またすぐに構築するというふうなやり方が今のやり方に合っているんじゃないかなというふうに思うんですね。所管が今企画政策なんで、企画政策というのはやっぱり長い目で見て、すばらしい提言をつくるとか、計画をつくるということがすごくたけている先進性も含めてですね、と思うんですが、やっぱり今の若者の性質からして、ともかく事業を一緒に進めたり、やっちゃうのがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味で、実際に事業化したものとして、DMOの絡みでやられたというのもあつ

たんですけれども、例えばですね、農林課にしても、生涯学習課にしても、福祉にしても、NPOにしても、NPOとか、一般社団法人とか、財団法人とか、一緒にくっつけているいろいろな事業をやっているわけですよね、各所管のほう。そういったところとうまく連携しても、すぐに事業に反映するような形の例えば各課で持っている課題あるわけですよね。それをもう一緒に作り上げちゃうような形で進めるというのも一つの方法かなとちょっと思ってたんですが、それについていかがですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 確かにですね、今の若者ですか、やはりスピード感ですかね、今発想したもの、それをすぐ具現化して、それでいい悪いとか、そういうふうなのはやはりスピード感が重要かということは理解してきておりますが、我々としてはですね、要するに10人から始めた、しかもその10人もですね、なかなか公募しても集まらなくてですね、市内の団体のほうから推薦を行ってもらったという、そういうふうな成り立ちで今の17人ですか、やっとなんてできてきたということなんで、我々としてはですね、一方ではそういう若者の特質ですか、それを引き出して、有用な形に持っていきたいというふうな考えもありますし、一方ではですね、今おっしゃったみたいに、市民とか、各種団体ですか、そことうまく連携してもらって、それにはやはりわかもの会議としての自主性ですかね、そういうものをもう少し植えつけないかという考えですかね、誘導するといいますか、そういうことが必要かなと思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） やはりやられる委員さんの特徴とか、そのところもうまろく見ていただいて、柔軟に進めていただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 続きまして、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のほうは、10ページのところでですね、（2）のほうになりますけども、この292沿線沿い、先般樗沢議員の質疑もあったところでもありますけども、拠点設置に向けた構想の策定及び調査研究というのがあります。この中身についてちょっと具体的にお聞きをしていきたいというふうに思いますが、実際にこの拠点設置に向けた基本的な考え方、お聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一応我々としてはですけど、道の駅ですかね、それを核として地域振興とか、いろいろそこに住む方々の利便性ですか、それを確保を行っていききたいということで、R292についてはですかね、長沢原から一応上については、改良ですかね、行っているということで、そこで残地等が発生するという、そういうふうな話から、その残地を使ってですね、道の駅ができないかということで、地元を含めて協議を行っている、そんな状況です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、調査研究ということになっているけれども、現状はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 平成29年度につきましては、構想をつくっております。庁内で関係課ですか、5課なんですが、そこの一応課長補佐から入ってもらってですね、構想づくり、その構想の中には道の駅の機能だとか、運営とか、ハード整備とか、そういう部分をどういう方法でつくっていったらいいのかというのが整理をしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 庁内でそうやって構想をとということなんですけど、地元の関係はある程度その構想がまとまっ

てから地元との調整といいますかね、話し合いといいますかね、そういうのは進めていく予定なのか、あるいはもうちょっとしたらその辺でもって次のステップへいくという、そういう構想なのか、その辺の意向はどうなんですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 一応地元の対応についてはですね、平成29年度で1回、それと平成30年度に入りましてですね、1回先進地視察ですか、それと地元とは3回ですかね、協議を今行っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、ここで言っている地元というのは、全く地域地元という形なのかなというふうに思うんですけども、292沿線といったときには、南部地域幹線道路が走っている、そのトータルの中でもってみんなこれは地元という認識なんだろうというふうに思うんですけども、その考え方はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 今現在協議を行っているというのは、瑞穂地域ですか、NPOができていているということなんで、NPOを中心として協議を行っているという状況です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） このところをね、拠点にして発展させていこうということであれば、そういう狭い視野でいいのかということも考えられるんですね。ある程度中身ができてきて、あっちもこっちもと広げていくのが果たしてどうなのか、あるいはそのところをもうちょっと早目にもっと広い視野でということでもって踏み込みしていったほうがいいのか、その辺の考え方はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） この間の決算ですか、質疑の中でも話をちょっと行ったんですけども、一応ですね、瑞穂地域のほうから提案という形で、自分たちが中心となって運営を行っていきたいというふうな提案が出てきたということなんで、それと我々がつくった構想ですか、それをすり合わせをしながら地元と今協議を行っているというふうな状況でございますが、ただその協議の中ではですね、出資だとか、品物とか、そういうものについて南部全体で考えてもいいんじゃないというふうな話が出てきている、そういう状況もございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 道の駅ということで見たらね、恐らくそのところは一応南部の拠点といいますか、そこでもって何をどういう商売しようかということになってくると思うんですよ。そういったときにはね、一地域だけでもってどうのこうのという、もう非常に視野が狭いな、その程度なのかという逆に言うともね。そうじゃなくて、やっぱりそこにかかわり持つ地域との兼ね合いの中でね、ちょっとね、おかしな偏屈な考え方で言いますが、先にこういうものを枠つくっちゃって、その後からこうやっていくとじゃどうなんだという、おら人のとこへ入っていかれっかやという、こういうものはないことはないですよ。だから、そういうのはその構想があっただけだという、そのことについては、情報も含めてそういうとこへ出しながら、広い視野でもってね、みんなで協力して何とかできるという、そういう位置づけを模索していつてもらわないと、下手に核としてそこがスタートしていた場合には、なかなか一緒にやりづらいという、こういうものもないことはないんですけども、その辺のところはぜひ慎重にやっていただきたいなというふうにも思っているんですが、そういうものも含めまして、今後の動向、これからどんな形でもって事を進めていくのか、そういう声もありますということなんだけど、それを受けてどうしていくのか、一応今後の動向についてだけお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 我々としてはですね、一番の課題は運営主体かなと思っておりました。それで、例えば南部地域全体にお声がけをしてですね、運営主体をどうするのかというふうな方法も確かにあったのかなと思っておりますけれども、せっかくですね、瑞穂さんのほうから自分たが運営主体でもいいよというような話があって、しかも提案書もあったということなんで、それを第一に考えていきながらですね、南部地域全体にどう波及するかという、そういう手法で行ってきたということですが、今ほど意見のあったようにですね、今後南部全体として一緒になって行っていくんだというようなことがあればですね、我々としてもですね、十分議論していきながら、その辺の方向性ですか、地域の南部全体として決めていきたいなと考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長ね、本来はやっぱり当局がそういうのを提案して進めていくべきじゃないかと思うんですよ。確かにこの事業をやるについて、地元からこうだという声があったと、それはそれでいいと思うんです。だけれども、そこを中心としながらでいいんだけど、そこのやりとりをどうのこうじゃなくて、もっとそこをね、ここでやるんだったらもっと広い視野でもって取り巻きを巻き込んだ形でもって地域全体をという、そういうのをやっぱり当局のほうから提案して指導ということはないか、提案しながら相談を進めていくという順序的には私はそういうもんだと思うんですよ。人間関係の点がこじれたら、それこそおかしなものになってしまうんで、そういうことのないように慎重な対応でもってね、相談しながら進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかの委員の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） それではですね、次に移ります。

行政窓口サービス向上事業に対する質疑を行います。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員（佐藤栄一） 長くならんように簡潔にいきたいと思います。

この中に木曜延長窓口の開設、それから土曜開庁とあるんですが、実際のこの実績と効果をどのように見ておられるのか、また課題についてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） それでは、現在の実施状況ということですが。

現在年間通しまして、毎週夜7時まで木曜延長と、毎週土曜日お昼までということで、祝日と年末年始を除きまして、年間延べ106日ということで実施をしております。来庁者につきましては、合計で1430人、取り扱い件数は2078件ということで、1日当たり13.5人、19.6件処理をしているということで、平日に来れない市民の皆様方の大切な市民サービスとして広く定着しているのかなというふうに考えております。

一方でですね、住基システムですとか、新しくマイナンバー制度が導入されてきているということで、厳格な個人情報の管理が現在求められてきております。したがって、それぞれのシステムへのアクセス権限というのが正職員に限られるということで、現在4名の正職員のみがですね、延長窓口と土曜開庁に従事しているということで、年間1人当たり4人で割ってですね、約27日勤務しているということで、やはり正職員負担軽減というのが一つの課題ではないかなというふうに受けとめております。これを解消する対策といたしまして、来年2月1日を目標にしたですね、各種証明書のコンビニ交付サービスが市役所以外でも終日証明書の交付が可能になるということで、まずはそういったことで市民の皆様方からですね、いつでも証明書の交付が御利用できるような環境を整備する、それからそうするためにはですね、マイナンバーカードをいかに普及、定着させるかということで、結果とし

てですね、窓口の職員負担の軽減につながってくるのかなということで、私どもとしましては、職員負担の軽減の方策の一つとしてですね、次の課題としましては、マイナンバーカードの普及が今後の大きな課題の一つになるかと思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本当にこれ正職員しかできないというのはつらいとこだと思うんですね。それに対して、市民の声というのはどんなふうにかかっているのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 具体的なお話のほうは頂戴しておりませんが、ただ平日に来れない、あるいは夕方、夜7時までやっているということで、かなり定着しておりますし、多くの市民の皆様方が御利用いただいているというのが大きな市民の皆様方が支持されている証拠なのかなというふうにとらえています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常に勤めの時間も今本当にいろんな形のタイプになっていますので、こういった形も大事だと思いますけど、コンビニサービスが可能になれば、そちらのほうの移行も視野に入れながら取り組んでいきたいと思えます。ただ、決算の中で臨時職員178万9000円というこの事業のほとんどの金が臨時職員の経費になっているんですね。その辺の対応はどのように行われているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 臨時職員の対応の状況ですけれども、本庁の臨時職員の皆さん方につきましては、2名正職員と同様にですね、終日勤務を行っていただく中で、各種の証明書あるいは戸籍の受け付け、住民票の移動等、正職員の指導のもと従事していただいております。また、パート職員につきましても3名勤務をいただく中でですね、平日5時間勤務ということで、窓口での簡易の各種証明書の交付あるいは郵送請求ということで、各種証明書の処理業務に従事していただいているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 手が足りないというところもあるかもしれないですけども、逆に言うところの正職員4人で、4人の対応をふやして、例えば木曜延長、それから土曜開庁に当たるということはできないんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、現在の少数精鋭の中です、いかに効率的に業務を処理をするかというのが市の大きな課題でもあるかと思えますし、行政改革の一環の中で職員をふやせばということには直接的にはちょっとつながらないということで、少ない人数の中でいかに効率化を図っていくのかというのがそれぞれの担当課の大きな宿題なのかなというふうにとらえています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 効率化もあるんですが、市民に対して非常にサービスが落ちないように、あわせて職員に負担のかからないように工夫をしていただきたいと思います。

その中で、市民総合相談の件数についてお伺いしたいんですが、この件数今回は常時やっつけて406件というふうにかかっていますが、この件数の推移は年単位で見ると、どのように変化しているんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 平成29年度の相談件数につきましては、実は平成28年度からですね、国の消費生活相談専門員の資格を持つ専任相談員をですね、環境生活課の消費生活のお金を使わせていただきまして、市民総合相談室に常設の専任相談員を配置をさせていただいております。去年と比べまして、42.9%増の122件ふえているという



ことで、トータルで406件ということで、拡大をしているというふうな状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 相談の内容についてなんですけども、プライバシーにかかわる問題があると思うんですけど、主にどういった感じのものが多いんでしょうか。家庭的なことなのか、それとも行政に対する相談なのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんです。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 406件の内訳ということで、多い順からざっくりなくくり方になりますけれども、まずは土地の権利の関係あるいは相続問題、借地、借家等の相談が100件ございます。それ以外に商品トラブル、悪徳商法、詐欺等の相談が98件、それ以外に心と体の健康に関するよろず相談ということで88件、そのほか家庭内の嫁しゅうと、離婚、両親の扶養等に関する相談が55件、あと行政に対する苦情が45件、あと職場内等の人権に関する相談が20件ということで、計406件ございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 多岐にわたってこれ相談を受けるほうは相当大変ではないかなというふうに思うんです。特に一番多い自分の土地、不動産関係のやつを言われても、これは大変だなというふうに、多分これお互いの関係の問題だと思うんで、それに対する知識もないと相談に乗っていけないのではないかなと思うんですが、そんな中で窓口からこういった関係今度部署のほうに連絡ですね、連携をどのように速やかに行っているのか、お聞かせ願いたいと思うんです。今結構1階のほうの相談窓口のほうに各課からおりていって、相談対応しているというのはお聞きしているんですが、その辺の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、1点目はですね、相談のありようということで、ざっくりお話をさせていただきますと、専門の相談員がですね、丁寧に相談者の相手を聞きまして、相談内容を整理した上で、まず相談員がみずから解決できるものはみずから解決をさせていただいております。そのほか庁内の専門家としてですね、それぞれ社会福祉士、保健師、子供の専門の相談員等各課にも専門家がおられますので、相談員のところで解決できない関係につきましては、相談内容を整理した上でですね、関係課にきちんと引き継いでいくと。なおかつそれでも整理ができないものにつきましては、外部の専門家ということで、弁護士ですとか、県の消費相談センター等への助言や引き継ぎを行う中で、必要によっては無料の弁護士相談等に相談を引き継いでいるということで、相談の関係につきましては、そういったことで何段階に分けてですね、相談のほうを対応しているというふうな状況でございます。

それから、窓口の中で各種いろんな手続をするに当たりまして、いわゆるワンストップ窓口が適切に運営がなされているかということであろうかなと思っております。こちらにつきましては、まず市民の皆様が窓口においていただきまして、1階の窓口で1カ所のところで座っていただき、いろんな申請の手続をそこで完結できるようにですね、受け付けをさせていただいて、きちっと聞き取った上で、それぞれの担当課の職員が同じ窓口カウンターに出向いた中で処理をしてですね、確認欄チェックをした上で複数の課のたらい回しがしないよう、あるいは漏れ落ちや重複がないようワンストップサービスを徹底するように迅速あるいは丁寧な対応になるよう心がけているといったような状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 本庁では、こういったことは非常に所管課が上にいたり、また相談員もいるということで楽だと思えます。当然支所2つあるんですが、お年の方はわざわざ本庁まで来ないで、そちらのほうで相談も受け

ることが多いのではないかなというふうには私は推測しているんですけど、そこには所管課がないわけなので、その場合の対応はどのようにやられているのか、各支所長から一言ずつお願いしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 妙高高原支所での相談業務の対応ということですけども、支所に関しましては、本庁の全ての課に関しての相談等がございます。割と支所でも対応できるような内容であれば、支所のほうで対応する場面もございますけども、ほとんどの場合所管課のほうにつないで、それでどういった対応ができるかということで、ワンクッション置いていただくことが多々ございます。相談内容も本当に個人と個人の問題もありますので、その場合については、行政として対応できない部分については、法律相談のほうの御案内もいたしますけども、相談いただいた内容を確認しまして、所管課につないでできるだけ早目の回答、また対応について心がけているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 妙高支所長。

○妙高支所長（内田正美） 妙高支所におきましても、今ほど妙高高原支所長が申しましたとおり、同様の内容になりますが、あとほかにですね、巡回の行政相談とかですね、あと人権相談等が年数回巡回しておりますので、そちらのほうを勧めてみたりですね、そういうふうな対応を行っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 支所に関しては、どっちかといえば本庁より顔の見える関係があると思うんですよね。その面では、そここのところで大事にさせていただければ、市民の方の満足度も違ってくるというふうに思いますので、極力その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関連で伺わせていただきます。

特には妙高高原になりますけども、以前にもお伺ひしました。その後なんですけども、いわゆる外国人対応、その後どんな調子なのかなというのを確認させていただきたい。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 近年インバウンドの関係で、訪れる外国人のお客様に対するレストランとか、宿泊関係の対応の仕事の関係で来られる方がふえております。正規の手続で住民登録をされる方が多いですが、平成28年は30名ほどでしたけれども、29年度はその倍の60名ほどがですね、転入手続をされて主に冬期間ですけども、仕事に従事され、また春に本国に帰られるということで、年間大体外国人の転入転出手続だけで29年度で100人ほどおりました。今後もふえていくのか、インバウンド全体の動向によってまたこの人数が変わってくるかと思っておりますけども、現状ではふえている傾向でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 窓口非常にその辺にたけているという言い方おかしいけれども、上手な方がおられるという話なんですけども、スムーズにこなしておられるんだろうと思うんですけども、ほかからの応援団必要にあるのかという、そういう件はないですか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 言葉の問題で苦労する場面はございます。こちらに冬期間来られるところで、事業所が幾つかありまして、その宿泊事業とか、そういった食堂関係の事業を起こしている外国人の事業家がおりまして、そういった事務所がしっかりしているところは、マネジャー的な存在の方が引率されて手続をとるということで、日本人のスタッフもおりますので、スムーズに対応できておりますけども、個々に来られて日本語が全く話せない

状態で転入される方もございます。その場面については、本庁の英語にたける人の応援もいただくことがありますけども、支所のできる限りのことは対応させていただいておりますが、やはり言葉の面で来られた方に不便をかけている点があるなど感じております。

○委員長（宮澤一照） ほかにいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次にですね、妙高山麓ゆめ基金事業に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それではちょっと、毎回私これやらせてもらっているんですが、附属書類の13ページ、決算書では99ページ、100ページなんですけど、寄附者の謝礼が1712万7000円ということで、手数料が701万円ですね、その返礼品の何か見直しを行ったと記載されているんですけど、その理由と内容と、あわせて今回総務省でも3割以上の高額返戻に対してペナルティーを検討しているんですが、多分前回お聞きしたときは3割以内ということになっていると思うんですけど、その辺をあわせてお聞かせ願いたいと思うんです。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 返礼品の見直し理由ですが、新たに返礼品を追加することで、寄附者の興味や関心を引いて、寄附の促進を図るとともに、地場産品による妙高市のPRを行うということを目的として見直しを行いました。内容は、妙高市では米と酒が人気商品であるということから、大吟醸や3酒蔵の飲み比べセットですとか、斐太地区の特別栽培米、それから新之助などを追加いたしました。

それから、総務省のペナルティーについてであります。返礼品について調達価格が3割を超えていたり、地場産品以外のものを送付しているような場合は、ふるさと納税制度による税の優遇措置が受けられなくなるよというような仕組みを法制化するということになりました。当市では、平成29年4月の総務大臣通知を受けまして、返礼品の宿泊券やスキー場リフト券等につきまして、価格表示をしていたところを価格の表示を中止いたしました。それから、寄附額に対する返礼品の割合は3割以内としておりますし、地場産品などをお送りしております。9月に総務省で発表いたしました違反自治体のリストのほうに妙高市という名前も掲載されておりませんので、問題はないというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今回見直し見ると、本当に米と酒に特化しているような感じがしておりました。ホームページ見ましても、酒と米ばかりが並んでおまして、これも一つのアイデアかなというふうに思います。何かあつぱれ逸品がどっかへ消えちゃったかなという感じもするんですが、その中で寄附なんです、個人が2557件、法人が10件、こういうふうに寄附されているんですけど、先回もちよっとお聞きしたんですけど、毎年確実にというか、継続的に寄附されている方もいらっしゃるとお聞きしたんですが、その辺の割合はどんなものでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 平成29年度の寄附は2567件ございました。前年度も寄附をいただいた方からの寄附は、そのうち377件で、割合は14.6%でございます。内訳では、個人は371件、法人6件でございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、当初予算では7000万の寄附を見込んで、これたしか補正で増額したような気がしたんですが、違ったかな、実際の寄附額は6400万ということなんですけど、この結果をどのように見ていらっしゃるか、ちょっとお聞きたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 29年度は、補正はしておりませんが、当初予算で7000万計上させていただきました。6419万円というのは、92%の達成率なんですけれども、29年度の全国におきますふるさと納税の受入額が3653億円で、前年度に比べて28%増だったという記録でございました。当市は、前年度に比べて117万円、2%の増ということで、高額な返礼品で寄附を集める自治体との競争であったんですけれども、いま一歩ちょっと伸びが足りなかったかなというふうに思っております、取り組みに対して改善の必要があるというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 一生懸命通信を送ったりして継続している方や何かにもアピールしているところはお聞きしていますので、また頑張ってくださいというふうに思うんですが、ホームページ見ますと、平成29年4月1日付で総務大臣通達の市内在住者の方々の返礼品をなくすということで、それにあわせているんですが、現在でも市内からの寄附者の状況というのはどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 市内からの寄附の状況ですが、28年度は個人から12件、30万8000円ありましたが、29年度は個人の方からは4件、23万5000円となりまして、8件ほどふえております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 基本的に私は地元の自治体に寄附するというのは、おかしいなという気はしているんですよ。本来は、これはここから出られた方、地元を応援する方、都会など行っている方々からふるさとを思っているのが本来の寄附だと思っています。多分総務省のほうの通達も高い返礼品狙いで知らない土地の牛肉だの、ワインだのを狙っていくというのは、本来の筋ではないというふうに私は思っていますので、その辺を勘案しながらお願いをしていきたいと思っています。

そんな中で、近く、遠くという関係になってしまうんですけど、県外、県内の寄附者の割合はいかがなものでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 29年度の寄附件数が全体で2567件で、うち県外が2479件、全体の96.6%を占めております。県内が88件で3.4%という状況です。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これが私は素直な形でいいのではないかなと思っています。あわせて、今度課税のほうの関係になってくると思うんですけど、50万円を超えると今度一時所得というか、課税対象となりますよと、寄附いただいたものがですね。そういった高額な方は余りいないと思うんですけど、その辺の様子はいかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） そのような寄附はございませんでした。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 小口で優しい方々がたくさんいらっしゃるということが妙高市から出られた方ではないかなというふうに思っています。

あわせて今回これツーリズム、4つの事業を指定しているわけですが、基金との充当の関係なんですけど、指定された寄附金額はいろんなところに、これにしてほしいというふうに当然出しているわけなんですけど、それとのバランスはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） これまでの寄附の累計額におきますツーリズムごとの割合と充当先の累計額の割合が同じく

らいになるように調整を行っております。例えばグリーンツーリズムにつきましては、寄附額が全体で34.7%でしたが、充当額が充当した額の43.7%、エコツーリズムが48.1%に対して38%、ヘルスツーリズムが10.7%に対して10.5%、アートアンドカルチャーツーリズムが6.5%に対して7.8%というふうにおおむね指定された寄附額と充当先のバランスはとれているものと思っておりますし、充当額が寄附額を超過しているというツーリズムはございません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） グリーンツーリズムとエコがちょっと逆転している可能性があるんですけども、その辺は妙高市自身の施策の問題もあるというふうに思いますので、できるだけ寄附者の意思に沿った形でお願いをしたいと思います。

ことしになってしまうんですけど、今年度1億円の寄附を一応見込んで予算をつくっております。その辺の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 8月末の寄附額は現在約1020万円で、同年同月比で約500万円ほど少なくなっております。総務省では、高額な返礼品を送る自治体に寄附した場合、税の優遇措置が受けられなくなるように地方税法の改正案を提出して、4月から施行するというふうにしております。ですので、今年度は駆け込みでそういった高額な返礼品を送る自治体に寄附が流れてしまうのではないかなというふうに見込まれております。これから年末にかけて、寄附が増加いたしますので、9月の5日に東京メトロの138駅に配置されますフリーペーパーに妙高市のふるさと納税について広告を出ささせていただきました。また、10月からは米と酒等々返礼品の見直しを予定しておりますし、それからふるさと納税のポータルサイトの拡充などについても、準備をしているところであります。いろんな手だてを講じまして、目標達成に向けて頑張っていきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） そのほか委員の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 主要なね、施策の成果説明に掲載されていない事業に対する質疑をこれからやります。

克雪管理センター管理事業に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 委員長、これとあわせてもう一点あるんですけども、その後でお願いしたいと思います。

克雪管理センターの管理の関係につきましては、決算書96ページに載っております。基本的にはこの数字の関係じゃなくて、そろそろ建屋も寿命が来ているし、今後の対応どうなのかという、この辺のところにあるんですが、まずはこの克雪管理センターに対する建物に対する当局の基本的な考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新井克雪管理センターの関係ですけども、こちらにつきましては、御案内のとおり非常に老朽化が進んでおりますし、公共施設の再配置計画の中でも廃止、解体という方向が出されておりますので、近い将来廃止をしたいというふうに思っております。その代替といいますかね、その後どうするのかということにつきましては、かつてはこの克雪センター、公民館の南支館という役割を果たしていたり、南部振興室という行政機関が入っていたりということでもございましたけれども、今後につきましては、もうそういう社会教育施設としての必要性というのは、利用実態から見ても非常に薄いということで、今後南部地域の皆さんのコミュニティーの拠点としての施設が必要であれば、それはまた今後検討していきたいと思っておりますけども、今南部地区の中では、この克雪の跡をどうするんだというような議論が地元でされているということでもございますので、そういった状況も踏

まえた上で、今後検討していくことになるというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いずれは壊すよと、まだいつだっていう確定はない。それから、今課長の話ですと、社会教育団体として云々くんぬくじゃなくて、地域のコミュニティーの場というくらいのことではかないんですけども、もっと奇抜な考えがないのかなというふうに思うんですよ。市の全体の方針という形の中で、言うなればいかに外からの人をここに引っ張ってくるかと、呼び込むかというふうな形があるんでね、だからそういったときに何をやったらそういう観点になれるのかなということも視野に入れた中で、今ほどゆめ基金の話もありましたけども、やっぱり外からの人がそこに立ち寄れる、そういうような呼び込みをしながら、やっぱりそのところの活性化を図るというふうな、そこに対しては今ありきたりじゃもうどうにもならない、ちょっと変わったことをやらないととなったりするんですね。だから、先般の五岳のマラソンなんかもそうだし、山岳マラソンあっちもこっちもあつたりというようなことがあつたりするんですけども、ちょっと奇抜なことを考えないとそこへいけないのかなというふうに思ったりしているんですけども、そういうことを考えながら、今まであそこにあつて南部の拠点となっていた、その拠点を次のステップへという、そういう考え方というのは当局ではもう出てこないというふうに認識してよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 南部地区の拠点ということでございますが、先ほど議論があつた新たな道の駅ですとか、そういった地域の交流人口の拡大にもつながるような、そういった拠点整備の話もありますけども、そういうものと絡めていくというのも一つの手ではないかなというふうに思いますが、いずれにしても、地域の皆さんがどんなふう to それを活用して地域の活性化を図っていくのかということが非常に重要な部分でございますので、今後の地域の皆さんの話し合いの関係とか、それを受けて市としてどういう整備、支援ができるのかというようなことを検討していくということになるかというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 生涯学習の課長のほうからはそういう答弁、南部全体を考えたときに、じゃどうするといった企画のほうの課長の考え方、それにリンクしていけるのかどうなのか、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 構想の中でも、基本的には交流人口ということで、通過客だけじゃなくてですね、例えば飯山市等からの流入とか、やはり広い視野でですね、多様な機能みたいなものを設けていかないですよね、上のほうはなかなか厳しい問題だと、そんな理解をしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地元の人たちに周りのとといいますかね、今の地元じゃなくて、その外、今課長が言ったみたいに飯山市とかと言われたけども、あっちこっちの関係でどうなんだという、そういう情報収集しながら、その情報を地元 to 提供して、地元との話し合いの中でよりよいものをという組み立てをぜひやっていただきたいなというふうに思うんですけども、情報提供なくて地元でどうする、どうするというと、だんだん、だんだん小さくなっていっちゃうんですよ。考え方も視野も、小さくなっていっちゃう。けども、そのところ to ね、もう一歩手を伸ばし、羽を伸ばしてその気にさせるという、これも手腕の一つであろうというふうに思うんですけども、そういう形でもってぜひ取り組みを進めていただきたいと思うんですけども、その辺の考えだけをちょっと確認させていただきます。

○委員長（宮澤一照） 企画政策課長。

○企画政策課長（松岡由三） 克雪センターの関係で、この間要望書が出てきてですね、市のほうで一応回答というこ  
とで、回答をしてございまして、その中ではですね、一応その計画について、地元のほうに提示をして説明する  
ということになっておりますので、そのような対応を進めていきたいと考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかに委員の方いらっしゃいませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 通告しなきゃということだったんで、そうじゃなくてということでお願いいたします。

決算書の74ページ、総務課の一般管理事業の関係なんですけど、ここには顧問報酬というのがあります。顧問の位  
置づけの問題でちょっと確認をさせていただきたいと思います。この諮問制度の設置の関係では、市長は政策的事  
項及び専門的な事項に関し、指導及び助言を求めため、顧問を置くことができると定めています。これを継続的  
にずっと設定していくのか、いつまでなのかというような形が定かでないという形でいますので、その任期は市長  
がと、いわゆる入村市長が市長をやっている間はずっと続くのか、市長がかわったらどうなるのかとあるんですけ  
ども、市長がやっている限りはずっと続くという考え方になるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今の一般管理事業の中で、顧問として委嘱をさせていただいておりますのは、お二人でご  
ざいます。お一人が23年度から引き続き、任期は1年ごとでございますけど、お願いをしておりますし、もうお一  
方は平成27年の11月から委嘱をさせていただいております。市長の任期との絡みという御質疑なんですけれども、  
毎年度毎年度委嘱させていただいて御助言いただく必要があるかどうか判断をさせていただいた上で、今までは委  
嘱をさせていただいてきておるといってございまして。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今現状では、2人ということでありましてけれども、この顧問は誰の任務を補完して、誰の  
いうよりか、どのエリアでもって、どこをやっているのかというのは、それぞれにちょっとお聞かせをいただき  
たいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） お一人はですね、主に妙高高原地区の総合健康都市推進のための地域資源の活用ですとか、  
地域コミュニティの維持向上の仕組みづくり等で御助言をいただいている方でございまして、いま一人は具体的  
に申し上げますと、今申し上げましたのは引場前副市長さんでございまして、いま一人は濁川前教育長さんでござ  
いまして、総合教育会議というのを市長部局に置くというふうにならぬ前に、27年だったでしょうか、国の仕組  
みが変わりまして、必要があれば教育委員さんと市長といろいろ意見交換をしたりとかという場面を必要に応じて  
持ちなさいよというのがございまして、前教育長さんにはそこへ御参加いただいて御指導、御意見をいただくとい  
うことで、顧問に委嘱をさせていただいておりますけれども、昨年は特にそういう協議をさせていただくという案  
件ございませぬので、濁川さんのほうには私どもの市長部局としては出てきてはいないと、一回も来ていた  
だいてはいないという状況です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでね、決算書74ページではね、顧問報酬が56万8700円、この位置づけはどんな形になっ  
ているのかなということなんですけど、いわゆるこっちとこっちと2人ということだから、2人のあれ、それから出  
勤状況ということで、今元教育長のほうは出勤状況がなかったということなんですけど、この配分はどうなっていま  
すか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 56万8700円は、全額引場顧問に対してお支払いをしております。引場顧問におかれましては、先ほど申し上げましたように、妙高高原地域でもろもろの市民の皆さんの御相談に乗ったりですか、活動していただいております。年間1日当たり4700円という単価を使わせていただいております。121日勤務をいただいております。1月平均約10日ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 月10日平均で121日の出勤ということでありますので、計算は後でもってやらせていただきます。

それで、顧問の位置づけというのは、2人という話なんですけど、クアオルトの関係の方は顧問の設定とはなっていないのですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） クアオルトの関係では、妙高型健康維持プログラムの構築ですとか、その指導者の育成とかといったことで、別に顧問という名称を使ってお願いしている先生いらっしゃいますが、その方は1回当たり幾らということで謝礼をお支払いしているという状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その方も顧問という位置づけでということなんですけども、紛らわしくなる可能性があるんですが、指導者なら指導者でいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はこのまんま1回幾らでもって顧問の指導者と、こういう形になるんですか、いかがですか、それは。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） その方を顧問にお願いしたのは30年度（後刻訂正あり）からということございまして、29年度は先ほど総務課長が申し上げた2人ということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 紛らわしくならないようにということと、1回幾らでもって指導をお願いしているということで、これも年間契約ということであれば、位置づけを明確にする必要があると思うんですけども、このままいくわけですね。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） できれば御本人の意向も確認しながらですね、可能であればこういう形でというふうには思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、総務課との関係はなしでもって独立して生涯学習は生涯学習だけという位置づけでもって、別枠で見ると、そういう関係になるんですか。

○委員長（宮澤一照） 山本課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 別枠ということではなくて、全体で妙高市の顧問という扱いになるというふうに思いますが。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 総務課長、そういう形というのは市でもってほかの2人は総務課の関係でもって顧問という形でいっているけども、生涯学習は別枠でもってそういうふうになっていくということになると、いわゆる顧問としての位置づけとの絡みの中でというのは、ちょっとおかしな感じになるんじゃないかと思うんですけど、その辺は



どうなんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 予算のつくり方といたしまして、目的別に款項目で構成されております。総務課が関係しております顧問さんにつきましては、総務費で計上させていただいておりますし、生涯学習課の関係、ことはちよっと違っているかもしれませんが、衛生費か何かかもしれませんが、目的別に必要な予算、ですから人件費も総務課で一律盛るのではなくて、総務費、民生費、衛生費、労働費、労働費なかったですかね、農林水産業費という目的別に職員も人件費も見ているという格好でございますので、顧問という位置づけでも総務課が担当しております関係は総務費に盛りますし、それ以外はそれ以外の款項目に予算を計上するという格好になると思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いや、課長そういう位置づけでいくとね、先ほどのいわゆる極端にあれですけど、名前出ていますから、濁川さんの場合には、総務課で頼むこともあるかもしれないけど、先ほどの報告で言うと、こども教育課、教育委員会の関係でと言ったことになってくると、そこのところはあっちへ行ったり、こっちへ行ったりというこの辺の絡みはどうなんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 市長部局としても前教育長さん委嘱させていただいておりますし、教育委員会部局としても別に委嘱させていただいております。ですから、教育委員会で勤務していただく場合は、教育委員会に報酬を計上して、そちらから執行しているという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） まあまあ市長部局でもって先に押さえているというかね、そういう契約をしているということになれば、それはそれであります。私は、予算、決算の絡みだけの話じゃなくて、位置づけの関係の中で顧問を置いてこうだという形になれば、それはそれなりきの形でもって明確にしておいたほうがいいのではないかなというふうに思っております。必要に応じてそれなりきの対応をしていくということでもありますから、そこは何ら否定するものでもありませんけども、位置づけは明確なほうがいいだろうというふうに思います。終わります。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 申しわけございません。私先ほどクアオルトのほうの顧問、30年度からと申し上げましたが、29年度から委嘱をして、29年度は4款のほうで報酬をお支払いしているということでございます。訂正させていただきます。

○委員長（宮澤一照） ちょっと私かわります。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長（阿部幸夫） 委員長、交代します。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今のね、私本当は質疑しないでおこうと思ったんだけど、ちょっとお聞きしたいんですけども、この顧問報酬のことで、今聞きますと妙高高原、要するに前引場副市長ですが今顧問になられていて、そのときのその答弁の内容をちょっと確認したんだけど、要するに妙高高原の意見の取りまとめということをおっしゃられたと思うんですよ。じゃ、妙高地区はどうなるんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 妙高地区で顧問として委嘱させていただいている方はございません。もろもろの必要性があつて高原地区はお願いをしているということです。

- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） そのもろもろの必要性というのは何ですか。
- 副委員長（阿部幸夫） 総務課長。
- 総務課長（久保田哲夫） 総合健康都市推進ということで、高原地区でもろもろの事業を行ってきております。そこから辺も勘案した中でお願いをしているということです。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） それだけのことでね、顧問をされるというんだけどね、妙高高原合併したのってこれ3つだよ、市長。これ今度市長に聞きたいんだけど、3つなんです。ということは、妙高高原のほうでもろもろのそういうことの顧問をやられていて、だったら妙高地区だって3地区やっているんですから、当然妙高地区にだってこれ顧問制度というのは取り入れるべきだと思いますよ。その辺のちょっと見解というのは、やっぱり今の答弁だと私非常にですね、ちょっと納得いかないところがあるんですけども、よろしく願いいたします。
- 副委員長（阿部幸夫） 入村市長。
- 市長（入村 明） ただいまの件ですが、顧問さん妙高ですね、会議にも出てもらっています。それはいつかというのは調べればわかりますけど、区長連絡協議会とかね、いろんな場面、場面で出てもらっています。それは、私がよく承知しています。それから、私のほうがちょっと行けないような会議にも信濃町の集まりとかね、そういうところも出てもらっています。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） その出席するのはね、顧問なんだから、妙高だって出るのはそうだけれども、もろもろの妙高高原の要するに事業のためにやるんじゃないで、妙高市全体の要するに繁栄のための私は顧問というふうな位置づけだと思うんですよ。妙高高原のもろもろの主要事業があるからと、そういうことを言うから一体感の醸成がなされなくなるんだと思いますよ。そういうところをやっぱり緊張感を持って発言しないと、私いけない部分だと思いますよ。総務課長、どうですか。
- 副委員長（阿部幸夫） 総務課長。
- 総務課長（久保田哲夫） 申しわけございません。私妙高高原というのをちょっと強調してしまったんですけど、今委員長おっしゃったように、妙高市全体で必要に応じて活動していただくということでお願いしたいと思います。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） ぜひね、このことってすごく大事なんです。妙高高原とか言うけど、妙高市がね、3つになってまとまったんだから、もう前副市長がやっぱり顧問として全体をまとめるというんだったら、これ話はわかる。でも、今の意見の話だったら全然それで違っているじゃないですか。やっぱりそういうふうにとる人間だっているんですよ、私みたいにね。ちょっと心のひねくれている人間は、そういうふうにとるんですよ。やっぱりそういうことをね、ちゃんとしなかったらね、一体感の醸成なんて全くなりませんから、ぜひ総務課長、これはね、気をつけて発言していただきたい。よろしく願いいたします。
- 副委員長（阿部幸夫） じゃ、委員長かわります。
- 〔副委員長、委員長と交代〕
- 委員長（宮澤一照） 委員長、かわりまして、次に、総務管理費に対するその他質疑ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（宮澤一照） じゃ、次に移ります。
- 2款2項徴税費に移ります。市税徴収確保対策事業に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料14ページになります。コンビニの収納が始まりまして、収納件数が1万6747件で、金額として25万4791円というのが説明書に載っていました。私個人的には、コンビニ対応というのは時間関係なしに対応できるんで、私みたいなのはいいなと思っているんですけども、これ全体的に市民の評価というのは何か聞こえていますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） コンビニ収納につきましては、29年度全体の取り扱い件数の10.8%ということで、年々拡大をしてきております。それから、同様にですね、納めやすい環境整備をさせていただいた結果ですね、督促状の発送の件数につきましても、29年度につきましては前年度より1088件少なくなっているということで、それから納期内納付率も改善をしているということで、非常に納めやすい環境が整備された結果ですね、トータルとすれば徴税費の削減に寄与しているのかなというふうにとめております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 市民の評判もいいということですね。収納率も上がったということで、督促も減ったということで、それでなんですけど、今直接窓口という人もおられるんだろうと思うし、それから口座振替という人もいると思うんです。そのほかにコンビニというのがあると思うんですけども、とにかく窓口へ来るのはあれなんですけど、いわゆる今回のコンビニに対する委託料の関係、それから口座振替の手数料の関係、この負担経費の関係はどのような位置づけになっているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 収納手数料ということでございます。

まず、窓口収納につきましては、金融機関では無料ということなんです。それから、郵便局、ゆうちょ銀行につきましては30円、それから口座振替につきましては、金融機関につきましては10.8円、ゆうちょ銀行につきましては10円ということなんです。それから、コンビニエンスストアにつきましては64.8円という手数料をお支払いをさせていただいております。ちなみにですね、29年度決算ではコンビニ収納の代行委託手数料につきましては、102万6042円をお支払いをさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 102万からの委託料を払っている。けども、督促が減ったといえども、この穴埋めにはならないんだろうなと思うんですけども、それでもこれだけの委託料を払ってでも収納率が上がって、金額も上がっているということでは、プラスのほうがでかいと、こういう判断でよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 督促状につきましては、納期限後20日以内に督促状を発送いたしまして、29年度につきましては、年間28年度より1088件少ない1万1472件の発送であったんですが、発送後納付をいただいたのがですね、発送後10日後月末を通常納期としておりますが、3681件ということで、32.1%しか納付をいただけていないということで、できるだけ期限内にいかにも多く納付をいただけるかが非常に重要になってきているのかなと思っております。それ以外につきましては、徴収嘱託員ですとか、職員が直接人件費を多額の金をかけているということで、例えば29年度コンビニでの利用取り扱い件数なんですけど、2億5479万ということで、非常に大きな金額をコンビニで収納しておりますので、私ども税の徴収サイドといたしましては、残っている1万1000件のうちの残りの7800件を手をかけて処理するよりは、納めやすい環境をいかに整備することのほうがやはり大事なのかなというふうにとめております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今のお話聞いて、30年度はどう生かされて、今後どうするのかなどといったら、そこまでもう答えていただきましたけれども、あえてなんですが、今課長答弁されて、今後努力しますという話なんですが、経費をかけずに徴収できるあるいは徴収するに当たっても、今後残ってくるのについてはまたあと収納のところでもって議論したいと思いますけども、いわゆる今納めてもらっているそういう人たちに対して、今後改善余地があればどういうところに踏み込みしていくのかという、改めてその点を確認させていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 私どもといたしましては、いかに滞納を減らすかということで、それが結論的には徴税費の削減につながってくるということで、今全国の地方電子協議会の中で、法人市民税ですとか、あと県市民税の特別徴収ということで、給与天引きをしている皆さん方の電子納税を計画的に進めていきたいと思いますということで、さらに企業の皆さん方がですね、市町村ごとに特別徴収、市民税を別々に納付するのが非常に大変だというふうな声、法人市民税も同様なんですが、それをいかに納税者の皆さん方が簡素化することによって、納期限内に納められるシステムを構築していこうということで、今現在検討しておりますので、さらに納付しやすい環境を整備する方向で検討を進めさせてもらいたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 2款2項徴税費に対するそのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次にですね、2款3項戸籍住民基本台帳費に対する質疑はございませんか。

先ほどやられたんで、ほかの方でいらっしやいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次、2款4項選挙費に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次、2款5項統計調査費に対する質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次、2款6項監査委員費に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、14時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時44分

○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて会議を始めます。

3款2項児童福祉費についてに移ります。

家庭児童相談事業に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、私のほうから何点かお聞きいたします。

3款民生費の中の乳児、園児子育てに不安を持つ保護者の相談の受け入れ支援事業として家庭児童相談事業ですが、決算を見ますと、前年度より相談件数は減っているようですが、相談内容につきましては、深刻なものがあるとあります。それは、どのようなものか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 深刻なものと言いますか、かいつまんで例を御紹介させていただきます。

虐待ですけれども、お子さんがけがをした状態で保育園ですとか、学校に登園、登校してきたケースが保育園や学校から状況写真などの情報が当課へ連絡があったものとか、あとDVですね、母親が市や警察に相談するケースのほかに、子供が学校の先生に母親がDVを受けていると、それで私も困っているというふうな相談がありまして、市に連絡があったケース、あと医療ネグレクトとしてですね、子供の患者が再診した際に、一向に治っていないということで、病院から市へ連絡があったことなどがあります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。なかなか内容的に聞きますと、テレビで見るようなちょっと過激な部分もありますが、適切な対応をしたとありますが、どのような対応をされたのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 子供がかかわります虐待ですとか、ネグレクトにつきましては、市と児童相談所が対応して、保護者への指導による改善を行っております。虐待のひどいケースではですね、児童相談所で一時保護を行っております。また、DVでは母子の一時保護施設での保護ですとか、父母の分離を行っております。これは、子供への悪影響があるということで、父母の分離を行っております。一部の親は、しつけと言いつけるケースもありますけれども、しっかりと説明をして虐待の鎮静化を図っているということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 本当に適切な対応として、それ以上にまた警察沙汰にならなかつたり、また深刻な結果にならないということは、適切な対応をしているものだと思いますが、今後についてもしっかりとした指導をお願いしたいと思います。

その中で、相談内容の中で、障がいの相談の内容とあります。これについては、どのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 障がいの相談件数5件というふうに出ておりますけれども、5件の内容につきましては、主にですね、知的障がいですとか、発達障がいのある子供に関する相談です。子供の家庭内における暴力に関する母親からの相談、子供の入院や退院、養護施設の退所、学校への入学に関する両親からのですね、相談、こういったものがあります。これらにつきましては、家庭児童相談員、あと相談者も含めた関係者によるですね、ケース会議を開催させていただきまして、家庭内での子供のかかわり方などを助言しております。また、病院ですとか、関係する施設とのケース会議や家族との複数回にわたる面談を行いまして、学校の入学等に関するものにつきましては、ちゃんとした入学までのお手伝いをさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） ありがとうございます。妙高市にとりましては、就学前ならばひばり園、就学児であれば総合支援学校という措置があります。そういう点でそれに合わせた対応、またDVなどでけがされた場合には、即時の入院という形の指導をお願いしたいと思います。

その中で、相談内容で虐待、家族関係の相談件数が非常に251件ということで、多いのですが、どのような相談内容、そしてまたその対応はどのようなようであるか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 虐待につきましては、前段説明させていただきましたケースもここに含まれております。あとこの家族関係で多いのはですね、昔風に言えば夫婦げんかといいますか、口争いが高じて離婚の話になり、

子供の養育に関することを市に相談してくるというケース、あるいは子育てに関して父母間、あるいは祖父母との間でですね、そういった意見が違うことによる相談などがあります。これらのケースにつきましては、話を聞いているうちに、お互いに落ちついてきてですね、おさまるケースもあります。ただ、その後にまたおいでになるというふうなことで件数が多くなっております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 夫婦げんか、そしてまた子供についてとか、家族関係での祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんとの関係などの相談ですが、その適用、適用に対処していただきたいと思います。29年度は251件ありますが、今現在としこれまでの状況はどれくらいなのか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 手元に資料がございません。申しわけございません。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、相談者は核家族であるのか、また親との同居なのか、どちらが多いのか、わかるようでしたらお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 統計はとっておりませんが、担当者のほうといろいろ話したところでは、核家族が多いということを知っております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 今はね、なかなか親とも同居されなかったり、後で同居する例もありますが、大体は同居した後核家族になっておうちをまた建てられたり、違うところに行く家庭も多いのですが、またこの親との同居の相談者がいたとしたら、同居の親にも相談したりして、家族の中での相談もあるのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 数は把握してはございませんけれども、相談者の多くは同居の親とかですね、親族がかかわっても解決できないということで相談に来ているケースが多いというふうに把握しております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） なかなか家族関係、そしてまた子供のことも他人に知られたくない場合もあるかと思いますが、その点につきましては、温かい支援とまた相談内容で今後もお願いしたいと思います。

最後になりますが、子育てはがきを毎月送付していますが、その効果はいかほどかお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 子育てはがきにつきましては、お子さんが生まれた翌月からですね、1年間子育ての不安を軽減するための情報やアドバイスを内容としたものを毎月送らせていただいております。平成29年度は193世帯、2242通を送付してあります。満1歳の時点ですでね、満1歳往復はがきというのを送らせていただいて、アンケートをとっています。アンケートの結果は、回収率約60%なんですけれども、全てを読んで文面も読みやすかったと、全ての回答者から回答をいただいております。参考になったとの回答も99.9%で、具体的な感想としましては、月齢に応じたアドバイスが非常によかったと、子育ての不安が払拭できる、要は私のやっていること間違っていないんだという自信につながったりとかですね、そういったことで励みになったなど、感謝の評価をいただいております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 返信はがきで60%の返信率、そしてまた99.9%の方がよかったという核家族の方が多く中では、よい結果ではないかと思えます。ちなみに育児ノイローゼということもありますので、またよい結果の送付は続けていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きお願いいたします。同じ項の同じ項目でということになります。

まず、家庭児童相談事業なんです。同じくなんですけど、適切な対応を図りましたと言い切っているんですね。ここでちょっとお伺いしますけども、児童相談所との関係ですね、大変なのは児童相談所へ送りますという形になっちゃうんですけども、そこのかかわりというのは、どんなケースがあったか、余り細かくなっていいです。どんなケースがあったかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 児童相談所との連携については、先ほどの一番最初にですね、虐待の状況、深刻なものというのがありましたけども、特にけがをされた状態でお子さんが保育園に登園してきたというようなときはですね、こういうとちょっと表現が難しいんですけども、リアルな状態ですね、すぐ児童相談所ともに対応して親にこの現状を見せて解決するというのが一番大事なところでもありますので、そういうところで児童相談所には頻繁にですね、ケース会議といいますか、連携をとって対応させているという状況です。必要に応じて一時的でも児童相談所に保護するというふうな形をとらせていただいています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今課長はね、このところへ来て今そういう説明していますけどね、そういうリアルな状況を親に見せて、解決できるなんていう、そんな甘いもんじゃないんですよ、これは。そういうのはね、虐待の問題になると、次の項目にも関連しちゃうんですけども、それで今相談員というのは何人いるんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） この家庭児童相談事業において、予算措置している相談員は2名です。そのほかにもう一名家庭児童相談員がいらっしゃいます。合計3名です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この相談員というのは、いろんなケースを体験、経験してきておられる方ですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今現在担当していただいている方は、10年近くやっておられる方もいらっしゃいますが、そういう方は経験を今積み重ねているところですけども、最近採用された方については、現場経験は今積んでいるというふうな状況であります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、ここのケースというのはね、乳幼児からということになっているから、ケースの幅がべらぼうに広いと思うんですよ。それで、そのケースが広い中でもって、結局人数との絡みあるいは経験との絡み、そういう形の中でもって家庭訪問して相談する、行って会えてきちんと話ができるとこはいいけども、そうでない部分というのも私はかなりあると思っています。そういつたときに、その経験対応が物を言うんであって、言われるがままにという形で聞いてくると、さっきここにも出ているように、大変なケースで251件、これが全てそうだというわけじゃないけども、そういうパターンで出てくるよということになる。それは、家庭訪問して、そういう事案を聞いて、その後は役所に戻って、そのチームでもって検討しながら次のステップどうする、こうすると

いう対応、あるいは緊急を要する場合には、直接云々と対応、そういうパターンだと思うんですけども、そういう事例というのはどのくらいあったもんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 件数の内訳のうち、緊急度みたいなどころでの分類はしてはございません。ただですね、市で抱える家庭児童相談員の人数が少ないところで、経験の部分でどこかを補わなくてはいけない、そういった意味ではですね、家庭訪問時点で児童相談所とともに行くケースとかですね、そういう形でそういう専門の方とのですね、連携を深めて対応していく、そういう現状であります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうやって慎重な対応をせんきやいけない、経験がないと例えば家庭訪問したときに親御さんの言われたところをうのみにしていったら、その後大変なことになったとか、家族の中の状況がうまくなくなったり、ちゃんと訪問されたときにはうまく繕っているという、こういうケースもしばしばにはいっぱいあるわけなんですよ。だから、そこをちゃんと訪問したときに見抜けるというのは、それなりきのベテランの職員でないと無理なんだなというふうに思います。

それで、これね、関連があるから委員長、次のね、虐待防止の関係も含めてよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 結構です。どうぞ。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、今委員長の許可得ましたけども、この虐待防止の関係も同じような形で出てくるんですね。それで、この訪問相談員は、両方兼務しているとかという、それはありますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 子どもの虐待防止相談事業、これは表裏一体みたいな事業でございますので、先ほど言った事業の予算では2名、ほかにもありますというのは、この子ども虐待防止事業において相談員を雇用しているというところであります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここを含めると3人という、そう位置づけていいわけですね。それでですね、私はその訪問してはきも当然なんですけども、家庭訪問して、私はここで議論するのは、特には緊急度を要するような形なんですけれども、訪問してその中身があって、その後対応が大変なんです。何でもかんでもというか、今児童相談所へ送ったって、児童相談所の中もしっちゃかめっちゃかになっていてね、いわゆる児童相談所の中のケースワーカーだって若手が入ってきて、結局という形になっているわけですよ。そういう事例の経験あるないということ関係なしに、そこに配属されているというケースもあったりして、そういう点を見ていくと、地元がいかにかかりと押さえていかなきゃだめだ。手続上では児童相談所へとあるんですけども、本人は児童相談所へ行っちゃうけども、親の対応どうしていますか。いわゆる親とか、家族の対応。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 親への対応につきましては、児童相談所へは子供さんは一時保護という形で、緊急的に離すという形になっております。その後ちゃんと子供が戻れる場所を今度つくらなくてはならないわけですから、家族への対応を含めてですね、関係機関といいますか、主には児童相談所となりますけれども、協議しながらですね、ケース会議を開いた上でですね、対応させていただいています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 子供がちゃんと戻る場所という形もあるんですけども、大体はね、いろんなケースがあつてね、実家へ戻るんですよ。その後マスコミ報道があるような悲惨な事件、事故が起こるんですよ。だから、ここの



ところをいかにコントロールするかというのはね、やっぱりここにかかわっている人たちじゃないとわかんない。誰にでもとやかくいって、わあわあいって何とかするっていう、こういう問題じゃない。したがって、ここはある面では強行に、ある面では慎重にという形でもって入っていかないと、どうにもならないというふうに思うんです。だから、そういう形があるという中でもって、ここに適切な対応を図りましたと言い切っちゃっているから、本当にそうなのと言いたくなっちゃうんですね。この対応を図りましたというのは、要するにある面は児相へ流してこうだったよとか、一応その話はここで区切りついたよとか、つないだよとか、そういう形なんかかもしれないけども、その後その家庭はどうなったんですか、本人はどうなったんですかというこのところをきちんとしなかったら、図りましたと言い切れる問題じゃないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺課長どう思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 委員おっしゃるとおりですね、図りました、その時点での適切な対応を図っておりますけれども、その後の状況ですね、しっかり子供と親が関係改善されて、全て解決しましたとかですね、あるいは完全に親とお子さんを分離して、それぞれの生活を歩んでおりますとか、そういう結論めいたところにはですね、なかなかとり着かないというか、困難なケースも多々あります。そういったことでですね、今の時点でベストを尽くしておりますというふうな表現であったというふうなことで御理解いただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、虐待防止のほうの関係なんですけど、前にもね、議論しているんです。それで、結局関係機関と云々とか、協議会でもって議論しているとかいう話がずっと続いてきているんです。これは、29年度でもって新規対応件数が7件ありましたと言っているんです。こういうのは、その都度いつ起きてもおかしくないという状況もあるし、これはその都度ちゃんと対応していってもらわなきゃいけないんですが、新たにというのはね、説明の中でも中間にあるんですが、新たに学校職員、園の保育士を対象に児童虐待の早期発見や初動対応、虐待の認識などについて、研修会を開催しました。どのような研修会をやられたのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 児童虐待の防止についてということですね、研修会を行いました。それぞれ保育園、小学校、中学校、これはお子さんがですね、登園あるいは登校してきたときにですね、先ほど言った事例等のけがをしてきた場合どうするかと、今の担当の話を聞いていると、今までですと、どうしようか、市へ連絡したほうがいいのか、いや、ここでそのままにしておいたほうがいいのか、いわゆるそういう迷いみたいなのがあったということで、こういうのを開催させていただきました。児童虐待の実態、その危険性みたいなのを知っていただいた上で、そういう事案があったらどうしようかと思ったら、もう即連絡してくださいと、その場合手の跡がついてきているお子さんもいらっしゃるんで、そういうのはちゃんと記録を残してくださいとか、そういうですね、情報提供していただくときの留意点等を含めてお知らせして、とにかく即連絡してほしいというふうなことをお話しさせていただいた研修会です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 肝心なことだと思います。どういうふうに見るかということで、それぞれの部署、園であったり、学校であったりということでもってね、やることは一緒なんだけど、対応はそれぞれに面倒な部分があるよということなんで、慎重に行わなきゃいけない、何か余り大騒ぎしていいというもんじゃない、けども、ちゃんとそれはきちんと対応する。それにはそれぞれの対応する人たちがそれなりきの認識を持っていないとそれができないということであつたりしますんでね、そのところをどう対応していくかというのは、研修会なんだろうと

いうふうに思いますけども、この研修会にはいわゆる担当職員は1人なのか、あるいはそのほかに研修会に対してこの虐待防止の担当職員あるいは相談職員3人とも、3人出るか、3分の2くらいかというあたりで、そこにはちゃんと顔出しをしているという、こういう形になりますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） この研修会ではですね、事例発表ということで、どういった事例があるかということについてはですね、担当係長あるいは相談員、そういった人ですね、現場の声を伝えるのが一番効果的でありますので、担当職員は出ておりますし、さらに発見とその初動対応ということにつきましては、上越の児童相談所のほうからですね、専門の方をお招きしてお話を聞いております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 児童相談所との関係をね、ここが非常に仲よくなって、密になってというのは余りいいことじゃないんだけど、慎重かつ云々という形の中ではぜひきちんとした対応をしていていただきたい。一番必要なのは、地元でそういう事案が起らないように対応していくということですので、その時点でもって発見できるのが一番なんです。だから、そういうこともあわせて研修会とか、検討会議とかいう中でもそういう目くばせができるような位置づけの対応をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） 今ですね、家庭児童相談事業とそれから子ども虐待防止事業で、ほかの委員の方向何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次に行きます。

園児の食育推進事業に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 園児の食育推進事業ということで、今ほどもですね、子供の虐待防止ということで、非常に怖いといいますかね、非常に取り扱いが難しいなというふうに思ったところなんですけど、虐待にはですね、やっぱり虐待予備群もあるし、そういったそれに向かうまでのいろんなものがあると思うんですよ。地域とか、家庭それぞれの連帯感、そういったところが薄れているというところの実態の中で、そういったものが発生してくるのかなというふうなことも思いますので、関連していると思います。この概要書ですね、25ページのここの事業内容の説明のところですね、園児の望ましい食習慣の形成に向けて、第3次食育推進計画に基づき家庭、地域と連携して食育活動を実施しましたというふうに書かれてあります。ちょっと具体的にお伺いしたいんですけど、この家庭と連携して行った事業、それから地域と連携して行った事業、これについて少し御説明をお願いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 家庭との連携という点につきましては、保育園のですね、3歳児、4歳児ですかね、そういった年齢の方と親子でのですね、食育に関する研修会、お箸の持ち方とか、一緒に料理をつくったりとかですね、そういったことも含めてですね、行っているものがあります。地域との連携という点につきましてはですね、例えば全園で野菜の栽培を行っておりますけれども、そういったところで地域の方からお手伝いをいただいたりとかですね、地場のものを使うというふうなことで、米もそうですけれども、地場のお米を使ったりというふうなことで、そういった面での地域との連携というふうなことでお考えいただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 連携という事業の中身わかったんですけども、やはりそういった中では、ボリューム的に

は非常に少ないものなのかなというふうに思います。実際に家庭の中で食育ですよ、といったものに携わる中で、やはり保育園の中で3歳児、4歳児を対象にとかという中では、なかなかケアし切れないかなというふうな気がしています。私申し上げたいのはですね、簡単に言うと、家族と一緒に食事をしているかというところなんですね。核家族化とかによる共働き、それからひとり親世帯、あるいは貧困、そういった中でですね、そういった家庭が非常にふえてきているというふうに思います。そこでですね、問題になっているのは孤食ということなんですけども、孤食というのは孤独な食事というふうに書くんですけども、これについてはですね、国でも市でも今いろんな対応を迫られているということで、そこで食育というのが出てくると思うんですね。食育というのは第3次食育推進計画の中でいろいろやられてはいるんですが、ただこの計画自体がですね、すごく縦割りというか、物すごく細かくなっているものですから、全体の中で何が必要なのかという部分がやはり私ちょっと欠けているんじゃないかなというふうに思います。今のですね、ともに食べるということで、共食というふうにしていきますね。それがですね、食育推進計画の中ではこれがですね、健康保険課の所管になってしまうんですけども、やはり家庭とか、それから地域でという意味では、同じことかなと思いますので、それについてどんなふうにお考えになりますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 毎年度ですね、食育指導計画というものを立ててですね、各年代に応じて食をみんなと食べるといいますか、家族で食べるみたいなことですけども、社会性という面でですけども、保育園の段階でみんなと一緒に食べることができる、小学生になるとマナーを守って食べるとか、そういうふうな中でですね、家族で食べるということは推奨しています。推奨しているというか、そのように進めています。保育園でのアンケートなんですけれども、アンケートで孤食に関してのことが書いてございます。朝食は誰と食べますかということで、家族と食べることが多いというのでは76.7%、兄弟でということで18.2、園児1人でというのは5.1%とあります。夕食はどうか、園児1人でというのは0.3%減っております。この数字が多いのか少ないのかというのは、他の比較というのはできないんですけども、そのような状況になっておりまして、ただ孤食よりも家族みんな楽しんで食べるというのが食育においても非常に重要なテーマでありますので、園あるいは小・中学校含めてですね、そのように指導といいますか、どうやったらそういう形になるかということ而努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 家族と一緒に食べるということですね、栄養の面とか、いろんなしつけの面とか、いろんなことが伝わる場所でもありますし、そんな中でですね、連帯感とか、共助意識というものが生まれくる一番大事なところじゃないかなというふうに思います。家庭とかですね、地域の中でこうやって培われるしつけみたいなものですね、そういったものの源になると思いますので、引き続き支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） ほかに委員の方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次に行きます。

認定こども園・保育園運営事業に対する質疑を行います。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、私のほうから今委員長のほうからありました項目についてお伺いしたいと思いますし、先般の一般質問のほうでも質問させていただきましたが、もう少し踏み込んだ中身について本日は質疑させていただきたいというふうに思います。

妙高市においてはですね、まず保育園、そしてこども園という2つのですね、園があるわけではありますが、実際

ですね、幾つの園があつて、そこでですね、正職員、臨時職員、パート職員個々のですね、職員数というのはどのようになっているかですね、まず確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 妙高市では、現在10のですね、保育園とあと認定こども園がございます。正規職員と臨時職員の人数、構成といたしますかでありますけども、正規職員がですね、現在63名、臨時保育士が18名、パートの保育士が44名、あとパート保育補助ということで、保育士の資格を持っていらっしゃるパートさんが90名ということになっております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） そこでですね、この臨時職員を今18名の方がおられるということについて少しお聞きしたいと思うんですが、臨時職員の採用について、どのような考え方で採用されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 臨時職員の方につきましては、基本的には正職員が産休とかですね、そのほか正規職員にかえて保育をする場合にですね、お願いしているのが臨時職員というふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、今現在産前産後のですね、休暇等そのような形で休暇をとっておられる方は何人おられますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今現在7名です。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、前回もお聞きしたんですが、地方公務員法では今ほど課長が述べたようにですね、非常勤職員、非正規職員についてはですね、正職員の臨時的、補助的業務を行うということでありまして、実際それ以上の数字がおられるわけですが、この差はなぜなんですか、教えてください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 正規職員63名ではですね、園全体でのですね、担任とかですね、全てでのですね、保育業務を賄うことができないため、臨時的保育士を今現在18名お願いしております。この分につきましては、従来から退職についてその分を補充してきたところもありますけれども、補充が足りない部分、あるいは採用をかけようとして募集をしても集まらなかった部分等もありまして、正規職員受験された方が全て採用されるわけではございませんので、そういう積み重ねが今の現状になっているというふうなことがあります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、そのような形で正職員がいない場合においてもですね、臨時職員を配置しているということでありまして、臨時職員を採用するに当たって、どのような形でですね、採用の中身を応募を出されるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 新年度における臨時職員採用につきましては、年度末までの間にですね、職業安定所というか、職安のほうにですね、臨時職員の募集について募集しますということを出してですね、それで試験をした上でですね、採用をしている状況であります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今採用される方は、そのような形ということでありまして、私のもう少し具体的に聞き

たいのはですね、臨時職員を例えば何カ月とか、何年とか、そういう形で例えば募集を出すのかですね、その点はどのような形ですね、補助的業務というふうになっているわけなので、どのような期間をですね、採用として出すのか、そこら辺をもう少し聞かせてください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 応募については1年単位でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、1年単位ということでありませうけれども、その方はですね、引き続き臨時職員というのはあるんですか、お聞きします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 引き続き勤務していただいている方もいらっしゃいます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、もう少し具体的に聞かせていただきます。

先ほど正職員が産前産後休暇をとっているのと実際のもので、臨時職員の採用のところでの差がありました。具体的にですね、その臨時職員がですね、今日まで先ほど18人おられますけれども、18人の皆さんの勤務年数どのくらいの実態にありますか。例えば1年以上とか、2年以内とか、3年以内とか、その18人についてお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 現在お勤めいただいている臨時職員です。1年以内が2名、2年以内2名、3年以内が3名、4年以内は1名、5年以内が2名、5年以上が9名です。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、この皆さんが補助的業務を含めてですね、先ほど来からお聞きしていますが、産前産後休暇、長期、年休もあるんでしょうけれど、パートのところでも出てくるんでしょうけれど、こんなですね、産前産後休暇、さらには個人が臨時職員として引き続きやっているということについては、少しですね、正職員とのバランスやら、地方公務員法で非常勤職員、臨時職員という考え方からいったら、余りにもちょっとかけ離れているのではないかというふうに思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） かけ離れているという点ですけれども、数字的にはかなりの差があるというふうな認識しておりますけれども、今現在このように運用しております。それで、非常勤職員、臨時やパート保育士もそうですけれども、臨時保育士から正規の職員になっていただくようにということですね、働きかけを行って、実際にここ5年間の新採用保育士19名のうち、8名が元臨時保育士の方からそのようになっていただいております。あとほかにはですね、臨時のままこのほうがいいんだという方も中にはいらっしゃいます。そういった意味ですね、本人の希望とかですね、適材適所を考えて、臨時保育士の方からクラス担任になっていただくとかですね、そういう形の中で正規職員に準じた形ですね、働いていただいているのが実態であります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今ほど本人の意向、それからいろいろ話がありましたけれども、先般もですね、同じような回答をいただいているんですけれども、そこが少しですね、なかなか理解に苦しむところでありまして、臨時、非常勤職員の内容につきましては、法律である程度育休とか、業務的にはある程度決められているわけですね。それなのになぜそういう形で何年もですね、個人とのですね、2年、3年、4年やっているのかというのが今の説明

ではなかなか個人の要望でということであれば、そういうことでずっといけるのかどうか、そこら辺もう少し説明していただけますか。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　保育士の方がですね、退職してその分を穴埋めして、同数毎年ですね、採用していければよかったですけれども、そういう状態に過去になかった結果こういうことになっているんだと思いますけれども、1つにはちょうど今保育士さんがですね、大量に退職する時期というふうに重なっております。昭和52年、53年、54年とですね、保育制度が変わったりとかですね、あと当時2種兼業という形で、農家の方々が働きに出るに当たって、お母さん方が保育園に子供を預けて出るというふうなところで、保育需要が高まったりしてですね、そこに大きなピークを出したところがあります。その後54年からですね、10年間保育士の採用がなかったという時代がありまして、そういったところのですね、でこぼこといいますか、採用のでこぼこのところのアンバランスがですね、ここのところに来て響いているのではないかなというふうに認識しております。そういったところから、決して今の状態がですね、ベストな状態だとは思っておりません。それで、現在いろいろ検討する中では、今後の少子化も確かに進んでおりますし、ただ保育需要の高まりもある中で、期限付きの任用職員の採用ですとか、正規職員ですね、期限付きの正規職員の採用ですとか、あらゆるそういったこととあと年齢制限をですね、一時的に外してみるかとかですね、そういった部分を検討してですね、正規職員の確保とか、あるいは臨時職員とのバランスを確保するとか、そういったものについてですね、対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照）　阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　今ほど説明を聞いたわけでありまして、前回もこの皆さんについてはですね、長年ですね、臨時でいただいているということもありまして、課題もあるということで答えておられますし、今後ですね、処遇改善等々も考えていきたいと、こんなふうに答えていただいているんですが、そこら辺の処遇改善等々を含めて、何か具体的な中身があるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　処遇改善につきましては、臨時保育士の皆さんの経験年数に応じた段階的な月額賃金ですか、そういったものをですね、年数に応じて加算していくということを今までとっております。それとクラス担任ですね、3歳児以上のクラス担任を持つ場合については、その担任の加算をするというふうな点のことを今まで対応してきております。

以上でございます。

○委員長（宮澤一照）　阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫）　それでは、ぜひともですね、課題はあるわけでありまして、処遇改善をぜひともですね、積極的にしていただきながら、本人意向満足できるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、このところですね、前回ちょっと聞き漏らしちゃったんですが、加配保育士というのがですね、非常に保育園等々にも新たな形で配置しているということを聞くんですが、妙高市の場合どのくらいの加配保育士というのが配置されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤一照）　こども教育課長。

○こども教育課長（平出　武）　その加配保育士の定義といいますか、そういったものがちょっとよく理解できないんですけども、国の基準ではですね、ゼロ歳、1歳、2歳というふうなところでは、園児3人に1人保育士をつける、あるいは6人に1人というふうなことが決まっておりますけれども、当市の場合やはり6人に1人保育士をつけるというところについては、かなり負担があるということで、これについては3人あるいは4人とか、そういうふう

な形で国の基準よりもですね、手厚く保育士を配置しているところでもあります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。私もその点については、まだ少し勉強足りない部分がありまして、引き続きですね、いろいろと実態を把握しながらまた質疑していきたいというふうに思います。

もう一つお聞きしたいというふうに思います。先ほど来臨時職員のほかにですね、パートの皆さんが非常に多くおられるということでもあります。このパートがこれだけ多いという内容についてですね、どのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） パート職員が多くなっていますのは、勤務時間がですね、7時間といますか、フルタイムのパート職員だけではなくてですね、午前中だけ、午後だけというふうなことでですね、そういう短時間のパート職員の方が多くいるのが実態であります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それじゃ、具体的にお聞きします。

フルタイムのパートは何人でしょうか。そして、午前、午後でいいですので、どのような人数になっているか、お聞かせください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 有資格のパート職員ですけれども、7時間のフルタイムのパート職員が16名、7時間未満、午前、午後とかですね、そういった形のパート職員ですけど、7時間未満の者が28名の割になっております。そのほかの無資格のパート職員の90名については、把握しておりません。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、この皆さん実は正職員、臨時職員を配置しているわけですよね。そして、この100名強の皆さんがパートということなんですけれど、どういうですね、正職員、臨時職員と一緒にですね、勤務というか、時間帯を過ごしているのか、対応しているのか、そこら辺もう少し具体的にお聞かせ願います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 先ほどですね、例えばですけども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、集団で保育をしているわけですけれども、その中に有資格の保育士が1名、そのほかにパートの保育士が基準を満たした上でですね、保育と一緒に当たっているというふうなことであります。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それではですね、今の話をもう少し具体的に言いますと、早朝保育とかですね、延長保育の形の中で、いろんな形を勤務していると。そのほかに多分土曜日もですね、それなりに今いろんな要望に対して対応してきているんだろうと、こんなふうに思うわけでありまして、この皆さんの時給大体ですね、幾らぐらいなのか、平均時給幾らですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 時給ですけども、29年度の時給ですけども、830円または880円ということになっています。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ことしもですね、時給が10月1日から上がるわけでありまして、830円ということですから、最低のところはクリアしているということでありまして、年々ですね、多分上がっていくんだろうという

ふうに思います。

それではですね、私のほうからもう一つですね、生々しい実態というふうな形でちょっとお聞きしたいと思うんですが、子育て等々についてはですね、非常に正職員に預けて正職員から受け取るという形が理想的なんだろうというふうに思います。一方、運営をする側からしたら、なるべく安心、安全で問題のないように対応していきたい、こういうことだろうと思いますが、この保育士の皆さんが日々一番悩んでいることというのは、今時給を聞きましたが、パートの皆さん、臨時の皆さん等々は非常に経験年数においてはですね、またはそういう資格を持っている割には非常に賃金が低いと、こういう実態であるということを申し述べておりますし、さらには日常的な子供の関係でですね、月々のですね、日報というんですか、それから週報または日々の実態をまとめた、そういう書類等々をつくるのが非常に時間がかかるし、パートの皆さんや臨時の皆さんは特にころころかわるわけでありますから、大変な時間を過ごしているということであります。ぜひとも簡素化してほしいと、同じことをどこでもやっているわけでありますから、簡素化してほしい。

もう一つは、生々しいですが、残業じゃなくて、家に持ち帰ってそういった仕事をやらなくちゃいけない、こういうことを言っておられます。そのような状況をですね、簡素化していくにはですね、この委員会等々一般質問でも多く意見が出ていますが、IT化等々含めてですね、いろんな対応策がもっとあるんじゃないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 先ほど日報等、そういったものについてのパソコン等で入力する、データ入力する、IT化については一部取り組んでいるところもございます。それで、現在教員の多忙化解消の面です、いろいろな取り組みをされています。その辺の流れについてはですね、まだ保育士といいますか、保育園、こども園の現場へのそういった取り組みというのは、まだまだだというふうに考えております。委員御指摘のようなIT化も含めてですね、これからいろいろ現場の声を聞かせていただいて、働き方改革といいますか、今の現状を急にですね、正職員がどんとふえると、そういった現状というのはなかなかこれだけ雇用情勢が厳しい中でですね、難しいところありますけれども、せめて働き方といいますか、労働環境についての改善については、配慮というか、いろいろ検討して対応していきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ちょっと長くなりましたが、最後にですね、やっぱりこれから成長する子供、そして未来を託すですね、私たちのこれから大人としての大事な責務というのがあると思うんですが、先ほど来からいろいろお聞きしますと、途中で採用、なかなかうまくかみ合わなかった部分だとか、いろいろな形で臨時職の皆さん、パート職の皆さんの話がありました。これをですね、早急に働き方改革やいろいろな形で変えていかなきゃいけないと思いますが、今ほど先ほど来から質疑させていただきましたが、今日までいろんな課題を持っていると思いますので、教育長そこら辺どのような形でお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（小林啓一） 今子育てについて親御さんの立場からかなり論議されているところが多いんですが、やはり保育を受ける子供にとっても体制の充実というのは非常に大事なことだと思いますので、現在市の中でも総務課と相談しながら、これからいかに長期的な見通しの中で保育士を確保していくか、あるいは臨時保育士の職員の待遇改善を図っていくかということについて、真剣に考えていきたいと思っておりますし、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、ICT化につきましては、今園において保護者へのいろんな連絡について、お便りとかというのものもあるんですが、最近は無料のアプリとかいうのも出てきているところで、一部それをこれから取り入れることによって、少しでも子供にかかわる時間を多くしようというふうに工夫していきたいと思っております。



以上です。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ぜひとも積極的に進めていただくことをお願いをし、質疑を終わります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関連で伺わせていただきます。

この項なんですが、報告書、附属書類には載ってきませんが、昨年来からの取り組みの中でですね、いわゆる3園の統廃合の問題です。今年度の議会報告会、意見交換会でもその辺の指摘もあったところなんです。この3園統合の問題については、現状はどのようになっているでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） お答えします。

3園統合につきましては、ことしの3月の全員協議会で新井小学校の隣の芝生広場のところにですね、新しい3園を統合するというようなこととお話をさせていただきました。その後斐太南保育園の校区といえますか、園区の方からですね、そういう話とはということがちょっとお話がありました。それで改めてですね、4月から地元に入りまして、こうなりたいきさつあるいは御理解を得るための説明をさせていただいたところなんです。それで、詳しい日はちょっとあれなんですけれども、先般その五日市校区のほうからですね、要望書をいただきました。1つには、今斐太南保育園に通っているお子さんがみんな卒園するところまで待つてほしいということで、当初計画より2年間統合を待つてほしいと、延ばしてほしいという要望が1つと、あと保育園の園児に関する迎えに配慮してほしいというふうな2点のですね、要望書をいただきました。それについてですね、教育委員会のほうでもですね、いろいろ検討した結果ですけれども、1年延期しますというふうなことです、今地元に対してですね、回答して、地元の御意見といえますか、それを地元で徹底というか、回覧等をしていただいて、その反応を今いただいているところであります。その結果を受けてですね、正式に今まで何が地域の方から一番お叱りを受けていたかというところ、地域の理解なく全部議会に発表してこうなりました、こうなりましたというのが一番の問題点だというふうなことを言われまして、その辺丁寧な説明をさせていただくということで、まずは各地区の皆さんにこういうことだというふうなことをまず差し上げて、その結果を受けてこれからというふうなことで、今そういう状況です。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もごもっともだと思います。こういうことを進めるに当たってはね、地元と膝を交えてきちんとやってという、大体私にさえもね、何でああなるのという声が聞こえてくるくらいですから、そのやり方についての批判がかなりあったんだろうというふうに思います。

それで、1年延期ということで、その辺のところは慎重にまとめ上げていく。そこでもって合意が調ったときに初めて次のステップへいく、こういう解釈でよろしいですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） そのような解釈でよろしいです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あわせてですね、建設場所の関係なんですが、都市公園法が変わったからということでもって、しかも小学校の隣だからということで、あの場所が一番いいんだという形でもってどんと出してきたんですね。ところが、あの場所でもって納得している人が果たしてどれだけいるのかな、これもあるわけです。都会なんかだったら、都市公園法が変わったということで、ああいう場所を選びますけれども、妙高市にとっては果たしてせつかくの緑の広場といえますかね、あこを潰して無理やりあそこに保育園を建てて詰め込むというのは、果たしてどう

なんだろうと、防災上の関係もそうですし、それぞれのイベント絡みがあったときの対応もそうですし、そういうことを見ていったときには、土地をやりくりするのが一番楽だからベターだというのは出てくるかもしれないけども、ほかの人たちの目線では、何でほかへいかないのかなという、こういう声もまだまだあるんですけども、このところは見直しをする考えはございませんか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今現在の予定地につきましては、委員もお話ありましたけれども、矢代、斐太南、新井、その3つの校区になっています新井小学校に隣接していて、保育園と小学校の連携が容易あるいは児童クラブ等に迎えに来る方が子育て中の方がですね、同じエリアに迎えに来れるという利点もあったりとかですね、そういったこともろもろを含めましてですね、今の場所に決定しているものというふうに把握しております。したがって、今現在場所についてはですね、あと白山町のほうの町内会の皆さんにもお話をさせていただいた中では、場所についてはですね、反対はないという部分もありますけど、意見としてはあそこでよかったなという意見もいただいているというふうに把握しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 市の土地で役所が進めることだし、表面的に見ていけば、例えば今課長が言ったような話をどんと出すと、これは反対はないけどまあまあという、そういうパターンだと思うんです。しかし、先ほども言いましたけどね、いろんなケースを考えてみたときに、果たしてあそこがベターな場所なのかということだと思うんですよ。だから、例えばイベント、大会とか云々と、ただ小学校と保育園が何で近くなきゃならないかというのは、私も疑問なんですけどね、南小学校みたいに1つの建屋に入っているというんだったらこれはこれでなんだけれども、今保育園の児童だって、園児だって、みんな送迎絡みでいったら、少々離れていたってどうってことないし、小学校と一緒に行事を取り組むとか、交流をやるとかだって、車で移動するということになれば全然関係ない話です。実際にはね、今体育館、水夢ランドの利用者の中で、特に水夢ランド利用者の中で、イベント絡みがあると常連で行っている皆さんの駐車もままならないという、こういう声も聞いたりしているんですよ。だから、そういうのを含めて、トータルで見たときに、果たしてどうなんだろう。それで、そこでもってわいわい、がやがやとにぎやかにやっているそこの関係でもって、保育事業を進めるという、こういうのもね、もう一度考え直す必要があるんじゃないか。1年先送りということであるのであれば、それも含めてね、もうちょっと伸び伸びした場所でもってというようなことも考え直す必要があるんじゃないかと私は思うんですよ。その時間はあるわけですからね、そういう考え方というのはいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 場所についてはですね、それぞれかえたとするとですね、またいろいろ地域とのバランスとかですね、の中でまた一からやり直しというふうなこともなります。そうしますとですね、またさらにですね、時間がかかっていってしまうということでございます。今の場所で御理解をいただくということで、今現在進めておりますので、今の段階といいますか、五日市地区を初め、斐太地区、南地区の皆さんも含めてですけれども、その場所で今御理解をいただくとしておりますので、そのような考えで今の段階というか、そのように進めたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一旦入った道はなかなか曲げられない、戻れないあるかもしれません。課長がかかわったわけじゃないんですけども、ここに決めたという経緯について、主立ったところを再度報告してもらっていいですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今ちょっと手元には資料ございませんけれども、検討した場所については、もとの高齢者センターの付近ですとか、あるいは中学校の付近、あと今の斐太南保育園自体の拡張みたいな、そういったところを総合的に判断してですね、今の場所に決めたというふうに引き継いでおります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこに決めた、要するに決定段階はどこで決定したんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 決定段階といいますか、教育委員会の事務局のほうでですね、まずいろいろな候補地等を比較検討して、その後決裁といいますか、経る中で副市長等も含めた協議で最終的には市長決裁を得て決めたというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 経緯はまあまあそういう流れで、それでもって議会で報告して、議会だって異論のある方向人もいるんですけどね、そういう流れで来た。いずれにしてもね、後々禍根を残すようなことがあってはだめだな、一旦つくってしまったら簡単に移動できるものでもないし、いや、ここでなかったほうがよかったな、ここでなかったほうがよかったのになんていうことのないようなね、形で慎重に進めていただきたい。私自身はこういうパターンというのはちょっと安易ではないかと、せつかく1年延ばすんだったらその辺も含めて保護者の皆さん、地域の皆さんと仕切り直したっていいんじゃないかというくらいな考えでいます。終わります。

○委員長（宮澤一照） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 主要な施策の成果説明書に掲載されていない事業に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、3款4項災害救助費に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ないですね。

4款1項保健衛生費に対する質疑はよろしいですか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 4款1項の健康保養地づくり推進事業がありますね。37ページになります。それで、これもね、今までうちの委員会じゃなくていきなり飛び込んできたみたいなもんなんですけども、始めましたということでもって、先ほど課長からの説明もあったんですけども、我々も今までかかわっていなかったもんですから、なかなかその実態が見えていないんですけども、まずはこの市民の健康向上に対して、どのような形でもってこの事業が進められてきたのかなという、かいつまんでちょっとお願いしたいんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） この健康保養地づくり推進事業ですが、事業の中身としては、今年度から当課が取り組んでいる健康保養地プログラムの推進ということでございまして、平成25年からでしたでしょうか、試験的にこの気候療法ウォーキングと、そして温泉を活用した水中運動、こういったものを健康維持プログラムとして市民の皆さんに提供して、こういう運動を通して健康になってもらおうと、健康寿命の延伸につなげていこうという取り組みでございまして、平成29年4月に妙高高原体育館、そのための核となる施設が完成したということで、そこで本格的な活動を開始したということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これやってみた結果ですね、その成果どのように見えていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 成果ということでございますけども、この説明書にも記載してございますけど、運動を始める前後でいろいろ身体測定したりですね、体組成をはかったりということでございますが、ここにもあるとおり体重が減少したり、あるいは腹囲が減ったりというようなことで、身体的なそういう効果も得られますし、また血圧等の部分でもですね、安定を見られる方が多いというようなことで、やはりそれなりにきちっと効果は出ているというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参加した皆さんの意見というのも聞きたいんですけどね、課長今の答弁の中でもね、別に揚げ足とるわけじゃないけども、せっかく当事者なんだからね、それなりになんていう言い方はね、表現の仕方はね、余りよくないんじゃないかなと思いますよ。参加した皆さんの反応、意見等はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 課長、すぐ出ますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時00分

○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて会議を始めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 参加者の評価と感想なんですけども、最終回にですね、アンケートをとっているんですけども、そのアンケート結果を紹介させていただきますと、有効回答数のうち教室の内容について、楽しかったという方が97.7%、それから来年度も参加したいかということでお聞きますと、引き続き参加したいという方が93%ということで、こちらはですね、実際に体験してみても満足度は高いんだろうと思われまして、感想として出ているのはですね、教室に参加してみて、食事や運動の習慣が今までと変わってきたと、これからも続けたいという御意見とかですね、健康に対しての意識が変わりましたという意見ですとか、このツアーにやっぱり参加しなければ、なかなか1人ではダイエット等に取り組むのは難しかったなど、なのでこういう教室に参加して非常に良かったというような御意見が多く寄せられているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それではですね、非常に評価が高いという形の中で、ここに参加された皆さんのね、年齢階層、おおまかにこの辺、この辺、この辺3段階ぐらい、それから地域についてはおおむねどの辺か、ちょっと聞かせていただけますか。

○委員長（宮澤一照） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時03分

○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて会議を始めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 参加者の属性ということで、まずは年齢ですが、29年度参加していただいた方の総数が137名、実数で137名いらっしゃるんですが、この年齢の平均が67.9歳ということで、最高の方は83歳、それから一番若い方で39歳ということになってございます。

それから、地域別の人数ですが、新井地域が64名、妙高地域が10名、妙高高原地域が45名、それから上越市から

の参加もございまして、こちらが18名、合わせて137名という状況でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それこそ私の立場といたらそれなりきというのがいいもかれません。これ上越からというのは、この事業そのものについて、上越市を別に否定するわけでもないんだろけども、どういう関係なんだろうかね、そういう上越からの参加者に対しての料金対応とかというのは、どうなりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 基本的には市民の皆さんへの提供ということで募集をいたしましたけれども、やっぱりホームページとかですね、新聞等で掲載された記事等ごらんになって、参加したいということでお申し込みいただいて、参加してもらったということでございます。料金については、特に市民と市外の方と差をつけているということではなくて、正規料金をいただいて参加いただいているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） わかりました。

こういう評価だからということなんですが、これをベースにしながら、今後ですね、そのままいくのか、今後どのような発展を考えているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今後でございますが、まず今やっているこのプログラムをきちっと定着させるということと、先ほどもちょっとお話が出ていましたけども、顧問としてですね、アドバイザーもお願いしておりますので、そういった方の指導を仰ぎながら、さらにプログラムの質の向上といえますか、それと指導できる市民の指導者、そういったものの育成に今後も取り組んでいきたいと、そういったことを通してこのプログラムの充実を図ってきたいというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくそういうことをやりながらなんですけども、参加者人数の拡大も当然そこに入ってくるんだと思うんですけど、その辺はどの程度を目標にしながら順次ということだと思うんですけど、その辺の見通しはどうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 現在やっております教室ですね、一応定員20名ということで募集をしておりますが、少し定員に満たないという状況でございます。ただ、その参加者の中身を見ますと、5割から6割は毎回リピーターの方ということで、非常に効果なりよさを感じていただいている方も多いと。一方では、新規の開拓がなかなか進まないということもございまして、今後はそういう新規参加者の開拓に努めていきたいと思っております。

それから、この健康保養地プログラムは、市民の皆さんを主に対象にしているんですが、昨年あたりからですね、民間企業のほうから社員の福利厚生の一環でぜひ体験をしたいということで、DMOを通じて引き合いもありますので、そういったところも拡大していきながらですね、市民も、そして妙高市を訪れた人も健康になれる総合健康都市ということを目指してまた取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 単純に人数をふやすということじゃなくて、広げるということが必要なんだなということだと思っております。大いに進めていって、それぞれの市民の皆さんが活用できるような、参加できるようなところに取り組みを進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、5款1項労働諸費に対する質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、6款1項農業費に対する質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、9款1項消防費に移ります。

非常備消防費に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 連続でお願いします。

一番苦勞しているのが団員確保だろうと思います。どんどん、どんどん減ってきている。何をどうすればなんですけども、この団員確保については、それぞれに頑張ってはいるんですけども、新たな手だてがないというのが実態なのかなというふうに思ったりするんですけども、課長率直な御意見はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるとおり、団員の皆さんの確保が非常に大きな課題ということでございまして、平成30年度から団員報酬の見直しですとか、出勤報酬の見直しをさせていただいております。ただ、全体の若者の減少という傾向もございまして、なかなか団員が増加するという状況になっておられない。特別消防団員という仕組みも活用しながら、できるところで御協力いただくような格好で進めていきたいなというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなか大変だと思うんです。とにかく村部へといいますかね、周りにいったらみんな高齢化してきて、なかなか消防団だってという形になると、特別消防団員の制度をつくって、そこでもって何とかメンバーを補充して動くよという形でというんですけど、今実際にこの特別消防団員は、トータルで何人、どこの分団にいるよという、この辺はわかりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 概要に書いてありますけれども、年度末で41事業所ございまして、地域別にはちょっと分類していないんですけど、新井地域、妙高地域、高原地域、妙高地域はちょっと少ないですけど、高原地域と新井地域が半々ぐらいかなという感じです。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これでも何とかという形なんですけども、何とか埋まっているという状況なんですか、これでもってまだまだ不足だよという、定数からいったら恐らく不足なんだろうと思うんですけども、新規団員の勧誘といますかね、加入の見通しというのは、どんなところになりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 新規の団員の確保ということで、消防団の皆さんがいろいろ考えて取り組みをさせていただいているんですけど、実際この29年度末と30年度の入り口での差でございまして、30年度に新たに入団をいただいた団員は22名でございまして。逆に3月末で退団された団員さんが45名おまして、年度がわりで23人減ってしまったという状況でございまして。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いつもですね、総合演習とかね、そういうことをやりながら、華々しくそこで頑張ってもら

っているという話ですけども、地域に戻れば地域の中でそれぞれ頑張ってもらっている、なかなか大変なんだけども、そこのところは待遇改善も含めたりする中で、引き続き頑張ってくださいというよりしようがないんだけども、我々もこの点については大いに協力を図っていかなきゃならないというふうに思っております。そんな中でもって、特別消防団員の位置づけをもっと上げたいというような希望を持って今いるところでございます。

以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） ほかに委員の方でございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、コミュニティ防災組織育成推進事業に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、絞って2点だけお願いしたいと思います。

今回のこれ予算は299万7000円で、決算額が213万2000円ということで、約80万くらい不用額で残、残っているんですが、その要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 何点かございます。一番大きいのが40万円不用額出してしまったのがございます。と言いますのは、最近の地震の関係で、家具が倒れたり、移動したりして亡くなったり、けがをされた方が多いということで、家具の転倒防止金具の設置について広報も行ってまいりました。防災士会の皆さんも非常に大事なことだという認識を持ってくださいまして、防災士会の活動として、75歳以上の単身高齢者世帯等を対象に、設置依頼があった場合は、設置していただくと。自分で買えない人がいれば、御負担はいただくんですけど、金具等を買ってきていただいて、高齢者世帯に設置していただくということで、防災士さん1人当たり1回2000円の報酬を見込みまして、報償費ですけど、200回分で40万円予算は計上させていただきました。年度当初から各町内会、大字さんに回覧をさせていただきまして、パンフレットも回覧する中で募集をしたんですが、結果として問題意識を持ってくださって、自分でつけてくださっていただければいいんですけども、そうじゃないような状況もあるんじゃないかなということで、引き続き今年度も取り組みを防災士さんからも続けていただいているところですし、昨今の大阪のほうの地震ですとか、北海道の地震もありますので、また折に触れて注意喚起をして、こういう対策をとってもらわないと危険ですよという広報もしながら、防災士さんから協力をいただいて、自分でつけられないという方がいらっしやれば、その支援についてもやっていきたいというふうに考えています。

それと、あと防災士の資格取得の支援もしておるんです。当初予算では、4地区4名分の取得支援の予算を計上させていただいておったんですが、結局日程が講習会といいますかね、日程が合わなかったというのが1町内ありまして、あと2つの大字については、前向きに取り組むという回答をいただいたんですが、結果としてなっただく方が見つけられなかったということで、4名分を予算計上していたんですが、結果して受講していただいたのが1人だったということで、3人分の18万2000円が不用額になったと、これが大きな理由になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一点が実はその転倒防止金具について質疑しようと思っていたところなんです。去年の予算書でも防災士と連携した災害時の安全対策の推進として、家具等の転倒防止金具の普及啓発と高齢者宅への設置支援というふうなのが載っていたのに、今回の成果には載ってこなかったというのがあったもんで、私はこれどうしたんだろうと、大阪であれ、北海道であれ、テレビ見ればあれだけ家具が転倒していて、本当にひどい被害を出している原因ではないかというふうに私見ていたもんですから、これを質疑しようと思っていたんですが、今答弁いただいてしまいました。本当にこれはもっともっと強力に進めていただいたほうがいいと思いますし、どっ

ちかといえば、防災士さんが取りつけ方を実際に訓練していただいて、詳しく説明してやらないと、私は高齢者の方は無理だと思うんですね。そういったことも考えて、これは徹底していただきたいというふうに思います。

あわせて、じゃ防災士と各町内会の自主防災組織、どのように連携されているか少し、また自主防災組織に対する指導、私はこの家具の転倒もあわせてやるべきではないかなというふうに思っているんですが、その辺の協力体制についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように各自主防災組織の会長さんは、町内会長さんですとか、区長さんが兼ねておられるケースが結構ありますので、短期間で交代されてしまうという部分があります。防災士さんについては、防災士の資格を取っていただいて、防災士会というところに入って、防災士会としての活動も当然先ほどの家具転倒防止仮金具の設置ですとか、やっていただきます。防災士さんからは、実際に家具転倒防止金具のつけ方を研修もしていただいておりますので、これから活躍していただけるような状況になればいいなというふうに思っておりますし、防災士さんには各自主防災組織が行う防災訓練ですとか、そこら辺では中心的な役割を担っていただきたいというふうに考えておりますし、地域の防災力の向上に中心になって取り組んでいただきたいというふうに考えております。行政といたしましては、防災士会の活動を通じまして、スキルアップの先ほども申し上げましたような研修会ですとか、講演会を開催させていただいたりとかの支援をさせていただいておりますし、今後も続けていきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 続いてお願いします。

私のほうからはですね、総括の中でもありましたけども、避難訓練の関係ですね。いつも消防団と一緒に避難訓練をやっているんですけども、それから災害が多かったりしていて、避難勧告が出たりしていてもですね、一番避難してもらわなきゃならない人たちというのは、訓練にもなかなか参加してもらえないでいると、訓練に参加してきている人たちは、避難所対応でもってお手伝いいただけるような人たち、当然そっちはありがたい話なんですけどね、そういう人たちを巻き込んだ避難訓練というのは、どっかでやっておかないと突然ですがといったときに、なかなかうまくいかないな、自由に動ける人たちというのはね、号令かけて動ける人たちはいいいんだけど、そうでない人たちの避難訓練をどんな形でやるべきなのかな、現地で対応をどうやってやったというのは、それぞれいろいろ考えあると思うんですけども、できたら当局でもそこに踏み込みをしながら、今の防災士の話もありますけども、そういうところとの兼ね合いで一気にどんとでかくやるというんじゃなくて、小さい形の中から踏み込みをしながらそういうことをやっていくという、こういう組み立てもやっておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺は課長いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 委員さんがおっしゃる訓練にぜひ参加してほしい方というのは、要配慮者の方ですとかということになりますでしょうかね。本会議での質疑でもございましたけども、各自主防災組織さんには、そういった配慮の必要な方の個別支援計画をつくっていただいて、いざというときには一緒に避難していただく体制をとっていただきたいというふうなお願いをしております。平時の避難訓練にですね、そういった方から実際避難をしていただくというのは、安全面とかですね、そこら辺も含めて難しい問題もあるんじゃないかなというふうに思っています。私どもといたしましては、補助の仕組みもつくらせていただいておりますので、リヤカーを配備していただいたとか、いろいろな避難なり、器材を備えていただいておりますので、訓練ではそういったものを使って、いざというときにやはりお元気な方になってしまうかもしれませんが、リヤカーに乗ってもらって、避難するときには



実際ここは段差があるからどうしたほうがいだろうとか、坂がきついからどうだろうとかいうところを実際確認をしていただくところから入っていただきたいというふうに考えておりますし、御相談いただくところもございますので、そこら辺はこういうことももし可能であればやってくださいというようなお話はさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 理屈ではみんなわかっているんですね。ところが、実際にはどうなんだというところ、これはね、訓練しておかないとなかなか理屈でわかっているからと、その場になるとなかなかそんなわけにいかないという、こういう実態があります。例えばなんです、訓練だからあれなんです、こういう訓練をやって、手が足りないんで、一緒にお手伝いいただけますかという形の中で、サトヤマンの活用というのは可能なんです。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） サトヤマンは、基本的にはその地域に住んでいない人になります。ですから、訓練の際に通常いない方から入っていただいても、いざとなったときに適正な行動がとれるというふうにはちょっと考えられませんので、想定はしておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 例えばなんですけれども、形が見える、そういう形で参加する、そういうことの体験という位置づけの中でね、若干手不足の部分はお手伝いをいただきながら、一度やってみることで、ああ、こういうことだったら俺も手伝いできるのかというあたりが見えてくると、私はありがたいというふうに思っているんでね、そうでないとなかなかそこへ行けないでいると。それから、先般も答弁ありましたけども、名簿がちゃんとできているよというけども、その名簿は名簿としてわかっちゃいるんですけども、実際にそのパターンで動けるかという、あの緊急連絡用の名簿というのはね、1人でもって何人も面倒を見ているという人もいますよ。そういう形があったりするものだから、そういうところでもって実際にその動きができるように、そういうのをやるとしたらやっぱり地元だけでもできないんで、ぜひそういうときには大いに相談に乗ってもらったり、一回そういうのを地域でやることによって、またほかにも波及することができるんじゃないかなというふうに思っているんで、ぜひ一緒になって検討を進めていただければというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） その地域、地域でいろんな実情があると思います。訓練やりたいんだけど、こういう段階で、こういうところをどうしたらいいかというところがあれば、我々のところに御相談いただければ、的確な方法をすぐお示しできるかどうかはわかりませんが、一緒に考えさせていただいて、いい方向へつなげていければなというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） ほかに消防費に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 10款1項教育総務費に移ります。

いじめ・不登校対策推進事業に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私のほうからまたいじめ・不登校対策推進事業について何点が質疑させていただきます。

まず、当市での29年度のいじめの件数はどれくらいですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○子ども教育課長（平出 武） 77件であります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 77、わかりました。

ネットいじめ、そしてまたいじめのトラブルを防ぐため、加害者にならないよう留意点を保護者向けのいじめ防止講演会を延べ11回開催されました。保護者には伝えましたが、その反響また効果はどのようなか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 子ども教育課長。

○子ども教育課長（平出 武） 11回の講演は、いじめの中でもネットトラブル、ゲーム依存などのネットモラルに関する内容であります。最近のSNSにかかわるトラブルでは、被害者にならないことはもちろんですけども、いつの間にか加害者になっているというケースも多く見られることを主には伝えております。反響についてですけれども、アンケートなどをとっていないので把握していないんですけども、時代の状況からネットトラブルは増加しておりますので、今後も引き続き啓発活動を行っていくというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） いろいろなケースも説明されたと思いますが、実際に保護者からの生の声はどんな声があったか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 子ども教育課長。

○子ども教育課長（平出 武） 申しわけございません。現在把握しておりません。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、近年のいじめの傾向はどのようなか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 子ども教育課長。

○子ども教育課長（平出 武） 近年のいじめの傾向としまして、最も多いのが冷やかしからかい、次に多いのがほとんど同程度なんですけども、金品隠し、軽くぶつかる、仲間外れにするが先ほどの冷やかしからかいも含めて全体の8割を占め、ここ数年同様の傾向であります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、ネットでのいじめは、先ほどSNS、アンケート調査もされているんですが、このいじめの中の冷やかしからかい、これは初歩の段階ではありますが、今の子供たちはなかなかそういう対応になれていないと思います。そういう面では、いろんな学校関係者、そしてまた専門員の対応も必要かと思います。この近年のいじめの傾向は、今お聞きしましたが、他市との比較はどのようなか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） 子ども教育課長。

○子ども教育課長（平出 武） 他市との比較、現在資料等持ち合わせてございませんけれども、いじめの傾向としまして、平成27年度にですね、いじめに関してですね、状況を積極的に把握するよというふうなことで全市で取り組んでおります。そういったことで、26年度に妙高市で43件が27年度では71件、28年度107件、29年度77件というふうに移りましております。こういった傾向、27年度を境に把握件数が増加しているのが全国的な傾向だというふう把握しております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨年の29年度のいじめの中で、その中で一番非情ないじめというのはどういう例がありましたか。

○委員長（宮澤一照） 子ども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） いじめの件数ですけれども、からかい等ですね、ひどいとかという事案というわけじゃないんですけれども、将来的に重大事案に発展するというので、注視しているものとすれば、ズボンおろしとかですね、そういったことについてです。その辺がですね、ことしもそうなんですけども、ちょくちょく聞かれますので、その辺の対応について注視しています。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 当新潟県でも高校生のいじめで自殺されたり、やはり学校側が把握しているのにそれも知らなかったという形でのかわいそうな結果のいじめの報告がありました。そういう面は、いじめから始まって、また中学校の不登校にもつながってくるかと思うんですが、中学生の不登校者は現在高校への進学はどうしているのか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 不登校は、30日以上欠席した者で、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因、背景により登校したくてもできない状況というふうなことで定義づけされているんですけども、不登校の中学生の進学に関する情報について、平成28年度の卒業生を例にするとですね、卒業生10名中9名が進学しております。進学先については、全日制の県立が5名、全日制の私立が1名、定時制県立が3名というふうなことであります。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 心配したようにはならず、10名中9名ということで安心しました。

次の点になりますが、適応指導教室来室者ですが、指導教室へ来ないより来室者が来ているのがいいんですが、女子の来室者が非常に多いのですが、その理由は何かお伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 適応指導教室の来室者の実人数としまして、男子2名、女子7名ということで、女子のほうが非常に多いというふうなことで御質疑だと思うんですけども、平成29年度の不登校者の数ということと36名であります。36名の内訳で言いますと、男子が25名、女子が11名になっています。不登校の児童・生徒の行き場としては、学校内の適応指導教室ですとか、保健室、あと相談員さんが自宅に訪問する対応とか、市の適応指導教室、この市の適応指導教室というのがこの男子2名、女子7名なんですけども、不登校者本人の好みですとか、意思によって選ばれた結果であり、性別の差によるものではないというふうに判断しております。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 最後になりますが、一向に減少しないいじめ、不登校、初期の対応が必要かと考えますが、当局の今後の指導はどのように考えているか、お伺いいたします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） いじめにつきましては、どこの学校にも、どの子にも起こり得るんだという認識で、アンテナといいますか、そういったものを教員も含めてですね、高く観察してですね、子供が訴え、話しやすい環境をまずつくることに努めたいというふうに考えております。そして、無記名アンケートの実施ですとか、いじめ相談窓口の明確化、ここですよというのを明確にしてですね、いじめを早期に把握して対応するように学校にはお願いしているところです。不登校は、いろいろあるんですけども、原因の特定が難しい面もありますんで、初期段階で家庭訪問を行うほか、子ども・若者支援相談員ですとか、今年度導入したスクールソーシャルワーカーとも連携して、早期の対応に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 10款1項教育総務費に対するそのほかの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 市長がですね、5時30分に退室いたしますので、それまで休まずにやらさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

10款2項小学校費に移ります。

小学校教育振興事業に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 休まずにということでもってよろしくお願いいたします。

小学校教育振興費、これは就学援助費の関係でございます。したがって、小学校、中学校、特別支援学校一括でもってお願いをしたいと思っております。この29年度予算の中ではですね、小学校の入学準備に間に合わせるようにということで、2回分というか、2年分というか、そういう予算計上でもって進めてもらったんですね。これは、強く要望もしながら、議論もしながらやってきたところなんです、そういうことでもってやってもらって非常に良かったなと評価をしているところです。この流れそのものはそのまま続けていくだろうというふうに思うんですけども、対象者の皆さんの恐らく喜びの声も聞こえてきたらと思うんですけども、この流れそのものはこのままいって、結局新年度予算では次年度の分の小学生入学に間に合うようなパターンを継続していく、こういう認識でよろしいんでございますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） そのとおりであります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、今後のこの就学援助の費用の基準の関係でございますけども、この基準はですね、要するに生活保護基準の1.3倍をベースにした計算で進められております。ところが、この生活保護基準そのものが引き下げられてきているわけなんで、実質この就学援助費も下がってくるという計算になるんですが、この辺のところはどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 生活保護基準は、確かに生活保護基準をもとに就学援助の該当者を判断はしております。今回委員御指摘のとおり、生活保護基準が下がりますので、そうしますと当然生活保護基準に満たない、基準額が下がるんで、そのままスライドさせると多くの方が認定から外れるというふうな形になります。ですが、今現在ですね、妙高市は平成25年度にも1回改定があったときにですね、25年の8月にですね、同様の基準改定が行われたんですけども、そのとき当時基準としていた平成25年4月1日現在の基準額で固定しますと、スライドさせませんと、そういうことでですね、当時基準額を運用して、現在もその運用の仕方が生きておりますので、今回もこれから概要が固まって本格的にそういうふうなことになりましたので、決裁を得てそのように運用したいと言いますのは、年度途中にですね、そういった変化を与えるとですね、混乱を招くことがありますし、現在幅広くですね、就学援助をしておりますので、その意思を引き続き継承したいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 政府の見解、市長の見解、これは準要保護基準は生活保護基準の1.3倍だが、1割下げられた生活保護基準がまた下げられる中で、影響を軽減するためにはという、とにかくその基準が下がっても影響しないようにという、こういう見解でいるんですよね。今回下がる分もあるんですけども、その前に1度下がっている。だから、それが前回なんですね。生活保護基準が下がってきてそのままいくということは、準要保護基準のいわゆる

受けるほうは、どんどん割合としては下がってくるという形になるんだよね。金額が下がってくるんですね、1.3倍の計算でいくとね。ベースが下がるから掛ける1.3というのは下がりますよね。そのままいくという、そこはいかなかったら今現在いる1.3倍じゃなくて、これの1.5倍ぐらいにいかないと、もとベースの計算に引っついていかないという形になるんですが、この辺の見解どうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 今回確かに金額は下がるということですが、国のほうですけれども、この生活保護基準の見直しに当たって、例えば市町村が独自に行っています就学援助費用なんかについては、それに影響されないようにというふうなお願いの文書が来ています、国から。さらに、参議院の厚生労働委員会でも附帯決議がされて、この影響が地方単独事業に波及しないようにというふうなお願いも来ております。そういったことも含めまして、確かに基準額下がるんですけれども、その基準額を25年の4月1日ベースで固定しています。額を固定しているんです。ですので、生活保護基準の今年度改正するやつは、確かに額は下がるんですが、固定額その基準額の額を固定していますので、今までと変化がなく支給するというふうなことになるということでもあります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 額を固定していれば動かない。今回その生活保護基準が下がっていくんですが、下がったときの、生活保護基準は下がる、だけでも、準要保護基準、要するに就学援助金の関係は固定でいくからという形になるんで、そうしてこの固定でいったときには、今まで言っていた生活保護基準の1.3倍ということじゃなくて、この倍率は1.何倍ぐらいになりますかね。額で固定するとずっとその額でいくという形になっていくんだろうというふうに思うんですけども、そのときの計算というのは1.5倍ぐらいになるんですかね。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 平成23年度というか、前回平成25年4月1日ベースの額で固定していますので、1.3倍は1.3倍で、例えば基準額が1万円であれば、1.3倍は1万3000円となりますけれども、今回見直しで9000円に下がったとしても、私らは1万円をそのまま使いますんで、1.3倍は1.3倍のままです。ただ、9000円に下がったそれと比べて何倍になるかというのは、ちょっと申しわけございません。今ちょっと計算するすべがないんで、お答えできません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） わかりました。そこは、固定でスライドしていくというかね、固定でスライドしていくんで、影響はないと。だから、この場合にこっちの持ち出しというのは、市の持ち出しだけでしょうかね、これたしか補助もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺の位置づけはどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 当該事業につきましては、市町村で単独で行っているものでありますので、市の持ち出しのみで国のほうの補助等はございません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 市の持ち出しだけでもってこれだけ固定しているやっている、頑張っているんだよという、こういうことですね。了解しました。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次にですね、コミュニティ・スクール推進事業に対する質疑を行います。  
佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 小中あわせてお願いをしたいと思います。若干考えてきた内容を減らさせていただきます。

平成27年度から順次これ取り組んできているんですが、どうも私が見ていると、各学校で温度差があるように感じているんです。特に大きいのは地域への浸透度、周知というか、認知というか、そういった面ではどうも大きな地域ほど浸透していないような気がするんですが、その辺を教育委員会側ではどのように見ているのか、課題はどう考えているのか、お聞きしたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） コミュニティ・スクールの取り組みに温度差があるんだろうなというふうなことの御質疑だと思うんですけども、一般質問あるいは総括質疑の中でもお答えしましたけれども、確かに温度差はあるというふうに認識しております。御指摘のように実際に地域の人に見える活動あるいは一緒になって活動しているところは、具体的な活動を行っている団体は、浸透度が高いというか、地域の皆さんもよく知っているなというふうなことだと思います。一方、統合などにより比較的校区が広い学校については、具体的な活動が地域の人に見えにくい、そういった団体には浸透にちょっと時間がかかるんだろうなというふうにも考えています。地域への浸透は、広報、いろんなチラシですとか、お知らせなどの情報発信必要なんですけども、それだけでは不足だと思いますし、地域の人たちとともに活動を見てもらう、あるいは参加してもらう、こういったことが効果的だと考えております。コミュニティ・スクール自体は地域の子供をどういう子にしたいかというコミュニティ・スクールの目的を共有しながら、そのための活動を地域の人に見える形で継続しながら活動を高めることで、だんだんと地域に浸透していくというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今回いただきました教育委員会の点検・評価報告書の中の教育委員会の意見ということで、地域住民に説明は行き届いておらず、コミュニティ・スクールへの必要性がまだよく理解されていないというふうに教育委員会自身が言っているわけですし、また無理な事業の実施は長続きしないし、コミュニティ・スクールや学校職員への負担に配慮してほしいというのと、大規模校での活動内容が課題なのではないかと思うというふうに今課長が言われたことがまるっきりここに載っているような気がしているんですが、本当に私その点がこれからの大事なことだと思いますし、見える活動が私はやっぱり一番大事だというふうに思っております。そんな中で、特に地域の住民なかなか知らないでいる、PTAとか、学校とかかわっている方よくわかっていると思うんですけど、地域はわかっていないところが多いと思うんですが、どっちかと言えば学校側から地域へアプローチをかけるのが先ではないかなというふうに思うんですが、その辺については教育委員会としてはどのように指導、助言されているのか、お聞きしたいと思いますが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 校区が広い学校は、浸透に時間がかかるんだろうということで、指導、助言というような形ではありませんけれども、一緒にいろいろお話し合いをする中で、学校サイドでの気づきだとか、あるいはコミュニティ・スクールの協議会の中で皆さんがいろんな形で今後の活動を考えていく、それをまた実行していくということだと思います。ただ、今ほどおっしゃられた中ですね、学校から地域へのアプローチ、コミュニティ・スクール自体は地域から学校、学校から地域、双方向だというふうに考えております。そういった中で、例えばある一つの中学校では吹奏楽部は体育祭に協力して学校から地域に出ていくケースもあります。どちらかというところ、コミュニティ・スクール自体は地域が学校を支えるという一面のところ意識が行きがちだと思うんですけども、逆にそういう形で地域に出ていく、出向いていくということで、コミュニティ・スクールの活動を主に校区内の一体化みたいなのが進められていけばいいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて私大規模校になると中学校が大きくなっていっちゃうということがありますが、小学校と中学校の連携がうまくできていくと、もっとコミュニティ・スクールはよくなると思うんですよ。というのは、今小学生はいろんな地域の事業に参加しているんですけど、中学生何も参加していないというのが非常に多い、そうなるをやっぱりコミュニティーやっていく中でも、これは一つの課題になっていくのではないかなというのを若干感じているんですが、そんな中で今度逆に地域の中からのアプローチということになると、協議会もできてはいるんですが、その協議会のメンバーの中でもいいんですが、地域のリーダーをうまく見つけて学校と連携していく、そういった工夫が一番必要だと思うんです。そうしないと双方向になっていかない、学校側のほうに負担がかぶってしまう、また地域のほうにあれやってくれ、これやってくれといっても、受け皿がないというような環境になっていくと思うんですね。その辺の地域リーダーなり、いろんな考え方あると思うんですけど、教育委員会としての考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 地域の人材ということからしますと、生涯学習課でもやっていただいています地域人材制度があります。そういったことを生かしながら、コミュニティ・スクールを実践する中で、そういった人材の方からも協力していただく、そういう方が活動の中で力を出していくと。おっしゃるとおり活動の核になるリーダーは大切です。その地域人材の中から発掘等していくんですけども、一方で特定のリーダーに頼った取り組みというのは、将来的にリーダーがいなくなったときにですね、活動が消滅する可能性もございます。活動を継続するためには、リーダーの発掘とあわせて、リーダーを中心にですね、早い段階で組織化していくことも大切だというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 2人でやることになっていたら、全く同じようなパターンになりましたけども、地域の認知度という形の中では、全く一緒なんです。このコミュニティ・スクールの関係ですね、地域性によってそれぞれみんなまちまちだと思うんです。一律に同等に考えるわけにはいかない。認識を得て一緒に活動する、無理して推し進めていくと、途中でもってトラブル発生になってくるということになると思うんですね。コミュニティーというから、地域という形に入ってくるんですけども、私はそこでもってというのは、学校があって、地域があって、その間にはね、PTAがあって、それぞれかわりのある保護者等々、いわゆる安全見守り隊であったり、いろんな方がおられるんですね。そういう形の中でもって、自然と地域とのかわりを深めていくというのが必要だと思うんですけども、その前にまずはPTAの皆さんがコミュニティ・スクールというそのもの、その位置づけについて、どういう認識でいるのかな、今のところ私はまた南部の話になりますけども、向こうで見ていると、学校は一生懸命やっているけども、果たしてそれと地域との温度差というのはどうなんだろうなというふうに感じているような状況があるんですけども、まずはそこでもってPTAの皆さんがこの認知度を上げていく、双方でもってこの結びつきを深めていくということだと思うんですけども、どのように捉えていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） コミュニティ・スクールを推進していくためには、PTAも非常に重要なポイントになる人材の一つだというふうに考えております。先般コミュニティ・スクールの研修会を行ったんですけども、その出席率から言いますと、コミュニティ・スクールの委員さんと学校関係者だけで75%ほど、PTAの関係者については6%ほどの出席だったんです。この辺のところからしましても、PTAの皆さんにもですね、機会を捉えたり、いろんな学校行事の中でですね、コミュニティ・スクールあるいは地域の人たちから学校に力をかしてもら

って、こういう活動をしているんだということをですね、機会を捉えて情報発信していく、あるいは巻き込んでいくということに努めていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） やり方いろいろあると思うんですね。どうやって巻き込んでいくかというのもこれも一律じゃないというふうに思いますのでね、実はね、私こんなこと言っちゃっていいのかなというふうにはあるんですけども、市P連の総会、研修会等があるんですよね。そういうところの研究課題みたいなのにこういうのを提供してみんなが考えようというのはどうなんだろうかと、私余計なことを言っていますけどね、そんなものもありかなと思ったりしています。まだまだしたがって、PTAそのものの中でも認知度が低いんだなというふうに思っています。このような形の中で、これ大規模校になったらね、余計に大変だと思いますよ。強制はできないし、リーダーが、リーダーがとって、少々のリーダーでできても負担がでかくて潰れちゃうというパターンがあるんじゃないかなという、逆にそういう心配もあります。私は、もうとにかく小規模校でずっと生まれ育ってきていますんで、小規模校の話しかしませんけども、ここでの特認校との絡みもあるんですよね。コミュニティ・スクールののがあるって、特認校があって、コミュニティ・スクールには推進協議会ですか、そこに委員がいて、そこでもってろもろやって方向を定めて事業というかね、そこへ入っていくという、こういう形にもなっていますが、小規模特認校だってやっぱりそういうパターンを考えていかなきゃいけない。だから、ここに誰がかかわるかによって、その中身は大きく変わっていくんじゃないかなというふうに思っています。

したがって、当局にだけあるいは学校にだけやれやれいったって、これはそんな簡単に進むもんじゃないと思うんだけど、いかに地域を巻き込むかという、ここでの研修をPTAの皆さんと一緒にやるというのがまず一つの方法ではないのかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） おっしゃること、そのとおりだなと思っています。PTA連合会でこういう講演会をやれとかという話はなかなか難しいところがあるかなと思います。ですが、一つの話題として、ようやくですね、今回特別支援学校と新井中学校を除いて全ての小学校、中学校にコミュニティ・スクールが導入されました。要は、妙高市全域にコミュニティ・スクールの網がかかったと、地域にかかったというふうな認識になると思います。そういった中で、地域とともにある学校ということです。PTAと地域一緒にやっていく、そういったテーマで、どんな形がいいかというのは今ちょっとここで持ち合わせておりませんが、今後の検討課題というか、そういうのも配慮しながら進めていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関連で伺います。

小規模特認校の関係も同じようなものなんですよ。小規模特認校というのは、英語を中心にしてとかやっているけども、これだって地域とのかかわりが深まっていかなかったら名前だけで終わっちゃうよと、ダブってやっただって、中身は一緒にだというふうに認識しているんだけど、そのところでね、あそこへ行ってきたからどうのこうのという話じゃないんだけど、これからこの小規模特認校をどのように発展させていくのかというのも大きな課題だと思うんですけども、ことしも募集をかけたんだっただけかな、かけているんだっただけかな、その辺の状況はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 御指摘のとおり今年度もですね、小規模特認校ということで募集をかけております。反応ですけれども、先般台湾へ行って来たということ民放のほうでですね、いろいろお知らせしていただいた効果



かどうかというか、そういった効果なんだと思いますけれども、市外からですね、の問い合わせが今現在2件ほど来ています。従来になかった動きだと思っています。その特認校今後どうするかということを含めてですね、そういう形で特色ある活動を地域と一緒にやっていく、そこでこの学校いい学校だなと思う取り組みをやることで、市外からも来たいとか、あるいは妙高市内からも南小学校区に移りたいというふうなことに繋がると思いますので、その点配慮というか、重要なポイントだという認識で取り組みたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私は、この入学の条件をもっと見直したほうがいいと思っているんですよ。市内という形でいっているから、結局のところ市外の方はそこへ移住してこなかったら入学できないという形になるんだけど、別にそれも取っ払ってもいいんじゃないか、上との関係がありますからね、単純じゃないと思うけど、けども、私は逆にね、地元にはね、元気なお年寄りまでいかないというか、その手前の人たち、そこでの里親関係ですかね、そういうのもあってもいいんじゃないのかな、そういう形で持っていった場合に、もっと対象者を広げることができるんじゃないのかな、修学旅行の台湾行きだけが魅力で云々と言われると、あとまた大変だろうと思うんだけど、入学条件のその辺のところをもうちょっと拡大したりする中で持って、地域との結びつきを深めていく、それが次のステップでも大いに反映できるという、こういうのがあると思うんだけど、そういう考えはございませんか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） 確かに市外の方が通っていただくというふうなことになりますと、一つには通学の形ですね、通学について遠距離をどう対応するかというハードル、あるいはP T A活動等で来ていただく、特に小学校の場合ですと、病気になったときに迎えに来ていただけるかどうかとか、いろいろ越えなくちゃいけないハードルとか、制度だけでは解決できない部分がいろいろあると思います。そういったことで、小規模特認校については、校区内というか、妙高市内での行ったり来たりというのが小規模特認校だというふうな考えております。したがって、それを越えた活動については、なかなか検討の余地はあると思いますけれども、現段階では市外の方については移住していただくというふうなことで、今問い合わせのあるお二方についてもその辺丁寧な説明をさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろ課題はあるの、やるとしては、けども、ここでもって本当にこの事業をやろうと思ったらね、課長弱気じゃだけなんだわ。よそでやっているのは、そんな範疇じゃないんだわ。事あったら親御さんちゃんと来なさいよと、その約束事をもって入学を許可しますだからね、だからそれは条件はいろいろとあると思うけども、それにすっと入るかどうかは別として、もっと思い切ってその辺のところは視野を広げてやっていかなかったら、結局のところは小規模特認校の名前で英語教育だけでもって終わってしまうよということだと思いますよ。だから、そのところはもっともっと視野を広げた中で、思い切ってこういうのをやると、恐らくね、その負担がどうのこうのというね、移住の関係もそうけども、負担がどうのこうのって、その辺のところはね、具体的に組み立てをする中で持ってこれでやってみますなんて出して、入村市長すぐ返事するよ。そのくらいの思い切りが必要だということだと思うんですね。今すぐうんというわけにいかんけど、そういうことでもってぜひ検討を深めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 10款2項小学校費、それから10款3項中学校費、また10款4項特別支援学校費に対するそのほかの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、10款5項社会教育費に移ります。

妙高歴史遺産活用推進事業に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） そのうちのですね、歴史文化基本構想について伺いたいと思います。

成果品としては、こういったものが出されています。これについて伺います。この事業ですけれども、文化庁のほうの補助金をいただいてということの事業で、2カ年かけてつくって、素晴らしいものが私できたと思っています。文化庁のホームページ見るとですね、全国の自治体で作成されたこの歴史文化基本構想のですね、一覧が載っています。ざっとですけど、70件ほど載っていて、内訳でいくとですね、文化庁の事業で行っている事業、それから自治体独自にやっている事業もあって、いろんな取り組みの中でこの文化財保存というものをやっているというふうに感じました。新潟県内ですとですね、上越、佐渡、十日町、妙高市と全国的に見ても非常に盛んな県じゃないかなというふうに思います。非常に熱心に新潟県は取り組んでいるんじゃないかなというふうに思いました。この国のですね、この事業の趣旨といいますと、これまでは指定文化財を特化して保護するというふうなことが主に置かれていたところですね、最近では観光とか、まちづくりにも活用しようという、こういった動きが出てくる中で、指定文化財ただそれだけを残していくということの動きじゃ正しく残せないんじゃないかという発想の中で、こういったものをですね、総合的に保存と、それから活用しようという趣旨のこういう計画というふうになっています。それについてはですね、当市で出された歴史文化基本構想の中にも、同じように書かれています。

そういったところでですね、私これできたものを私なりに評価させていただくとですね、保存という意味では、この3つの区域設定がありますよね。これがしっかりできたということで、今後の文化遺産の保存、これについて担保ができたというふうな意味で、非常にこれ成果を期待できるというふうに評価しております。またですね、大小の歴史や文化的な要素を8つのストーリーにまとめたというのがあります。こういったところはですね、これ非常に大変だったと思います。いろんなものを洗い出しながらまとめたところで、非常にこれは私頑張ったなというふうに思っています。しかしながらですね、保存と活用の、活用の部分ですね、これの課題が幾つか残されているんじゃないかなというふうに思いますので、それについてですね、大きく3点伺っていきたいと思います。

まず、1点目としてですね、この構想のですね、資料としてのあり方について伺いたいと思います。この冊子のですね、冒頭を開くとですね、例言というのがあります、全部で7項目ぐらいある中のですね、6番目、この冊子の巻末に歴史文化資源の一覧表を掲載したというふうにあります。非常に厚く、たくさん書かれていて、非常にいいなと思います。今後確実に資源がふえていくことを想定した暫定的な一覧表であるということも書き加えられています。そうするとですね、こうした情報というのは勝手にふえたり、勝手に整理されていくということはありませんので、高田議員もですね、総括質疑ですかね、の中で質疑されていましたが、歴史の内容が弱いとか、もっと深掘りするべきじゃないかというふうなことを高田議員さんがおっしゃっていました。こういったことを踏まえてですね、この暫定的な一覧表であって、これからどんどんふえていくことを想定しているというふうな中で、これについてですね、どういった方策を考えているのか、具体的に考えがあるのか、そういったところをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 拾い上げた歴史文化資源の関係ですが、今回の計画策定に当たってはですね、既存の既

に発刊されているいろんな報告書ですとか、あるいは当然旧市町村史、そういったものを参考にしながら2000点以上の資源を拾い出したということでございますが、これで十分全部を拾い上げ切ったというふうには思っておりませんで、今後先ほどお話ありましたけども、3地域を保存活用の一応モデル、重点地域ということにさせていただきまして、今後その地域の皆さんと具体的な計画づくりに入っていきたいと思っておりますので、そういう地域の皆さんとの話し合いとかの中で、また今回拾い切れなかった資源とかも出てくると思われますので、そういったものは積極的に取り上げて追加していきたいという考え方でございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） それでですね、つけ足していくべきだと思います。このデータの活用の仕方についてなんですけれども、私ちょうど1年前の9月議会の一般質問で、総務課の関係だったんですけど、オープンデータ化して、この歴史文化基本構想のデータをみんなの資源としたらどうかというふうな質問をさせていただいたんですね。そのときに、課長のほうもそれまた高田議員さんの質問の中でお答えいただいているんですけど、ぜひ活用していきたいというふうなお話があったんですよ。具体的にはですね、この資料部分非常にこれ私は活用価値があるし、これからふやしていく意味では、非常にベースになっていいと思います。具体的にはですね、私オープンデータとこの際ここで取り入れてみたらどうかというふうな提案があるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 検討してまいります。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） データの活用ということで、今回この計画の策定を通じてたくさん地域の資源を拾い上げたわけですが、そういったものが自分の近くにあるということをおぼろげに市民も多分たくさんいらっしゃると思うので、そういったことをぜひ市民の皆さんに知っていただくという意味でも、データを公表して活用していくということは大事だなというふうに思っていますので、その具体的なシステムとか、そういったものはこれから研究をさせていただきますが、基本的には積極的に発信をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） オープンデータ化することによって、市民の皆さんがいろんな活用方法を考えてくれるというふうな仕組みになろうかと思っておりますので、総務課の課長のおっしゃるとおりにぜひよろしくお願いいたします。

次、策定の過程について伺いたいと思うんですが、これ委託業者がですね、株式会社グリーンシグマというふうにあります。これの選定の理由と、今年度の約290万円の委託の内容についてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） まず、委託業者の選定ですが、これはこういった歴史文化関係の計画策定に実績のある業者を指名して入札をした結果、グリーンシグマに決定したということでございます。

それから、業務の内容ですが、2カ年にわたっているわけですけども、28年度は主に資源の洗い出しですね、私どものほうでいろんな報告書ですとか、市町村史を初め、そういったものを提供して、その中から資源を洗い出すという作業、そしてその現地確認といったようなことも行ってもらいました。それから、29年度はそういったことを今度図面に落としたりですとか、そういう資料づくりをしていただいて、最終的には委員お持ちの冊子に印刷製本するところまでの業務をお願いしたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 成果物の印刷も含まれると。グリーンシグマさんですけども、これ以前に斐太歴史の里等の関係にかかわってやられたのかな、ちょっと記憶にあるんですけども、そういうことで非常にいい仕事をしてい

ただいたんじゃないかなというふうに思うんですけど、この構想の中にもですね、コンサルティング業務委託内容ということで、このグリーンシグマさんにですね、策定委員会の運営補助というものも内容に書かれているんですね。これ構想をつくる上でですね、このプランの骨子をつくる関係にコンサルさんがですね、アドバイスというか、どこまで関与したかについて伺いたいと思っているんですけど、市との役割分担みたいなのところ、どんなふうだったのか、お聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） このコンサルにお願いした策定委員会の運営補助といいますのは、委員会に出すいろんな図面関係ですとか、資料関係の作成ということで、そういった業務をお手伝いいただいたということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、大きな流れはあくまで市のほうでつくられたということですね。策定の過程におけるですね、共同体の課題についてちょっと伺いたいんですけども、冊子の中にですね、経過説明が細かく書いてあります。平成28年と29年の2カ年事業で、策定委員会が8名の委員、1名のアドバイザー、それから歴史民俗学等の有識者を含めて委員会を4回、それから庁内検討会議からアートカルチャーツーリズム推進本部の会議に移行しながらやっていったという経緯、それから市長部局の各課からいろんな政策的な情報提供をもらってやったということも書いてありました。現地調査とか、各種団体との意見交換を行って、町内会長さん等にも情報提供の呼びかけなどをしながら、最終的にパブコメにかけてまとめ上げたというふうな経緯のようです。このいろんな主体とですね、かかわりながらの進め方について、この経緯を振り返ってですね、課長なりで結構なんですけど、どういった課題とか、反省点があったか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 課題、反省点ということでございますが、かなり今回2年という時間をかけてですね、細かい部分まで地域の素材を掘り起こすことができたと思いますし、それを今後活用していくために、モデル地区を選定して、これからその計画づくりへ入っていきこうとしているわけですが、具体的に今後どうやって保存、そしてそれを活用して地域の活性化につなげていくかというのは、今後の地域の皆さんと策定していく保存活用計画がどれだけ現実的で将来をちゃんと見据えたものかということにかかってくると思いますので、策定は終わりましたけれども、それを活用して結びつけていくこれからの取り組みが大事なんだろうなということで捉えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） これからの課題ということで、進め方ということが大事だということでもありますけれども、この庁内検討会議にですね、観光商工の係長、それからDMOの事務局長が入っているわけです。DMOとはですね、策定の過程でどんなふうな連携を行いながら事業を行っていったかについて伺いたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） DMOの皆さんからも観光的な視点でこのストーリーに対する意見とかですね、洗い出したその素材をどう生かしていくかというようなことで御意見をいただきました。今後につきましても、具体的に今度地域の皆さんとつくる保存活用計画を生かしてですね、旅行商品の開発とか、そういったものに結びつけていきたいと思っておりますので、その際はまたぜひDMOと連携をしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今後DMOと一緒に研究をしていきたいということですか。もう既にこれ構想ができていますので、DMOは積極的にこれを活用して、もう既にコンテンツをつくっていくという段階になっているん

じゃないかなというふうに思うんですが、ぜひともよろしくをお願いします。

その活用のことについて最後にお伺いしたいんですけども、関川、それから関山、斐太、この3つの活用区域つくられたわけですね。今後の管理の主体はどこで、どのようにして行っていくか、それから8つのストーリーについてもですね、自治会、それから保存会、宗教法人、こういった主体がですね、かかわっていくというふうに思うんですけども、この辺がですね、非常に疑問なところがありまして、委員会でもですね、12月8日の第4回策定委員会、これが開かれた中でですね、委員からですね、市民と共有する構想であることから、地域住民が主体的に行うべき活動の明確化、それから学校教育との連携に関する記述を求める意見も出されたというふうに書かれていました。それから、昨年ですね、第1回妙高市文化財調査審議会が開かれていました。このときですね、会議録を見るとですね、委員からこの計画は構想のため、いつまでに誰が何をすることが具体的に示されていないというふうな意見が出されていて、事務局の回答としてはですね、具体的な行動、計画等については、計画策定後指定等文化財、それから関連文化財群、そして保存活用区域ごとに保存活用計画の中で検討していくこととなるというふうに書かれています。こういった経緯によってですね、最終的にこの構想の8章、9章の内容がすごく具体的になってきて書きかえられてきているというふうに見ました。今後はですね、市の文化財保護部局が中心となって、関連文化財群やストーリーの普及に努め、各地域において身近な歴史文化資源を生かした地域活性化の取り組みが実践されるような下地づくりを行うものとする。またですね、将来的には3地区の計画に基づいて策定の手引を策定することによって、市内各地において保存活用計画の策定を促進していくというふうに書かれているんです。この保存活用計画の策定を促進していくというふうなことなんですけども、この現状はどのようなことになっていますでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 保存活用計画の関係ですけども、先ほどから申し上げているとおりですね、いわゆる今回の構想に基づいて、まずは選定した3地区を中心にその保存活用計画を住民の皆さんと策定していくということで、実は関川地区につきましては、来月に入りますと第1回目の打ち合わせを行う手はずになっております。そんなことで、まずはその3地区をモデルとして保存活用計画を策定し、それに基づいて具体的な活用を図っていくこととすし、それをモデルとして、将来的には他の地域にもそれを波及をさせていきたいということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 関川地区についてはもう始まるということなんですけども、続いてですね、関山、それから斐太の地区でもこの保存活用計画ですね、実際につくって進めていっていただきたいと思います。とりわけですね、この歴史文化基本構想というのは、文化財保護行政のマスタープランというふうな形でも言われています。そういう意味で、他の市町村見るとですね、この保存活用計画までしっかりとつくり上げてやっているところもあるし、あるいはもうすぐこれから始めますというふうなことをこの中にうたっている市町村もあるんですね。そういう意味で、これからの活用というものが一番大事になってくると思いますので、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 主要な施策の成果説明書に掲載されていない事業に対する質疑に入ります。

図書館管理運営事業に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 妙高市のですね、図書館のあり方に関する報告書、これが平成29年度事業の中で出されたわけですけども、これについて現在どういう扱いになっているか。妙高市の図書館のあり方に関する報告書、これの扱い現在どうなっているかについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） あり方検討会における報告書の扱いということでございますが、こういったあり方検討会を設置して検討していただいた結果、現在妙高市の図書館の現状、課題、そして将来目指すべき姿というのをまとめていただいて、結論としては今後必要と思われるサービスとか、機能、そういうのを提供していくには、現在の図書館ではもう限界があるので、新たな図書館の整備が必要ではないかという提言をいただいたということです。この報告書を受けて、今年度に入りまして図書館整備の検討委員会を立ち上げて、今検討を進めている最中ということでございます。ですので、その新たな図書館の整備に向けた検討を始める一つのきっかけがこの報告書であったということの位置づけになりましょうか。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういうことですね、非常に着実に進めていっていただけることはありがたいことだと思っております。私はですね、この市民が知りたいという自由な権利を公が保障すると、こういう図書館については非常に格別な思いがあります。そういったことですね、これからですね、住民が主体になった住民自治というものが必要になってくるという状況においてですね、この社会教育はこの柱となるもんじゃないかなというふうに思っています。その意味で、この図書館が非常に重要な立ち位置があるんじゃないかなと思います。

最後の質疑ですけども、今後のですね、基本構想、それから基本計画、こういったものになっていくかなというふうに思っているんですが、これのスケジュールについて、現段階での確認をしたいんですが、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 図書館整備に向けたこの構想のスケジュールなんですけども、今年度当初はですね、秋口ぐらいまでにある程度構想を固めてですね、その後年度内に設計コンペを実施したいということで、一応予算計上をさせていただいたんですが、その後ですね、この検討委員会の中でももう少し時間をかけて検討したほうがいいというようなことですか、検討委員の皆さんがみずから市民対象の図書館に関する勉強会を開催していただいたりとかですね、それから御案内のように今立地適正化計画の策定を進めているということで、それにも図書館がかかわってくると考えられますので、そういったものとの整合性を図る必要があるということから、少し構想の検討に時間をかけさせていただいて、場合によれば今年度予定していた設計コンペは次年度以降に送る可能性もあるかなというふうに今考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ことしの3月にですね、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてということで、文部科学大臣が中教審に諮問しています。それについては承知されていると思いますけれども、そこでの論点はですね、社会の縮小とあわせて防災を含めたまちづくり拠点の機能の中に、社会教育施設がどうあるべきか、それともう一点はですね、クールジャパン等の観光行政の連携で、社会教育施設がどうあるべきかという観点で諮問が出されています。この答申がですね、年内に出されるというスケジュールになっておりますので、そういったこともですね、出されたものも勘案して、全体のまちづくりの中での社会教育施設がどういった役割を果たすかという視点で御検討いただきたいと思っております。今ほど立地適正化計画というものがありましたけれども、その中でのこの社会教育施設のですね、それから複合化の中の非常に大事なポイントだと思いますので、ぜひとも

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかに意見ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、10款6項保健体育費に移ります。

にいがたはねうま国体開催事業に対する質疑を行います。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、衣を着せずに時間も相当たっておりますので、ストレートに質疑させていただきます。

にいがたはねうま国体のですね、開催に当たりまして、妙高高原駅どのくらいのにぎわいがあつたか、妙高高原の利用人数やバスの利用、その他地域のそれぞれの人員等についての数字をお聞かせいただきたいと思ひます。さらには、国体におけるですね、経済効果はどうであつたか、もし金額が出ていたら教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 国体に伴います高原駅のにぎわいということなんですが、ちょっとトキ鉄さんにも確認をしましたが、国体のためにどれほどの乗降客があつたかということは、集計をしていないということでございまして、ちょっとはっきりしたお答えはできません。また、バスということで、この辺もですね、路線バスを使われた方もいらっしゃいますし、私どもが用意した無料のシャトルバスをお使いになつた方もいらっしゃるんですけど、これもですね、皆さんお好きなところで乗つてお好きなところでおられるものですから、ちゃんとした集計ができておりませぬので、御容赦いただきたいと思ひます。ただ、国体期間中にですね、県の実行委員会が妙高高原駅に国体案内所を設置しました。そこに訪れた人は、期間中82人いらっしゃつたということでございまして。

それから、宿泊等の人数でしょうかね、宿泊の関係ですが……

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長、ちょっといいですか。

市長そろそろ時間だそうですね。

○市長（入村 明） あと5分ぐらい。

○委員長（宮澤一照） これで終わります。あと1つで終わります。

生涯学習課長、これ後から資料で配つて、それで結構です。明確な答えが出ないんだつたら後から資料のほうがいいと思ひます。

○生涯学習課長（山本 毅） 経済効果についてじゃお話をさせていただきますが、御案内のとおり選手、役員の皆さんの宿泊に伴うものですか、あるいは一部の特殊な用具、備品については市外のほうに発注しましたが、それ以外の施設整備にかかわるものほとんどは市内の業者さんの発注しておりますので、少なくとも5億円から6億円の経済効果はあつたというふうにお思ひしております。その内訳ざつくり申し上げますと、選手、役員等の配宿に伴う宿泊の関係です。これが1億900万円ほど、1万1796人が延べでお泊まりいただきましたので、1億900万円、それから施設整備の関係では、2カ年で3億6300万円、あと競技用の備品等で6200万円、それから実行委員会、市の実行委員会ですが、市内の業者さんにいろんなお弁当ですとか、振る舞いの具材ですとか、そういったもの応援グッズなど発注しましたが、それが3500万円ほど、そして県の実行委員会ですとか、会場の除排雪とか、そういった市内の業者さんにお願ひしたのが約1000万円、こういった内訳になっております。そのほかにも恐らく車であらうれば、ガソリンを入れたりですね、あるいはまちで食事をしたりとかいうことがありますので、これ以

上の経済効果はあったものというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） この件に関しては、後でぜひですね、一覧表でいただきたいんで、よろしく願いいたします。  
阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） この主要な施策のですね、成果説明書に掲載されていない事業に対する質疑に入ります。  
スポーツ施設管理運営事業に対する質疑を行います。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、妙高高原体育館のですね、プールについてですね、聞かせていただきたいという  
ふうに思います。

この体育館ではですね、プールにおいて歩くスペース等々がつくられて、この1年間取り組んでこられたという  
ふうに思います。体育館の利用状況やプールの利用状況等々含めて、歩くということでのジャグジーを使ってです  
ね、対応しているわけではありますが、今後それについてもどのような考えを持っておられるのか、お聞きしたいと  
思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高高原体育館及びプールの利用状況等でございますが、昨年の4月30日にオープンし  
てから約10カ月間で、体育館全体では2万423人の御利用がございました。そのうちのプール利用者は1万399人と  
いうことで、約半数がプールの利用者ということでございます。それで、プールは御案内のとおりですね、水夢ラ  
ンドあらいのように泳いだりレジャー的なプールではなくて、水中運動をする円形のバーデプールということでご  
ざいます。そこで、健康維持プログラムを初め、指定管理者の自主事業等でプールが活用されているということ  
です。ですので、今後も先ほども申し上げましたが、そのプログラムの質の向上とか、充実を図りながら、このプ  
ールを活用していきたいと思っております。

なお、ジャグジーにつきましては、あれは運動とかのためではなくて、その運動後のリラクゼーションというか、  
そういうことでジャグジープールを設置しておりますので、そちらのほうもまた活用いただければというふうに思  
っております。

以上です。

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 10款6項保健体育費に対するそのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 次に、12款1項公債費に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 13款1項予備費に対する質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 議事整理のため、17時50分まで休憩させていただきたいと思っております。

休憩 午後 5時39分

再開 午後 5時49分



○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて会議を始めます。

続いて、歳入に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 若干伺います。時間の関係がありますので、端的に。

実はですね、決算書11、12ページの中で、前段でも税務課長の説明があったところですけども、努力の結果という形では見えてきているんですけども、ここにある収入未済の関係ですね、みんなそれぞれ同じなんだろうなというふうに思うんですけども、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税とか、入湯税というのはちょっとあれなんですけども、それにあわせて都市計画税、ここでの滞納処分の関係で、いわゆる本人といいますか、本人といいますか、当局が行ってどのような話し合いで、どのような進め方になっているのかな、そういう原因の絡みの中でもって、これだけの繰り越し滞納が残っているということになるんですが、強制的にというわけにはいかないんですけども、その辺のところをかいつまんだところでもって御報告いただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、自主納付になろうかというふうに考えておりますが、やはり中にはですね、何回もお邪魔をしても、あるいは文書を置いてきてもですね、全く御連絡もよこさない方がおられるということで、私どもとしましては、そういう方々につきましては、どちらかという、税金を滞納する、連絡もよこさない悪質の滞納の事業者というようなことでですね、場合によったらその次の段階に進む候補ということで処分を前提にというふうなところに入ってくるのかなというふうに考えております。そういう中ではですね、29年度におきましては、差し押さえを128件実施したというような状況でございます。その中でですね、それぞれ収入未済額ということで、実は市税全体では28年度と比較いたしまして7802万9000円ということで、大きな金額を削減させていただいて、前年比と比較をいたしまして14.7%削減をさせていただいたといったような状況でございます。そういう中ではですね、市税全体で滞納額が4億5403万円のうちですね、固定資産税が全体の93.9%、4億2640万円を占めております。そのうち観光関連産業がですね、約8割、78.6%、3億5685万円を占めている状況でございます。ただし、いずれもですね、前年度と比較をいたしまして、それぞれ15%前後削減をしているといったような状況になっております。その中でさらにですね、500万以上の滞納案件がですね、前年度と比較をいたしまして5件減の19件ということで、削減をされております。それで、500万円以上の滞納件数につきましては、前年度より6863万円削減をしまして、3億3314万円ということ、500万円以上の案件につきましては5件減になったということで、全体的にも大きく減少したといったような状況かなと思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今報告の中にですね、悪質なものであるというような表現があったんですけども、生活苦でもって、あるいは商売が云々という、そういうことであった部分、それから忘れてというの、忘れてって余りないと思うんですけども、そんなのとかという形があって、極端に言ったら要するに生活実態との兼ね合いでもって負担が大変だという部分と、悪質な状況だという部分と、割合でいったらどんなになりますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 何をもって悪質かというのは、非常に難しい判断なのかなというふうに考えておりますが、件数につきましては、前年度より200件削減をしております。大きく3つくらいに滞納の要因別に区分けをしております。まずはですね、低所得あるいは生活困窮の方々が215件ということで、41.6%を占めております。その次にですね、一時的に病気とかですね、失業に伴いまして、税金を納める能力が低下をした方ということで、そういう方々が119人、23%おるということです。それから、経営困難ということで、この方が90件、17.4%というふうな

格好になっております。そのほかですね、所在が不明になってしまった方、あるいは多重債務、法的整理、実態がつかめないといった方々が93件の18%おられます。そういう中で、滞納金額別に見た場合につきましては、主に観光関連が中心になってくるわけなのですが、経営困難ということで全体の83%を占めておりますが、金額的に3億7685万8000円ということで、大部分は経営が厳しいということで滞納に至っているといったような状況です。その次に、低所得ということで、8.6%、3885万2000円ということです。それから、一時的に納付できないという方が3%、1362万1000円ということです。そのほか所在不明、法的整理、多重債務等がですね、2469万4000円、5.4%といったような状況でございます。

あわせて、業種別ということで区分をさせていただきますと、一番大きいのが給与所得者で件数は217件、それからその次に、自営業者ということで151件の29.1%、その次に年金受給者91件、17.6%、観光事業者が11.2%、58件という格好になっております。滞納金額別にはですね、一番大きいのが約8割を占める観光事業者ということで78.6%、3億5685万3000円を占めております。次に、自営業者ということで10.3%、4657万7000円です。その次に、給与所得者ということで6.1%、2784万8000円、その次に年金受給者5%ということで、2274万7000円といったような状況になっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろ細かくありがとうございました。

いろんなところでもって頑張っている姿が見えてきます。それぞれ関係するところとの関係も深めてですね、ぜひきちんとした対応、強制でもっていわゆるパワハラと言われるようなことのないような形での対応をお願いしておきたいと思います。

そんな中でなんですが、この中での固定資産税の中でちょっと教えていただきたい。新幹線軌道敷の分はどのような形で入っているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時59分

再開 午後 6時00分

○委員長（宮澤一照） 休憩を閉じて会議を始めます。

市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 新幹線に関連する固定資産税につきましては1億9527万8000円でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これがこの中にきちんと入っているということでいいわけですね。なかなか見えてこないもので、その辺のところをできれば見えるような形にしておいていただくとありがたいなというところでございます。

次の関係で、あとほかないものですから行かせていただきます。最後に財務課長、地方交付税の算定がえによる今後の推移と財源問題について、どのような考えでおられるか。地方交付税会計そのものも国のほうもだんだん大変になってきているという状況もあろうかと思っております。そんなんで算定がえされて、地方は大変だと、こうなってくるんですけども、この財源問題についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 地方交付税につきましては、合併算定がえの終了ですとか、人口の減少などによりまして、減額が見込まれております。そのほか税収につきましても、これから減少傾向にあるだろうというふうに言われておりますので、財政運営としては非常に厳しい状況になっていくだろうというふうに思っております。今回歳入に見合いました今後予算規模に徐々に縮減していく必要があるというような認識をしておりますし、まずは税の収納

率の向上ですとか、遊休資産の売却、ふるさと納税など税外収入の確保を図っていく必要がありますし、人口減少対策など税源涵養策などにも積極的に取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

また、基金のほうにつきましても、そちらの有効活用しながらですね、起債につきましても、人口減少を見据えて将来負担と債務償還能力を考慮した計画的な予算立てをしていく必要があるというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地方交付税はね、計算どおりにいつでも来るというパターンじゃなくて、国の要するに交付税会計そのものも大変な状況になってきていると。結局のところは、ほかの事業をやったときにそこに対応する譲与税の関係とか、特別交付税の関係とかという形になってくるんですけども、純然たるものについては、きちんとした計算のもとにやっつけていかなきゃいけないし、無駄遣いは省かなきゃいけないし、徴収率を上げるといったって人口ふえていないから、所得もふえていないから、その辺も大変だという、こういう状況だと思います。今課長答弁にもありましたように、税収を上げるとか、要するに人口減少対策をきちんとやって、安定させるという、こういうものもあります。もとはそこにありますので、これからそういうものをきちんとみんなでもってコントロールし合いながらということでもってやっていってもらわなきゃいけない。後々に禍根を残すようなことであってはならないなというふうに思っております。私個人的には、できれば地方交付税のですね、国からの流れ、システム等について、改めて勉強会もやりたいなというふうに思ったりしていますんで、その切はまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） 歳入に対するそのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんな点でもっていろいろと議論させていただきました。しかし、その議論の中でもありましたように、どうしてもですね、保育園の3園統合問題、私自身も納得がいかない。統合問題については、慎重な対応で関係者の皆さんの納得のもとに、ただ場所的なものについては、どうしてもあの場所はということでもって納得できない、こういう状況の中でこれをごり押しするようであるので、それについては反対の意思を表示していきたいと思ひます。

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定のうち当委員会所管事項については、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

○委員長（宮澤一照） 着席願ひます。

賛成委員多数であります。

よって、議案第76号うち当委員会所管事項は、原案のとおり認定されました。

---

議案第82号 平成29年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第82号 平成29年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） ただいま議題となりました議案第82号 平成29年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

最初に、歳入から申し上げます。決算書特104、105ページをごらんください。上段の1款財産収入は、主なものとして1項1目1節土地貸付料で617万2380円のうちスキー場用地等貸付料が最も多く419万3070円となっております。

次に、歳出について申し上げます。ページをめくっていただきまして、特106、107ページをごらんください。上段1款1項1目一般管理費は、管理会運営のための経常経費が主なものであります。

中段の2目財産管理費は、財産区所有地の景観維持などの管理のための経費であります。

下段2款地区環境整備費では、杉野沢地区の住民福祉増進と地区環境整備のための負担金を交付いたしました。

以上、議案第82号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これより議案第82号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第82号 平成29年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

---

○委員長（宮澤一照） 引き続き全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

今定例会における当委員会所管の陳情は、陳情第5号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情の1件であります。

---

陳情第5号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情

○委員長（宮澤一照） 陳情第5号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情を議題とします。

事前に陳情書が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思っております。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 当陳情書については、賛成であります。

私立高校におけるですね、学費滞納状況において、一昨年のある調査によりますと、全国の私立高校で6カ月以

上學費を滞納している数は129校に779人いるとのことでした。全生徒数の約0.3%で、増加傾向を示しているということでもあります。また、最長の滞納月数は15カ月という方がいらっしゃって、これは新潟県だそうです。加えてですね、経済的理由による中退もあるということであり、当事者の方にとっては非常に深刻な問題だというふうに思います。国の教育基本法にはですね、教育の機会均等という大原則がうたわれている中で、今後ますます核家族化、ひとり親世帯など当事者の方の家計は非常に厳しくなってくると考えられますので、こうしたことから必要な就学支援は重要なことだと考えますので、これについては提出に対して賛成したいと思います。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私もこの陳情には賛成であります。

全国また当県の高校におきましても3割が私立高校に通う状況の中で、私立高校生は学費公私間格差という不平等状態に置かれています。国が責任を持って学費負担の軽減を進める必要もあるため、この陳情には賛成であります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私も賛成であります。

教育の機会均等という観点からと同時になんですが、もう一つ私学らしい学校づくりというのは、私はある面では大事だということを思っておるんですが、非常に今私学のほうもその辺で頑張っていると思います。そういったことも加味しながらこれについては賛成させていただきます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私も賛成であります。

そもそも今ごろまだこれをやらなきゃならないという、この教育の機会均等の時代の中ですね、おこなわれているという分野であります。早くに到達するということが必要だという観点から賛成いたします。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も賛成です。

もう委員の皆さんから出ておりますように、機会均等という立場で賛成ということにさせていただきます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これより起立により採決します。

陳情第5号 「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[ 賛 成 者 起 立 ]

○委員長（宮澤一照） ありがとうございます。お座りください。

賛成委員全員であります。

よって、陳情第5号は採択されました。

陳情第5号は、採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ありませんか。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全員賛成ということでございますので、委員長を提案者にして、あと順次名前をとということよろしいかと思います。

○委員長（宮澤一照） ただいま霜鳥委員より提出者は委員長、賛成者は委員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり提出者は委員長、賛成者は委員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見等がありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

---

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（宮澤一照） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査については、お手元に配付の資料に記載してありますが、委員、執行部側のいずれからも申し出もありませんでした。

お諮りします。閉会中の事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことに決定されました。

次に、継続審査（調査）のうち、先進地委員会調査について、お諮りします。お手元に配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申し出することに決定されました。

あわせて先進地委員会調査の日程についてお諮りします。先進地委員会調査については、お手元の配付の資料のとおり11月6日から11月8日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、先進地委員会調査については、11月6日から11月8日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了解願います。

---

○委員長（宮澤一照） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これを持ちまして総務文教委員会を散会します。どうも大変御苦労さまでした。

散会 午後 6時16分